

皇帝フリードリヒ3世時代の国王裁判所：法制史的 ・法思想史的研究

著者	森 暁洋
発行年	2019-03-31
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第707号
URL	http://doi.org/10.32286/00018363

2019年3月期
関西大学審査学位論文

皇帝フリードリヒ3世時代の国王裁判所
—法制史的・法思想史的研究—

法学研究科 法学・政治学専攻

法思想史特別研究

14D1003 森 暁洋

皇帝フリードリヒ 3 世時代の国王裁判所

—法制史的・法思想史的研究—

森 暁洋

論文要旨

本稿作成者は、皇帝フリードリヒ 3 世（在位：1440-1493 年）時代の国王裁判所、すなわち 15 世紀の国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所という 2 つの国王裁判所について、それらの組織体や手続法がどのようなものであり、そこにおいて実際にどのような裁判がおこなわれたのかを明らかにすべく、研究をおこなっている。

しかし、それを研究するためには、まず、分野横断型の文献渉猟を通じて、当時の時代背景についての総合的な理解に努めなければならなかった。そして、そのことが、当面の研究目標となった。よって、研究方法としては、法制史に関する文献だけではなく、歴史学や書誌学や宗教学など、幅広い分野の文献を参照する、という形をとることになった。

15 世紀から 16 世紀にかけて、国家制度改革に関する内容を含んだ、いわゆる改革文書が、いくつも起草された。本稿では、改革文書に関する代表的な先行研究の紹介を通じて、改革文書の特徴や意義、それらを読み解く際に注目すべき事柄等について、詳細に述べた。

皇帝フリードリヒ 3 世の時代は、ただ約 50 年間という長きに渡った、ということだけではなく、教会改革および帝国改造という、非常に重要なテーマについての議論がなされていた時代であった。こうした議論に関する理解を深めるためにも、その当時のさまざまな出来事について知っておく必要があるだろう。本稿では、先行研究を通じて、その当時の年代記の有無を調べ、エベンドルファーの『オーストリア史』と、ピッコローミニの『オーストリア史』とが存在することを明らかにした。また、それらの著者および年代記の基本情報についても、紹介した。

15 世紀前半の神聖ローマ帝国において、教会改革と帝国改造は、同時に喫緊

の課題となっていた。そして、両者は互いに理念的に結びついており、当時は、その結びつきによってのみ、解決されると考えられていた。実際、マクデブルク司教座聖堂参事会員ハインリヒ・トーケは、改革文書によって裁判制度改革を提唱するのに加えて、教会改革の一例である聖地巡礼の問題にも取り組んでいた。帝国改造とはなにか。この問題に取り組むためには、改革文書の研究はもちろんのこと、それらの起草者たちの教会改革思想の解明にも取り組まなければならないのである。

従来、皇帝フリードリヒ3世時代の法制史および国制史上の問題として、いくつかのラント平和令についての言及のみがなされてきた。それに加えて、近年のドイツでは、皇帝フリードリヒ3世時代の国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所についての議論もなされるようになり、関連する史料集も編纂された。また、ドイツでは、裁判制度史の概説書も出版された。このように、近年においては、裁判関連史料の分析を通じて、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所の組織体や手続法について、より具体的かつ詳細に論じられている。本稿では、コラーの見解とディーステルカンプの見解の紹介を通じて、これらの国王裁判所についての議論の状況について、具体的に述べた。

今後、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所の組織体および手続法に関する研究を進めていくにあたっては、おそらく2つの点が考えられる。1つは、帝室裁判所設立の前史という点である。例えば、国王カンマー裁判所が、帝国改造への機運が高まりつつある政治情勢の中で、どのような変化を遂げて、帝室裁判所設立に至ったのかを、組織法および手続法から明らかにすることなどが挙げられる。これは、帝室裁判所や帝国宮内法院との関連を、重視するものである。もう1つは、皇帝フリードリヒ3世時代の社会情勢を反映した、国王裁判所の活動実態を明らかにするという点である。その一例として、皇帝フリードリヒ3世時代のユダヤ人と国王カンマー裁判所をめぐる問題が挙げられるように思う。

中世ヨーロッパにおけるユダヤ人は、常に差別や中傷の対象となっていた。そして、十字軍の機運が高まった時期や、ペスト大流行の時期などには迫害を受けた。また、聖餅冒瀆や儀礼殺人をおこなったとして、迫害を受ける場合もあった。皇帝フリードリヒ3世は、ユダヤ人たちの被保護者であったため、当

時の国王カンマー裁判所を、ユダヤ人が利用することも可能であった。中世のドイツにおけるユダヤ人は、権利無能力者として取り扱われていた。よって、彼らは、皇帝によって保護特権を与えられた場合にのみ、生命および財産が保障された。

皇帝フリードリヒ 3 世の時代に、トレントでの儀礼殺人事件を契機として、レーゲンスブルクでも、1476 年に儀礼殺人の容疑をかけられたユダヤ人が、逮捕された。この動きに対して、皇帝フリードリヒ 3 世が介入し、長い紆余曲折を経て、ようやく 1480 年に、逮捕されたユダヤ人は釈放された。レーゲンスブルク儀礼殺人事件に対する、皇帝フリードリヒ 3 世の干渉は、国王カンマー裁判所での訴訟を通じて、おこなわれた。本稿では、この事件の紹介を通じて、従来のがわが国では注目されてこなかった当時の国王裁判所が、実際に帝国内でどのような機能を果たしていたのかについての具体例を、示すことができた。

以上

皇帝フリードリヒ 3 世時代の国王裁判所 —法制史的・法思想史的研究—

森 暁洋

(目次)

序

第 1 章 15 世紀の神聖ローマ帝国

(1-1) 国制をめぐる動向

(1-2) 改革文書

(1-3) 歴史叙述家と年代記

第 2 章 ハイน์リヒ・トーケ

(2-1) トーケの経歴ならびに著作

(2-2) 聖地巡礼について

(2-3) トーケとヴィルスナック

第 3 章 神聖ローマ帝国の裁判制度

(3-1) 国王裁判所概史

(3-2) 国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所をめぐる議論

第 4 章 国王カンマー裁判所とユダヤ人

(4-1) ユダヤ人の法律上の地位

(4-2) 国王カンマー裁判所とレーゲンスブルク儀礼殺人事件

結語

(目次は以上)

序

本稿作成者は、皇帝フリードリヒ 3 世（在位：1440-1493 年）の時代の、国王裁判所の実態解明を目標としている。すなわち、15 世紀の国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所という 2 つの国王裁判所について、それらの組織体や手続法がどのようなものであり、そこにおいて実際にどのような裁判がおこなわれたのかを明らかにすべく、研究をおこなっている。

中世後期ヨーロッパのイメージについては、従来、ホイジンガが『中世の秋』において述べているように¹、欲望や、私闘や、戦乱に伴う内政および外交の機能不全の面が、強調されることが多かった。

上記のような特徴は、15 世紀の神聖ローマ帝国、とりわけ皇帝フリードリヒ 3 世時代についての従来の記述においても、同様にみられる。内政および外交の混乱という面が強調され、加えて、皇帝フリードリヒ 3 世への否定的な評価もなされていた²。

そして、従来の法制史および国制史においては、15 世紀といえば、帝国改造に向けての取り組みの頂点たる 1495 年のヴォルムス帝国議会に代表されるような、皇帝マクシミリアン 1 世（在位：1493-1519 年）の時代がとりわけ注目されてきた。皇帝マクシミリアン 1 世の時代から活動を始めた帝国裁判所とし

¹ ホイジンガ著（堀越孝一訳）「中世の秋」堀米庸三編『世界の名著 55 ホイジンガ』（中央公論社 1971 年）所収。

² 例えば、ゼームス・ブライス著（占部百太郎訳）『神聖羅馬帝国』（国民図書株式会社 1924 年）339 頁において「・・・ハプスブルクの支系たるステイリア侯フレデリツキは、当時の状態が要求した気力もなければ、勇氣も有たなかった。斯くて、紀元一四九三年にフレデリツキの長い不幸なる治世が畢つたとき、独逸の諸君主は、彼等の利己心と騒擾とが陥れた帝国の状態をば、無関心を以て看過することは、不可能であった。実に安危存亡の岐るる秋であった。」と述べられている。なお、引用に際し、字体を一部改めた。また、堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』（岩波書店 2005 年）238-242 頁においても、皇帝フリードリヒ 3 世およびその時代についての説明があり、皇帝フリードリヒ 3 世については、「その唯一の功績であった長寿」（同書 242 頁）という評価がなされている。さらに、これら 2 点の著作における趣旨と同様のものとして、ランケ（渡辺茂訳）「宗教改革時代のドイツ史」林健太郎編『世界の名著 47 ランケ』（中央公論社 1980 年）所収 90-91 頁における、皇帝フリードリヒ 3 世およびその当時のドイツの状況に関する記述も参照。

て、帝室裁判所および帝国宮内法院とが挙げられるが、これら2つの帝国裁判所については、近年も重要な研究業績が相次いで発表されている³。

帝室裁判所および帝国宮内法院に関する研究が、今後も重要なテーマであり続けることは、言うまでもない。しかし、それは、皇帝フリードリヒ3世の時代に、法制史および国制史上の問題が何ら存在していない、ということの意味するものではない。実際、皇帝フリードリヒ3世の時代も、帝国改造の期間に含まれているし⁴、また、その当時も帝国裁判所たる国王裁判所は存在していたのであり、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所として、それぞれ活動していた。よって、これら2つの国王裁判所についても、研究をおこなう必要があるように思う。

さて、皇帝フリードリヒ3世時代の裁判制度を研究するためには、まず、その当時の神聖ローマ帝国の状況について、理解を深めることから始めなければならない。なぜなら、上述した通り、従来は、皇帝フリードリヒ3世の時代について詳述されることは少なかったからである。よって、最初に掲げた目標について論じる前に、そもそも当時の状況の整理を通じて、どのようなトピックがあり、それらがどのような問題を持つのかについて、明らかにすることから始めなければならない。

そのために、法制史はもちろんのこと、それ以外の分野の先行研究も参照するという、いわば分野横断型の形をとり、皇帝フリードリヒ3世時代の状況の整理を通じて種々のトピックを見つけ出し、それらの問題を指摘することに努めなければならない。

³ 例えば、渋谷聡「近世ドイツ帝国裁判所をめぐる研究動向」池田嘉郎・草野佳矢子編『国制史は躍動する』（刀水書房 2015年）所収 61-79頁、渋谷聡「市長門閥から上訴市民を救う」服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』（ミネルヴァ書房 2015年）所収 247-267頁、鈴木山海「一六五四年「帝国宮内法院令」の成立」法制史学会『法制史研究』66（2016年）所収 89-131頁などが挙げられる。

⁴ 皇帝フリードリヒ3世の時代が、帝国改造の期間に含まれることについては、例えば、アンガーマイヤー教授の著作のタイトルを見れば、明らかである。Angermeier, Heinz: Die Reichsreform 1410-1555, München, 1984, S.100 ff. において、皇帝フリードリヒ3世の時代の帝国改造に関する事柄が取り上げられている。

こうして、帝国改造の文脈の中で従来あまり描かれることのなかった、皇帝フリードリヒ3世時代の裁判制度に関心を持ち、そして、それを研究するためには、まず、当時の状況の、いわば総合的な理解に努めなければならないという考えに至り、そのことが、当面の研究ならびに博士論文作成の目的となった。

よって、研究方法としては、法制史に関する文献だけではなく、歴史学や書誌学や宗教学に関する文献をも参照する、という形をとることになった。

従来、歴史学の分野においては、皇帝フリードリヒ3世時代ならびに彼自身への否定的な評価のゆえに、その時期に関する研究は、ほとんどなされてこなかった。法制史の分野においても、この時期に関する言及としては、2・3のラント平和令の内容の不十分さを指摘する程度であった。

よって、皇帝フリードリヒ3世の時代に焦点を当てて、その当時の状況を詳しく見ようとする姿勢や、その当時の状況を踏まえつつ帝国裁判所の活動実態の解明を試みようとする姿勢は、わが国においては独創的であると思われる。

第1章 15世紀の神聖ローマ帝国

中世ヨーロッパの歴史を振り返る時、それは、「楕円の二つの中心」⁵であった教皇および皇帝にとって、苦難の歴史であったように思う。実際、11世紀から12世紀にかけての叙任権闘争、13世紀の大空位時代、そして14世紀の金印勅書発布、アナーニ事件、アヴィニヨン教皇時代、シスマを経て、15世紀には公会議主義が発展し始めた。こうして、教皇権力および皇帝権力は、弱体化の道をたどっていった。その結果、ヨーロッパ世界にもたらされたものは、平和ではなく混乱と分裂であり、そこには、ホイジンガが述べたような「中世の秋」の風景が広がっていたのである⁶。

⁵ 増田四郎著『ヨーロッパとは何か』（岩波書店 2006年）179頁。

⁶ ホイジンガ・前掲の中で、当時の人々が持つさまざまな欲（堀越訳 83頁）や、私闘（同 93頁）や、戦乱に伴う政治および外交の機能不全（同 159頁）について述べられている。

なお、朝治啓三ほか編『西欧中世史〔下〕』（ミネルヴァ書房 1997年）1-2頁によれば、この当時のヨーロッパ社会には、さまざまな要素が含まれているため、その時代についての統一的性格を示すことには慎重にならなければならない

そうした状況の中で、フランスやイギリスでは徐々に体制の立て直しが図られていった一方、神聖ローマ帝国では相変わらず混乱と分裂を繰り返していた⁷。それでも、帝国内外のさまざまな要因が引き金となって、帝国改造へと歩み始めるのである。

(1-1) 国制をめぐる動向

帝国改造に向けてのさまざまな取り組みが、15世紀から16世紀にかけておこなわれた。その動向を詳細に説明している重要文献として、ラウフスによる説明が挙げられる⁸。この動向に関して、1495年、つまり皇帝マクシミリアン1世時代の、ヴォルムス帝国議会における決議内容は、既にわが国でも広く知られている⁹。よって、本節では、15世紀の中でも、とりわけ1495年以前、つまり皇帝フリードリヒ3世時代の、神聖ローマ帝国における国制をめぐる動向の概略について、以下、ラウフスによる説明に依拠して、確認しておきたい¹⁰。

帝国改造とは、15世紀初めから16世紀に至るまでの、君主と諸身分と学識ある助言者たちによる取り組みを指す。その結果、帝国国制に新たな秩序や形態が生み出され、それらは、1806年まで存続した。彼らにとって、Reformとは、

いとされる。

⁷ ドイツにおける紛争解決のための制度の一例として、裁判によらない仲裁があり、これについては、服部良久「中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制」『京都大学文学部研究紀要』43号（2004年）所収、岡田健一郎「いわゆる“Gewaltmonopol”について」憲法理論研究会編『憲法学の最先端』（敬文堂2009年）所収を参照。

⁸ 次の文献が、ラウフスの生涯と著作についての紹介をおこなっている。Kern, Bernd-Rüdiger : Adolf Laufs : Leben und Werk, in : ZRG (GA) Bd. 132 (2015).

⁹ 帝国改造に関する邦語文献として、勝田有恒/森征一/山内進編著『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書 2005年）171-186頁、F・ハルトゥング著（成瀬治・坂井栄八郎訳）『ドイツ国制史』（岩波書店 1980年）9-51頁、ミッターズ＝リーベリッヒ著（世良晃志郎訳）『ドイツ法制史概説（改訂版）』（創文社 1971年）356-357頁および456-460頁、C.F.メンガー（石川敏行ほか訳）『ドイツ憲法思想史』（世界思想社 1988年）26-37頁などが挙げられる。

¹⁰ 以下の記述は、Laufs, Adolf : Rechtsentwicklungen in Deutschland, 6. Auflage, Berlin, 2006, S. 86-105. に依拠している。

今日言われているような根本的な変革を意味するものではなかった。中近世における reformare とは、元の状態に戻し、古くからの形態を復活させ、それを確固たるものにすることを意味した¹¹。1378年の教会分裂以来、衰退を続けている教会や、世俗とりわけ帝権に手を加え、あらゆる環境における種々の弊害を浄化すること、そして、古い忘れ去られた規範を再び発効すること等が重要であった。このようなさまざまな要素から成る取り組みは、度々中断しながらも、およそ1410年から1555年まで続き、あらゆる点で、新たな形態と様式をもたらした。

この当時、王権と各地域支配権、教会権力と世俗権力、各宗派、といった国内外のさまざまな関係性の中で、妥協と平和と権利が求められるようになった。13世紀のシュタウファー家の衰退と選帝侯の台頭で、帝国における世襲君主制の可能性は、決定的に弱められた。その一方、帝国各地の地域勢力は、その勢力を拡大していた。つまり、彼らは、受け継がれそして勝ち取ってきた権利や財産の、更なる拡大を目標としており、度重なる相互の小規模な戦闘やフェーデによって、自らの立場の昇格を狙っていた¹²。領邦国家が形成されつつあったが、領土形成の過程は地域によって異なっており、統一感はみられなかった。そもそも、旧帝国は、決して堅固で完全な組織体を備えているわけではなかった。よって、地域勢力拡大の理由については、地域勢力が帝国を疎んじ、あるいは帝国の使命を奪ったからではない。

¹¹ 実際、水谷智洋編『羅和辞典（改訂版）』（研究社 2011年）を参照すると、次のような説明がなされている。reformare：1. 変形させる 2. **もとに戻す，回復させる** ※太字への変更は本稿作成者（=森）による。なお、この reformare の2番目の意味について、実際にいつ頃から用いられるようになったのかについては、今後の検討課題としたい。

¹² このような動きは、皇帝マクシミリアン1世の時代においても、依然として続いており、その代表的な人物として、わが国でもよく知られているのが、ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲンである。ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン（藤川芳朗訳）『鉄腕ゲッツ行状記』（白水社 2008年）、森鷗外「ギョツツ考」『鷗外全集（第11巻）』（岩波書店 1972年）所収、武智秀夫『手足の不自由な人はどう歩んできたか』（医歯薬出版株式会社 1982年）25-30頁を参照。

地域勢力の発達、彼らの権利と帝国における古くからの国王の権利との間での対立という結果を招いた。こうして、国制改革が求められるようになった。それぞれの地域支配権よりも上位に位置づけられ、かつ内外の平和を保障する権力の創設には、帝国とその構成員との新たな関係性の構築が、不可欠かつ不可避であった。

15世紀前半に、教会の改革と帝国の改革は、同時に喫緊の課題となっていた。その当時、両者は理念的に相互に結び付き、そして、両者の結び付きによってのみ解決されると考えられていた。教会の職位と世俗の職位は関連性があったのである。ルクセンブルク家の皇帝ジギスムントは、教会の後見人として、コンスタンツ公会議（1414-1418年）を召集し、自らもそれに参加した。彼はバーゼル公会議（1431-1449年）にも出席した。これら2つの重要な公会議において、以下に紹介するような、帝国改造計画を示す改革文書が生み出された。これらの国制をめぐる文書の起草者たちは、聖職高位者でありながら、自らの観察と経験によって、世俗の事柄である帝国の諸問題にも通じていた。

ニコラウス・クザーヌスは、バーゼル公会議の聖職者達に、国家学および教会の教義に関する『De concordantia catholica（普遍的和合について）』を提示した¹³。その著作は、具体的かつ政治的な改革案をも提供した。彼は、(1) フランクフルトでの毎年の帝国議会、(2) 帝国軍の編成および帝国税の徴収を通じての皇帝権力強化、(3) 帝国を12の裁判所管轄区へ分割することを通じて、地域権力による無秩序なモザイク状態を解消すること、(4) 法典編纂を通じて多くの地域慣習の総括および普通法との調和を図り、ドイツ普通法を創造することを提案した¹⁴。

ディートリヒ・フォン・ニームは、喫緊の課題であるラント平和をめぐる問題について、教会会議を通じて解決しようとした。

マグデブルクの司教座聖堂参事会員であるハインリヒ・トーケは、パリのバ

¹³ クザーヌスについては、我が国でも盛んに研究がなされており、文献は多岐に渡る。さしあたり、日本クザーヌス学会編『クザーヌス研究序説』（国文社1986年）所収の「クザーヌス研究文献目録」を参照。

¹⁴ ラウフスが指摘する(1)～(4)のうち、特に(4)は興味深い。今後、実際に『普遍的和合について』を参照して、確認する予定である。

ルルマンに倣って、所在地を固定化した帝国裁判所の創設を求めた。裁判官の構成については、半数が選帝侯側の代表として派遣されるローマ法博士あるいは教会法博士である。残りの半数については、国王によって任命される非学識法曹の裁判官たちである。トーケは、フェーデの禁止による平和、毎年の財産税の徴収も求めた。

著者不明の『Reformatio Sigismundi (ジギスムントの改革)』は、広く読まれた改革文書であり、同時代や後世に強い影響を与えた¹⁵。その文書において、帝国改造とは、平和と権利の回復および維持を意味した。よって、あらゆる自力救済と暴力沙汰の禁止が求められた。こうして、フェーデについては、法律で定められた制度としての地位が認められず、誰も領主たちのフェーデを手伝ってはならないとされた。このフェーデ禁止規定は、訴訟において速やかに中立的な判決が得られ、さらに、その判決内容の実施も保証されるという場合にのみ、実効性がある。それゆえ、この文書は、皇帝の代理人として争い事を調和し、和解させるであろう4人の助任司祭の任命を提案した。法の拒絶者は、公権喪失状態にならざるをえなかった。助任司祭は、国内の平和と並んで、危機に立った辺境における帝国の権利も、十分に保護することになっていた。その結果、彼らのために定められた居住地は、オーストリア、ミラノ、ブルゴーニュ、サヴォワであった。

以上のような改革文書群にみられる基本方針は、当時の帝国改造に向けての実際の取り組みの中にもみられる。例えば、『De concordantia catholica』と1438年のニュルンベルク帝国議会において討議される諸提案との間に、深い類似性がみられる。もっとも、この帝国議会においては、平和維持のための諸制度が、基本的に、皇帝よりも下位の者たちの手によって構築されようとしていた。選帝侯の草案は、完全なフェーデの禁止を要求し、そして、前年のエーゲル帝国議会における諸侯の計画を拠り所として、仲裁裁判所についての詳細な裁判所規則を提案した。帝国は4つのクライスに分けられ、各クライスを、諸侯が、上訴や執行に関する広い権限でもって管理することになっていた。国王

¹⁵ この改革文書の写本については、阿部謹也「Reformatio Sigismundi 研究への一視角」『社会経済史学』34巻4号（1968年）所収を参照。

の草案には、全面的なフェーデの禁止、国王宮廷裁判所への学識法曹の関与、フェーメ裁判所の制限などが、選帝侯の草案の中から取り入れられた。国王の草案では、諸侯たちの権力欲に、より厳密な境界線を引くことによって、クライスの編成が修正された。つまり、6つのクライスに分けられ、それらの管理者は、そこに割り当てられた評議員たちも含めて、諸身分から選ばれなければならなかった。しかし、諸侯と都市の対立により、その帝国議会は失敗に終わった。諸都市は、フェーデの権利の排除およびラント平和の強化に、帝国構成員として非常に関心を持っていた。彼らは、執行権を奪い、そして、都市同盟の連携を妨害するに違いない、強力なラント平和組織に対し、激しく抵抗したのである。

1442年のフランクフルト帝国議会でも、帝国改造をめぐる問題が話し合われた。そして、ハプスブルク家の皇帝フリードリヒ3世の名を冠したラント平和令が議決された。そのラント平和令は、写本が帝国各地に広く流布しており、長期間の名声を得ていたことがわかる。しかし、その内容については、フェーデが法律上の手段として許される場合の条件設定や、自力での差押えの制限についてであったから、かつての各種草案と比べて、むしろ後退を示している。

上述したような、いくつかの比較的大きな動きがあったにもかかわらず、ラント平和をめぐる問題は、15世紀の半ば以降、停滞した。その理由の1つとして、教皇と皇帝による十字軍政策に対する、諸身分の不満が挙げられる。1453年にコンスタンティノープルを陥落させたトルコに対抗するための帝国軍創設を求める皇帝フリードリヒ3世に対して、諸身分は、帝国軍創設と引き換えに、帝国改造の枠組みにおける、帝国ラント平和令の復活を求めた。ただし、世俗の帝国諸侯たちは、裁判制度を始めとした、帝国国制に関わる種々の改革案の議決を望む一方で、トルコへの出兵には反対であった。皇帝は、裁判制度改革を求める諸身分の主張を、警戒していた。なぜなら、彼らの裁判権が、国王裁判権に対する、より強力かつ閉鎖的な形での発展につながる恐れがあったからである。それゆえ皇帝は、帝国ラント平和令の問題について、限定的にのみ取り組んだ。

トルコの問題に関連して開催された1466年と1467年のニュルンベルク帝国議会では、帝国改造についての徹底的な議論がおこなわれた。その際、いくつ

もの伝統的な草案を引き合いに出して話が進められた。そして、皇帝フリードリヒ 3 世は、ウィーナー・ノイシュタットで帝国ラント平和令を公布した。トルコとの戦争の遂行のために出されたそのラント平和令は、5 年間の予定で完全にフェーデを禁止とし、原告は裁判所へ申し立てることとし、ラント平和令の違反者に対しては、アハトを課すこととした。原告の強制力行使については、原告が相手方のラント平和令違反の事実を詳細に述べ、裁判所が執行の決定を与えた場合を除き、禁止された。しかし、結局、帝国における無秩序状態は、改善されなかった。

皇帝フリードリヒ 3 世の長い治世の終わり頃である 1480 年代半ばに、改革を求める諸身分と、皇帝との、本格的かつ全面的な論争が始まった。1484 年にベルトルト・フォン・ヘネベルクが、マインツ大司教に選ばれた。のちに彼は、帝国権力の帝国諸身分への分配を求める、代表的な論者となる。1486 年のフランクフルト帝国議会において、6 名の選帝侯たちによって、オーストリア・ブルゴーニュのマクシミリアン大公が、父親である皇帝フリードリヒ 3 世の後継者に選出された。帝国議会では、ヘネベルクとマクシミリアンとの対立関係の中で、帝国改造に関わる交渉が直ちに始められた。マクシミリアンの時代は、帝国議会制度にとって、とても重要であった。なぜなら、帝国議会の構造は、この時期に最終的な調整がおこなわれ、そして固定化されたからである。こうして、帝国議会は、かなりの重みを持つようになり、長きに渡り、帝国の事実上の代表機関とされた。

帝国改造の動向のピークは、1495 年のヴォルムス帝国議会である。そこでの議決内容として、(1) 永久ラント平和令の制定、(2) 帝室裁判所の創設、(3) 平和と法の司掌の制定、(4) 一般帝国税の導入が挙げられる。

1495 年以降も、帝国国制をめぐる変化は生じていくことになる。例えば、裁判制度を例にすると、1496 年から既に始まっていた財政難および政治的対立のゆえに、帝室裁判所は、1499 年に一旦解体された。そして、その一方で、マクシミリアンの人的裁判権によって、ウィーンに帝国宮内法院が創設された。

結局のところ、改革文書群において予定されていた帝国改造計画のうち、実際に実現に至った項目は少ない。しかしながら、これらの改革文書は、帝国改造をめぐる議論に際して、繰り返し引き合いに出され、一定の影響を与えてい

る。また、これらの改革文書は、とりわけその後の宗教改革の時代において、フッテンを始めとする著述家たちによって、再び引用されている。

帝国改造計画は、その後の近代における発展の礎となっている。そこで計画された組織体は、中世において典型的にみられる組織体とは異なる。なぜなら、帝国改造の過程において、諸勢力の活動が活発であったため、正しく機能する連邦制としての帝国権力の設立と各派の統合が重要であった。この計画は、部分的な達成に終わった。しかし、それにもかかわらず、国家制度の諸機関を形成した。つまり、帝国議会、10のクライス、帝室裁判所である。それらは、広大な帝国において、確かに相当もろかったが、それにもかかわらず、長期に渡り、その生命を保ったのである。

(1-2) 改革文書

前節で確認した通り、15世紀の神聖ローマ帝国は混乱状態にあり、加えて、トルコを始めとした諸外国とも緊張状態にあった。そのような状況のなかで、多数の理論家が登場し、国家制度改革に関する主張をおこなうようになる¹⁶。前節においていくつかの例を挙げた通り、15世紀の神聖ローマ帝国には、そうした理論家たちが記した改革文書が多数存在した。この時代の神聖ローマ帝国が抱えていた問題およびそれに対する解決策を確認する場合に、それらの存在を無視することは出来ない。

従来、この当時の国家制度をめぐる議論の例としては、皇帝マクシミリアン1世治世下で開催された、1495年のヴォルムス帝国議会における決定事項が取り上げられることが多かった。その理由は、ラウフスも指摘するように、1495年のヴォルムス帝国議会が、帝国改造をめぐる動向のピークであったからであ

¹⁶ ところで、内憂外患を契機として多数の理論家たちが現れ、彼らが国家制度改革に関する主張をおこなう、という現象は、15世紀のドイツだけにみられるものではなく、丸山真男『日本政治思想史研究』（東京大学出版会 1976年）、石井紫郎「近世の国制における「武家」と「武士」」石井紫郎校注『近世武家思想』（岩波書店 1974年）所収、石井紫郎「近世の法と国制」石井紫郎編『日本近代法史講義』（青林書院新社 1977年）所収を参照する限りにおいて、江戸時代のわが国にもみられる。

ろう¹⁷。しかし、1495年の決定事項は、そこに至るまでの長い間の議論の積み重ねの上に成り立っている。それらの議論の状況ならびに変遷を確認していくという作業をおこなう上で、改革文書は役立つであろう。メルトルによれば、15世紀の神聖ローマ帝国において存在していた改革文書の起草者名、文書名、作成年は、以下の通りである¹⁸。

- ① Job Vener : *Advisamentum sacrorum canonum et doctorum ecclesie catholice*
Mitte, 1417
- ② Johannes Schele : *Avisamenta reformationis in curia et extra*, 1433/34
- ③ Nikolaus von Kues : *De concordantia catholica*, 1433/34
- ④ Anonymus : *Reformatio Sigismundi*, 1439
- ⑤ Heinrich Toke : *Concepta pro reformatione status ecclesiastici in*
Alamania, 1430
- ⑥ Ders. : *Concilia wie man die halten sol*, 1443
- ⑦ Aeneas Silvius Piccolomini : *Pentalogus de rebus ecclesiae et imperii*,
1443
- ⑧ Jakob von Sierck : *Abschied unter geistlichen Kurfürsten, mit waß mittel*
das romische Reich wieder auffzubringen wäre, und wie man im kunfftigen
Concilio reden solle, 1452/53
- ⑨ Johannes von Lysura : *Rede auf dem Reichstag in Regensburg*, 1454
- ⑩ Anonymus : *Ratslag, wie das heilige Reiche wieder uffgericht, und Fride*
in dutzchen Landen möge gemacht werden, 1455
- ⑪ Peter von Andlau : *Libellus de cesarea monarchia*, 1460
- ⑫ Hans von Hermansgrün : *Somnium*, 1495
- ⑬ Mathias Wurm : *Buch der 100 Kapitel und 40 Statuten*, 1490-1510

¹⁷ Laufs, a. a. O., S. 96.

¹⁸ 以下に示す改革文書のリストは、Märtl, Claudia : *Der Reformgedanke in den Reformschriften des 15. Jahrhunderts*, in Ivan Hlaváček / Alexander Patschovsky (Hg.), *Reform von Kirche und Reich zur Zeit der Konzilien von Konstanz (1414-1418) und Basel (1431-1449)*, Konstanz, 1996, S. 107-108. からの引用である。

ここからわかる通り、この当時から、国家制度改革をめぐる議論は、盛んにおこなわれていたはずである。それにもかかわらず、ツォイマーは、自身の著作の序文の中で、かつて、シュタウファー朝以降の帝国の諸制度の研究に対する学界の関心が低かったことを述べている¹⁹。第二次大戦後、それらの研究が本格的に始まり、帝国改造ならびに改革文書に関する包括的な著作も公にされるようになった。

よって、本節では、改革文書に関する重要文献である、メルトルによる説明に依拠して²⁰、以下、改革文書およびその起草者たる理論家たちに関する基本的な特徴などを説明する。なお、本節においてしばしばみられる①～⑬は、さきほど示した改革文書のリストと対応している²¹。

15世紀神聖ローマ帝国の内政および外交などについて言及している著作は、なにも改革文書だけにはとどまらない。その当時の文学作品の中にも、いわば政治的風刺という形での言及がみられる場合がある。そこで、まずメルトルは、15世紀の文学作品の例として、『トルコ人の謝肉祭劇』を挙げている。これは、15世紀の謝肉祭劇を代表する、ハンス・ローゼンプリュートの作品であり²²、ニュルンベルク謝肉祭劇の1つに数えられる²³。『トルコ人の謝肉祭劇』の内

¹⁹ Zeumer, Karl: Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit, Leipzig, 1904.

²⁰ 以下の記述は、Märtl, a. a. O., S. 91-99. に依拠している。

²¹ なお、①～⑬のうちの多くについては、Weinrich, Lorenz: Quellen zur Reichsreform im Spätmittelalter, Darmstadt, 2001.に、その抜粋がある。また、⑪に関しては、次に挙げる田口教授の御業績がある。田口正樹「ペーター・フォン・アンドラウの帝国論」『北大法学論集』62(3) (2011年) 所収。

²² ハンス・ローゼンプリュートおよび彼の作品について、詳しくは、内山貞三郎『中世独逸演劇史』(弘文堂書房 1938年) 536-559頁、永野藤夫『宗教改革時代のドイツ演劇』(創文社 1962年) 364-381頁を参照。なお、藤代幸一編訳『中世の笑い』(法政大学出版局 1983年) 2-10頁には、ハンス・ローゼンプリュートの作品のうち、「謝肉祭と断食の争いの芝居」・「医者謝肉祭劇」の日本語訳が収められている。

²³ ニュルンベルク謝肉祭劇について、詳しくは、内山・前掲 515-536頁、永野・前掲 353-364頁を参照。

容は、おおよそ次のようなものである²⁴。

1453年にコンスタンティノープルを陥落させたオスマン帝国皇帝の一団が、帝国都市ニュルンベルクにやって来た。その一団の中の口上役によれば、皇帝は自らの領土において善政をおこなっており、もし皇帝に帰依するならば、皇帝が、混乱状況にあるドイツに平和をもたらし、そこに暮らすキリスト教徒たちの信仰と財産も保障するという。オスマン帝国の皇帝と会見をおこなった教皇および神聖ローマ帝国皇帝および選帝侯のそれぞれの使者たち、さらには騎士や貴族も、そのような提案には猛反発し、脅迫と侮辱の言葉でもって、オスマン帝国皇帝の一団を追い返そうとする。しかし、ニュルンベルク市会から派遣された市民たちは、オスマン帝国皇帝の一団を歓迎し、宿舎へと案内しようとする。オスマン帝国皇帝は、市民たちに謝意を表した上で、将来の交友を誓い、結びの言葉を述べて退場し、そこで物語は終わる。この劇中に登場するオスマン帝国皇帝のセリフは²⁵、今後の征服への可能性をにおわせるとともに、その当時の神聖ローマ帝国内部の状況をも言い表している。

普段から謝肉祭劇におけるユーモアというものが重視されるとした場合、ローゼンブリュートも、『トルコ人の謝肉祭劇』に意味深長なユーモアを織り交ぜたと考えられうる。つまり、ある意味では、15世紀半ばにみられた帝国改造運動の復活が、実は、偉大なトルコ人であるメフメット2世によって引き起こされ、彼はコンスタンティノープルの征服を通じて、ヨーロッパにおける改革および平和に向けての取り組みのきっかけをつくり、その上で、やがてトルコの実進²⁶がおこなわれることとなるのである。トルコによる危機と、それに対するキリスト教勢力の不十分な防衛上の措置、そして、幅広い階層から寄せられ

²⁴ 内山・前掲 542-544 頁, 永野・前掲 367-371 頁に物語の概要が示されており、本節でも、それらに依拠して説明する。

²⁵ 永野・前掲 369 頁に、「神は面をそむけ、九つの大罪を罰するだろう。傲慢、貪慾、邪淫、偽誓、不信、賄賂、シモニー、重税、侮辱を神は見逃がさず、飢餓、死、流血の惨を以て報いるだろう。お前達の年が一四五六年になると、民衆がやって来て、貴族等を罰するだろう。」というオスマン帝国皇帝のセリフが掲載されている。また、内山・前掲 543 頁も参照。

²⁶ 1529年および1532年には、トルコ軍によるウィーンへの進攻が試みられていた。それらの動きについては、エーリヒ・ツェルナー（リンツビヒラ裕美訳）『オーストリア史』（彩流社 2000年）242-244頁を参照。

る改革の要求と、指導的立場にある者たちの改革への不参加など、その劇は、見事な風刺を通じてのあらゆる方面への非難の中で、15世紀半ばにまさに問題になっていた全ての事柄を、痛烈に批判した。

但し、こうした中世末期の時代批評的文学作品は、主として道德上の基準を扱っており、そして、弊害であると認識されたさまざまな現象の確認、あるいは列挙にとどまる。

一方、改革文書と呼ばれる著作においては、単なる弊害についての確認だけでなく、多かれ少なかれ、それに対する包括的な措置として詳述された諸提案も提示されている。但し、これらの改革文書は、改革の諸提案を行っているという点を除き、取り扱う範囲や言語的・知的レベルや著作上の作られ方が、それぞれ大いに異なっている。また、これらの改革文書の中には、ばらばらで現実味のないさまざまな要素や、君主鑑および国家理論の論文との境界が定まていない、終末論的あるいは予言的な文書を連想させるような内容が含まれている。そのため、一方では純粋な理論的改革草案、そしてまた他方では実践的な改革提案というような、明確な区別をすることは、ほとんど不可能である。このような特徴があるため、19世紀の思考カテゴリーを通じて、改革文書の意義および影響をめぐる評価をおこなうことは、困難であった。

これら改革文書の最初の有名な著作として、①が挙げられる。それは、1417年の半ばに、コンスタンツ公会議において、未解決であった教皇選挙に際して生み出された。内容は、神学および法律学の大家たちの見解の要約に基づいており、そして常に誠実に出典をはっきり示している。①の後に登場した②は、1433/34年のバーゼル公会議の頃に生み出された。その中では、出典ははっきりと示されていないが、広範囲に渡る改革プログラムの項目が、逐一取り扱われる。ほぼ同時期に作られた③において、はるかに細分化された原典の研究を通じて、それらの項目が詳細に取り扱われた。そのあとに続くのが、おそらく1439年に、バーゼル公会議の匿名の出席者によって初版が書かれた、有名な④であった。1442年に、⑥の中で、同時代の手本となる文献への参照指示のもと、世俗の改革をめぐる措置についての簡潔な目録が、提示された。この⑥の起草者は、既に1430年に、⑤の中で、世俗裁判所の改革のための、付随的なくつつかの提案をおこなっている。大体1452/53年に起草された⑧は、かつて理論と

実践との間でのどっちつかずのものとして特徴づけられたがゆえに、上述したような境界設定の不明瞭さについての典型例とされた。選帝侯たちは、⑧のような理論と実践の境界設定が不明瞭な議論ではなくて、まさに実践的な国家制度をめぐる政治的目標を、念頭に置いていた²⁷。不明瞭な境界設定についての似たような例が、国家理論についての文献である⑩においても存在する。トマス・アクィナスの君主鑑²⁸に強く依存し、その上、アレクサンダー・フォン・ロースの *Memoriale*²⁹と多数の法源を利用したそれは、1460年のバーゼル大学の創立にあたって生み出された時事問題に関する小論文であるということが明らかにされ、そして、その中に一種の帝国国法を見出すという試みが否定された³⁰。最後に、人文主義の特徴がみられ、遅くとも1495年には完成した⑫と、皇帝フリードリヒ3世と皇帝マクシミリアン1世の書記官を務めた者が1490年から1510年にかけて作成した、まったく型破りな⑬とが、挙げられる。

これらの文書の起草者たちの専門教育および地位に関しては、とりわけ確認しうる範囲において、大学教育、しばしば法律学を修める人々が、例外なしに重要であり、彼らは自分たちの著作の起草の時期に、たいてい使節として活動中であった。つまり、これらの文書の起草者たちは、権力の中核とは無関係の在野の改革者というわけではなく、主に、15世紀に法律家および外交官としての素質、文書および文言の専門知識に支えられ、変化する依頼人や政策への奉仕に従事する、学識ある委員たちのグループの出身であった。

これらの文書の価値についての問題は、数量的な伝承の問題から切り離され

²⁷ ハルトゥング・前掲 21 頁によれば、「これらの改革文書のどれひとつとして、実地に影響力を及ぼした形跡はない。ドイツの帝国議会は、最も身近なことから審議を限定せざるをえなかった。議会はずっと以前からもつばら、帝国内の平和と法をいかに守るべきかといった焦眉の問題のみに取り組み、帝国における統治方式の改変などには思いをいたさなかったのである。」

²⁸ これについては、日本語訳（柴田平三郎訳『君主の統治について』岩波書店 2012 年）がある。

²⁹ これについては、西川洋一「Alexander von Roes と一三世紀後半のライヒ意識」『法学雑誌』第 41 巻第 4 号（1995 年）所収、池谷文夫『ドイツ中世後期の政治と政治思想』（刀水書房 2000 年）44-57 頁を参照。

³⁰ ⑩についてのさまざまな評価および特徴について、より詳しくは、田口・前掲 3-6 頁を参照。

なければならない。つまり、起草者たちは、自身の文書について、常に出来る限り多くの写本の形で伝承されるように願っていた、というわけではない。少なくとも何人かの起草者にとっては、権力の中枢にいる人たちへの献本の方が、多数の読者を得ることよりも重要であった。ただし、献本を受けた権力者たちが、これらの文書に対し、実際に注意を払っていたかどうかは、不明である。

現代の研究者にとって、改革文書の内容を評価するのは、容易なことではない。今日では、行政改革および国家制度改革に際して、冷徹な分析と事実に基づいた思考、実現可能性への配慮が、前提とされる。一方、改革文書においては、現実的感覚に欠けていると思われる内容が、数多く含まれている。しかし、そうだとすると、帝国改造の実際の動向には役立たなかった、と評価されるべきではない。

改革文書の意義は、それが、思想の巨大な貯水池とみなされる、ということにある。それらは、集合的な思考過程の証明書であり、様々な角度から、改革の問題の核心に迫っていた。熟慮が言葉で表現され、そして実現可能性が検討されたという意味において、これら全てが、改革の準備に役立った。それゆえに、改革文書の諸提案の多くが、実行に移されるというチャンスを、決して持たなかったということは、全然重要ではなく、むしろ、それらが作られたということが、重要である。

(1-3) 歴史叙述家と年代記

従来、神聖ローマ帝国史の文脈において、ハプスブルク家の皇帝フリードリヒ 3 世（在位 1440 年-1493 年）とその時代については、否定的な評価がなされることが多かったようである³¹。その理由として、例えば、その当時の帝国において、ラント平和に向けての機運が高まっていたが、結局、フェーデの全面的な禁止の法制化に至らなかったこと、などが挙げられるであろう。

³¹ 例えば、大津留厚ほか編『ハプスブルク史研究入門』（昭和堂 2013 年）18-19 頁においては、ヘルマン・ヴィースフレッカーによって、皇帝フリードリヒ 3 世の時代が、「ドイツ史のなかで最も長く退屈な時代」と酷評されたことを、紹介している。また、アンドリュー・ウィートクロフツ（瀬原義生訳）『ハプスブルク家の皇帝たち』（文理閣 2009 年）107-108 頁においても、同様の趣旨の話が紹介されている。

しかし、後述するように、近年、コラーやディーステルカンプらによる研究を通じて、歴史学の観点からはもちろんのこと、法制史の観点からも、皇帝フリードリヒ 3 世の時代が、注目され始めている。

ところで、皇帝フリードリヒ 3 世に対する、従来の否定的な評価は、いつ頃から始まったのであろうか。彼が皇帝であったまさにその当時からなのか、あるいは、後世においてなのか。そして、そのような評価がなされる際に、影響を与えた人物や文献は、存在するのか。こうした問題に、1 つの示唆を与える研究として、以下に示す、コラーによる著書が挙げられる。

コラーは、その著書『皇帝フリードリヒ 3 世』の中で、包括的に、その治世について論じている。例えば、その第 1 章後半部分においては、皇帝フリードリヒ 3 世の自筆文書の分析を通じて、彼の人物像を再検討し、さらに、皇帝フリードリヒ 3 世と歴史叙述との関係についても、述べている³²。ここでは、まず、歴史叙述に対する皇帝フリードリヒ 3 世の考え方や、彼に影響を与えた 14 世紀の歴史叙述家レオポルトについて、述べられている。ついで、皇帝フリードリヒ 3 世と同時代、つまり 15 世紀の歴史叙述家である、エベンドルファーならびにピッコローミニについても、述べられている。

なお、ここから明らかなように、14 世紀に活動していたレオポルトは、15 世紀に活動していた皇帝フリードリヒ 3 世やエベンドルファーやピッコローミニらと同時代人ではない。しかし、彼によって書かれた年代記は、15 世紀に入ると、その扱われ方が問題になったのである。ゆえに、コラーは、その著書の中で、レオポルトについても説明したものと思われる。

本節では、このコラーによる説明に依拠して、皇帝フリードリヒ 3 世の人物像や、彼と歴史叙述との関係について、探っていきたい。そして、それによって、皇帝フリードリヒ 3 世の時代に対する否定的な見解の起源を探るとともに、その見解が長年に渡って支配的であった理由について、今後さらに本格的に考察していくための手掛かりを掴むことが、本節の目的である。

上述の通り、コラーは、3 人の歴史叙述家を挙げているが、いずれの人物も、あまりわが国では知られていないようである。より正確に言えば、確かにピッ

³² Koller, Heinrich: Kaiser Friedrich III., Darmstadt, 2005, S. 22-27.

コロミニについては、わが国でも非常に有名であるが、それはあくまでもローマ教皇ピウス2世（在位1458年-1464年）としてであって、年代記を書いた歴史叙述家としては、それほど描かれていないようである。

そこで、本節では、まず3人の歴史叙述家の生涯とその代表的な著作を簡単に紹介し、次に、カラーによる説明を紹介する。

1人目の歴史叙述家である、レオポルト・フォン・ウィーンは、おそらく1340年頃に、オーストリアで生まれた。彼は、ウィーンのアウグスティヌス隠修士会のメンバーであった。

彼は、まず、1368年11月3日に、クロスターノイブルクにおいて、托鉢修道士と呼ばれるようになった。その後、パリにある修道会の神学校で学び、やがて、その修道会の読師となり、さらには神学学士と呼ばれるようになっていたかもしれない。さらに、ウィーンの修道院修士総会において、1377年に読師として、1377/78年に修道会総会長として、認められた。

1384年に、ウィーン大学の神学部が設立されると、彼はそこで学び、そして教師も務めていた。彼は、この当時すでに、大公の宮廷付きの司祭であったため、大学での教師の仕事のほかに、オーストリア大公アルブレヒト3世（在位1365年-1395年）のために、各種文献の翻訳作業もおこなっていた。これらの活動が認められて、1385年2月3日に、レオポルトへの聖職禄授与についての推薦が、オーストリア大公アルブレヒト3世から、教皇ウルバヌス6世に対して出された。

彼は、1385年7月28日には、修道会総会長の、バルトロメウス・ヴェネトウスによって、ウィーンにある修道会の神学校の、lector secundarius primo locoに任命された。さらに、同年12月7日には、教皇ウルバヌス6世によって、教皇の名誉司祭に任命された。レオポルトは、この時期に、すでに、神学の有資格説教師と呼ばれていた。また、1386年に、これについては、レオポルトとは別人の可能性もあるが、自由科目の学士になった。

このように、レオポルトの経歴からは、実にアカデミックであり、めざましい出世も遂げていたことがわかる。なお、彼の死亡年月日については、不明で

ある³³。

レオポルトの『Österreichische Chronik von den 95 Herrschaften (95 人の支配者たちのオーストリア年代記)』という作品名は、校訂本の編者であったゼーミュラーによって、付けられたものである。中世においては、『Chronik des Landes Österreich, Chronica patrie (ラントオーストリアの年代記)』と呼ばれた。当初は、著者不明であった。

この年代記では、オーストリアの歴史が、広範囲に渡って書かれている。1380年代の終わり頃に書かれ始め、1394年には主要部分が書き上げられた。オーストリア大公アルブレヒト3世は、その翌年、つまり1395年に亡くなった。

最古の入手可能な Redakzion においては、伝説上の81人の支配者および架空のラントの名称についての記述が欠けていた。それは、Redakzion A における記述内容の、残り物にすぎなかった。Redakzion B においては、1398年までの内容の記述がみられた。記述内容については、伝説上の諸侯たちの列伝が、その大部分を占めていた。それは、主に81人の支配者たちについての物語から選り出されたものであった。

おそらく、オーストリア大公ルドルフ4世(在位1358年-1365年)が、この自由な発想で考案された、オーストリアの原始および初期の歴史についての年代記の作成を、提案していた。だが、それが完成した、もしくはその改訂がなされたのは、大公アルブレヒト3世の時代においてであるかもしれない。おそらく、大公アルブレヒト3世の希望により、レオポルト自身の手で、その年代記に、改訂の内容が書き加えられた。

追加されたであろう箇所には、大公アルブレヒト1世(在位1282年-1308年)、大公ルドルフ4世、大公アルブレヒト3世、大公レオポルト3世(在位1365年-1376年)といった、オーストリアのハプスブルク家の当主たちの名が、登場する。

大公アルブレヒト3世および大公レオポルト3世による、共同統治の時代についての記述は、有益である。また、大公アルブレヒト3世の死についての痛

³³ 以上の記述については、Uiblein, Paul : Leopold von Wien (Leupoldus de Vienna), in : Die deutsche Literatur des Mittelalters Verfasserlexikon, Bd. 5, 1985, Sp. 716-717. に依拠した。

切な嘆きや、大公アルブレヒト 4 世（在位 1395 年-1404 年）が、1398 年にエルサレムへ行ったことについての記述もみられる。

このドイツ語で書かれた年代記は、後世にも伝えられた。15 世紀に、ラテン語による抜粋が、2 種類作られた。その 2 種類のうちの 2 番目の方には、皇帝フリードリヒ 3 世の時代の内容も含まれている。ラテン語による抜粋の 3 番目のものが、およそ 1512/14 年に、クロスターノイブルクで、司教座聖堂参事会員のゲオルク・レーブによって、書かれた。その後、1439 年までの内容を含む、ドイツ語による抜粋が、およそ 15 世紀半ばに作られ、それは広く普及した。

皇帝フリードリヒ 3 世の意向もあって、エベンドルファーは、『オーストリア史』を書く際に、レオポルトの年代記の内容を取り入れたが、その際、明らかに、その年代記のラテン語訳を参照していた。フリードリヒ 3 世は、国王時代の 1448 年に作成したオーストリアの紋章台帳において、主に、伝説上の支配者たちの紋章を記入した。そして、1453 年には、皇帝として、ウィナー・ノイシュタットの聖ゲオルク教会に、紋章の壁を造らせた。その紋章の壁において、主に、レオポルトの年代記に登場する紋章が示された。少し後に、ピッコロミニは、彼の『オーストリア史』の中で、レオポルトの年代記における、オーストリアの歴史の偽造を、詳しく紹介している³⁴。

2 人目の歴史叙述家である、トマス・エベンドルファーは、オーストリアの歴史学者であり、神学者であり、また、外交官でもある。彼は、1388 年 8 月 10 日に、ハーゼルバッハにある農家の息子として生まれた。

彼は、1408 年に、ウィーン大学へ入学した。1427 年に、ウィーンの聖シュテファン大聖堂の、司教座聖堂参事会員になった。1428 年には、ウィーン大学によって、神学博士号が授与されている。

彼は、ウィーン大学の代表として、バーゼル公会議に出席し、そこでの自らの行動について、一種の公的な日誌のような形で、記録に残している。

³⁴ 以上の記述については、Uiblein, a. a. O., Sp. 719-722. に依拠した。また、服部良久「歴史叙述とアイデンティティ」南川高志編著『知と学びのヨーロッパ史』（ミネルヴァ書房 2007 年）所収 153-154 頁にも、説明がある。なお、レオポルトの『95 人の支配者たちのオーストリア年代記』の校訂本として、Seemüller, Joseph (Hg.) : Österreichische Chronik von den 95 Herrschaften, München, 1980. がある。

彼は、皇帝フリードリヒ 3 世の顧問として、外交上の使命を果たした。また、皇帝の依頼に応じて、1451 年に『Cronica regum Romanorum (ローマ皇帝史)』を書いた。

しかし、その後、両者の信頼関係が崩れ始めると、エベンドルファーは身を引いた。彼は、それ以降、大学での教育および運営、そして、歴史叙述の活動に、ますます力を入れるようになった。その結果、1462 年には、『Cronica Austriae (オーストリア史)』が完成した。

彼は、1464 年の 1 月 12 日に、ウィーンで亡くなった³⁵。

エベンドルファーは、皇帝フリードリヒ 3 世の依頼によって、1451 年に『ローマ皇帝史』を書いた後も、生涯にわたって、その著作を発展させ続けた。

彼の『オーストリア史』は、元々、『ローマ皇帝史』の第 7 巻として、書かれる予定であった。しかし、その後、『ローマ皇帝史』から分離され、全 5 巻の大著にまで発展した。この『オーストリア史』は、1462 年まで書き続けられたが、その最終節は、部分的に、日記の形式をとっている。

エベンドルファーは、保守派に属しており、彼の著作には、人文主義の精神の痕跡がみられない。年代記編纂者としての、彼の際立った特徴は、細部の記述に対する特別な現実主義や、その当時には前例のない程度での、手書きの史料以外の使用である³⁶。

3 人目の歴史叙述家である、エネア・シルヴィオ・ピッコローミニは、15 世

³⁵ 以上の記述については、Zykan, M. M. : EBENDORFER, THOMAS, in : The New Catholic Encyclopedia, Second Edition, vol.5, 2003, p.29.および、ネメシエギ, P. 「エベンドルファー」『新カトリック大事典』第 1 巻 (研究社 1996 年) 所収 832 頁における説明に依拠した。なお、エベンドルファーの生涯について、より詳しくは、Uiblein, Paul : Ebendorfer, Thomas, in : Die deutsche Literatur des Mittelalters Verfasserlexikon, Bd.2, 1980, Sp.253-255.を参照。

³⁶ 以上の記述については、Zykan, op.cit., p.29.における説明に依拠した。なお、エベンドルファーの『ローマ皇帝史』および『オーストリア史』について、より詳しくは、Uiblein, a.a.O., Sp.261-263.を参照。さらに、エベンドルファーの『オーストリア史』の校訂本として、Lhotsky, Alphons (Hg.) : Chronica Austriae, München, 1980.がある。また、関連する文献として、Lhotsky, Alphons : Thomas Ebendorfer, Stuttgart, 1957.および Seidl, Johannes (Hg.) : Thomas Ebendorfer von Haselbach (1388-1464), Wien, 1988.がある。

紀人文主義の代表的人物であると同時に、のちに教皇ピウス2世となる人物でもある。彼は、1405年10月18日に、シエナ付近で生まれ、その後、シエナとフィレンツェで、学問に取り組んだ。

彼は、1432年にバーゼル公会議に出席して以来、各地に派遣され、外交経験を積んだ。公会議における文書起草官も務めた経験がある。また、対立教皇フェリクス5世（在位1439年-1449年）の秘書を務めた。さらに、1442年から1455年にかけては、皇帝フリードリヒ3世の宮廷秘書も務めた。

彼は、1447年にはトリエステの司教、1449年にはシエナの司教、1456年には枢機卿となった。そして、1458年8月19日に、教皇に選出された。

彼は、トルコ軍に対する十字軍を起こすために、キリスト教諸国に対し、熱心に働きかけていた。1459年のマントヴァ会議で、トルコとの戦争を決定した。しかし、諸国間の対立などもあり、十字軍の派遣は実現されなかった。その後、彼は、1464年8月15日に、アンコーナで亡くなった³⁷。

ピッコローミニの『Historia Austriacalis (オーストリア史)』は、Historia rerum Friderici III. Imperatoris と呼ばれる。この年代記には、3つのRedaktionがある。

Redaktion I(1453/54年)は、未完のスケッチである。Redaktion II(1454/55年-1458年)も同様に未完であるが、まず、ラント、特にウィーンについての記述がなされ、その他には、オットー・フォン・フライジングおよびフラヴィオ・ビオンドに基づいて、バーベンベルクやシュタウファーの歴史についての、多数の補足が書き加えられた。Redaktion III(1458年)では、さらに手が加えられ、拡充されたトピックが、全7巻に分けられ、皇帝フリードリヒ3世の時代の歴史については、そのうちの第6巻が充てられた。

³⁷ 以上の記述については、北村直昭「ピウス2世」『新カトリック大事典』第4巻（研究社 2009年）所収151頁および『岩波西洋人名辞典（増補版）』（岩波書店 1982年）1100頁における説明に依拠した。ピッコローミニの生涯について、より詳しくは、Rowe, J. G. : PIUS II, POPE, in : The New Catholic Encyclopedia, Second Edition, vol.11, 2003, pp.368-370.およびWorstbrock, F. J. : Piccolomini, Aeneas Silvius(Papst Pius II.), in : Die deutsche Literatur des Mittelalters Verfasserlexikon, Bd.7, 1989, Sp.634-638.を参照。

これらの Redaktion は、それぞれ、分量においてだけでなく、著者の視点の変化を通じて、区別される³⁸。

以下、カラーによる説明に依拠して³⁹、皇帝フリードリヒ 3 世の人物像や、彼と歴史叙述との関係について、述べておきたい。皇帝フリードリヒ 3 世の自筆メモを集めたものについて、その作りを見てみると、大判のしっかりとした羊皮紙に書かれた手写本である。その内容は、まず、財政上の問題に記入の重点が置かれていたため、メモというよりも、むしろ行政文書に近いものであった。

その一方で、手写本の中には、解釈しづらい不思議な印、象徴、そして文字が、数多くみられる。彼は、なじみのない書体に関心を持ち、これらの不思議な戯れに没頭していたのかもしれない。実際に、彼は、手写本のある箇所において、自身で考案した暗号を、誇らしげに発表している。

その他にも、彼は、まず、主として羊皮紙のカバーの各箇所に、彼の初期の統治年間における、彼にとって重要ないくつかの信条および重要な出来事を書き込んだ。このように、過去の出来事も、彼にとっては重要であった。

彼は、これらのメモの中では、ほとんど喜びや愛情を示さなかった。しかし、彼は、裏切られたと感じた時、憤慨し、腹を立てるかもしれなかった。但し、同時に、それらを忘れることもできるという自らの能力を、賞賛した。

いくつかの信条や記号が示すように、彼は、特に、特許状と文書を重視していた。彼は、どのようにすれば文書を個人的に保証することができるか、彼がどのようにして教皇に手紙を書かなければならないか、そして、彼がどのようにして自筆の文書を書くべきかを、あれこれ考えた。それゆえに、文書の使用が、彼の統治において、最優先すべき君主の義務であった。彼の治世より以前

³⁸ 以上の記述については、Worstbrock, a.a.O., Sp.656-657.に依拠した。なお、ピッコローミニの『オーストリア史』の校訂本として、Knödler, Julia (Hg.) : *Historia Austriasis*, Teil 1, Hannover, 2009.および Wagendorfer, Martin (Hg.) : *Historia Austriasis*, Teil 2, Hannover, 2009.がある。また、ドイツ語訳として、Sarnowsky, Jürgen (Hg.) : *Aeneas Silvius de Piccolomini : Historia Austriasis*, Darmstadt, 2005.がある。

³⁹ 以下の記述については、Koller, a.a.O., S.21-27.に依拠した。

は、これほどの規模での文書の使用は、おこなわれておらず、常に帝国内を巡回する皇帝は、主として、個人間の接触を求め、そして、発生した問題を、口頭での情報伝達によって、解決しようと努力していた。

このように、彼の自筆のメモは、彼が新たな方法を模索していたということを示している。しかし、彼がその計画を粘り強く続けていたという兆候はない。彼は、財政上の問題についての記述、歴史叙述についての簡素なコメント、記憶を支える効果があるような簡潔な基本方針と信条、これらのメモの全てを、1450年頃に打ち切った。よって、手写本のかなり多くの部分は、空白のままであった。わずかながら、新たな追加文もみられるが、それらは、ほかの人の手によるものである。彼は、自筆メモにおいて、そのかなり長い生涯について、回顧することはなかった⁴⁰。

彼の自筆メモを集めた、この不思議な手写本における、あらゆる内容は、たとえそれらが短く簡潔であっても、少なくとも次の2点を示す。まず、彼が、君主としての使命を、とても真剣に考えていたということ。次に、彼が、時折、感情や怒りを自然の成り行きに任せる一方で、行政的な手法を想起させる分野に、強い関心を寄せていたということ。しかし、彼がそれについて、相当集中して考えたという証拠は、存在しない。いくつかの利害関係においては綿密に、しかし全体としてはむしろ、表面的であったのかもしれない。

手写本から得られた印象と似たような印象は、彼の多数の自筆の手紙からも得られる。それらは、広範囲に散らばっているため、今のところ、全て収集されるのは不可能である。それらは、今まで、ほとんど注目されてこなかった。それらの内容は全て、個人的な発言のない、不十分な命令およびその伝達である。そのような簡潔さにもかかわらず、彼が、エネルギッシュで、不機嫌にな

⁴⁰ つまり、皇帝フリードリヒ3世は、自叙伝を著していないのである。中世後期の君主の自叙伝について、小松進「神聖ローマ皇帝カール4世の自叙伝—翻訳と註解(1)—」『筑波学院大学紀要』第7集(2012年)所収153-154頁によれば、中世後期になると、君主自身が自叙伝を著すようになり、これらは、君主たちが生きた中世後期から近世初頭にかけての時代を知る上で、第一級の史料価値を有している。そして、神聖ローマ帝国の皇帝の中で、こうした自叙伝を著した人物は、ルクセンブルク家のカール4世、ハプスブルク家のマクシミリアン1世とカール5世である。

りえたということも示す。それらは、彼が熱心に統治し、そして、しばしば、毅然として、必要な過程や仕事に、介入したということを示す。彼の治世が始まるまで、ほとんどおこなわれてこなかった、しばしば彼の自筆によって特許状に記入された、保証の覚書も、それを証明している。

彼は、受取人に対し、自らの官房によって交付される文書とともに、自筆の書簡も出した。そして、個人間の情報伝達のために、しばしばそれを使っていた。その他に、彼の自筆ではないが、口述筆記によって、彼の言葉遣いや文体が保たれた、追加文書などもある。これら全ての物が、彼の、君主としての義務に対する熱意を、証明する。

このように、彼は、メモや手紙や書簡などの自筆文書を、比較的好んで、数多く書いた。しかし、それらは、あくまでも文学作品に分類されうる。例えば、彼自身が書いたという証拠はないが、戴冠式のためのアーヘンやローマへの旅、そして、トリーアへの旅についての、ドイツ語で書かれた日記のような記録がある。その中では、旅の道中に立ち寄った、いくつかの滞在地について、それらが、古くからオーストリアの所有物であるということ、厳密かつ入念に書いている。しかし、それらの内容の多くは、彼の願望と一致している。つまり、彼が、これらのテキストの形成に、影響を与えていたということは、考慮されなければならない。

皇帝フリードリヒ 3 世は、宮廷の修史官たちに、彼の伝記を含めた形で、その当時の評判に対して効果的な、帝国史およびオーストリア史の叙述を求めた。彼は、自分自身の生涯についての綿密な記述を、期待しなかった。このような彼の方針に従って書かれた歴史叙述において、彼の政治的プログラムは、むしろ、彼の運命として示されている。

それらの歴史叙述においては、とりわけ、シュタウファー家の皇帝フリードリヒ 1 世（在位 1152 年-1190 年）が 1156 年に交付した特許状、ならびにシュタウファー家の皇帝フリードリヒ 2 世（在位 1215 年-1250 年）が交付した文書によって、オーストリアの特別な地位を根拠づけることが予定されていた。前者は、マルク伯領の公国へ昇格を認め、特権を与えたとする内容の文書である。後者は、オーストリアの国王領への昇格を認める内容の文書である。後者は、交付されていたが、オーストリア君主の死亡によって、実現されず、その後、

決まり文句の選集においてその内容が伝えられていた。但し、これらの文書は、既に14世紀に、時代遅れとされたものであった。

かつて、公爵ルドルフ4世が、1358/59年の冬に、上述の2つの特許状に加えて、3つ以上のオーストリアのために交付された皇帝の文書を偽造して広め、さらに、古代の“皇帝”ユリウス・カエサルおよびネロの名による、2つの偽造された特許状を引用した。それによって、オーストリアの特別な地位は、古代にまでさかのぼられることになった。同時代人たちは、それらの文書が、実は新たな追記であるとは気付かなかった。こうして、公爵ルドルフ4世は、今日ではオーストリアの特許状と呼ばれる諸文書の束を、オーストリアの特別な地位の証明のために、皇帝カール4世に提示した。しかし、皇帝カール4世は疑念を抱き、それらの文書を、人文主義者フランツェスコ・ペトラルカに調査させた。ペトラルカは、それらが、古代の文書と称する偽物であると結論付けた。これにより、それらの文書の内容について、1361年に拒絶された。しかし、その結果について、オーストリアにおいて納得されることはなかった⁴¹。

さらに、14世紀の終わり頃には、レオポルトによって、『95人の支配者たちのオーストリア年代記』という膨大な量のオーストリアの歴史が書かれた。その中で、オーストリアとその君主たちの歴史が、想像力および無思慮な独創力をもって、はるかオリエントおよび先史時代にまでさかのぼられた。そして、オーストリアの君主の権力の方が、従来、ボヘミアとハンガリーの国王たちの権力よりも、もっと古くて重要であったと主張されている。

皇帝フリードリヒ3世は、1440年に、ボヘミアやハンガリーなどの勢力を押し戻して、帝国の中心地をオーストリアへ移した。その際に、これらの王権は、聖人君主であるヴェンツェル、ステファン、そしてラディスラウスを引き合いに出して、反発した。皇帝フリードリヒ3世は、これらの王権に対する、時事評論的な争いを開始せざるをえないと考えた。

彼は、1440年以後、ウィーナー・ノイシュタットにある彼の居城を改築した

⁴¹ この当時、ルクセンブルク家の皇帝カール4世の金印勅書を通じて、オーストリアのハプスブルク家は選帝侯会議から除外されていた。それゆえ、公爵ルドルフ4世は、偽造文書をもって、権力の拡大を狙ったのである。これらの点について、より詳しくは、ツェルナー・前掲 171-173 頁を参照。

際、ボヘミアやハンガリーの歴史意識に打ち勝つために、聖ゲオルク教会の東面上にある、有名で印象的な紋章の壁に、オーストリアの歴史上の出来事と特別な地位を、象徴的にはっきりと示すことにした。その壁には、93 個の紋章が配置され、それらは、どうやらレオポルトの年代記の内容を示唆するらしい。それらの下にある壁のくぼみに、オーストリア大公の礼装のフリードリヒ 3 世の立像が置かれ、それは、14 個のハプスブルク家領の紋章で縁取られている。この重要な立像の成立時期については、はっきりしていない。そこには、1453 という年数が付けられているが、皇帝の戴冠式に関係する年号かもしれないし、紋章の壁の完成を示す年号かもしれない。ただ、少なくとも、聖ゲオルク教会自体が、既に 1449 年に建てられ始め、1460 年によく完成した、ということは明らかである。こうして、聖ゲオルク教会は、自らがオーストリアの代表者である、という皇帝フリードリヒ 3 世の見解を、同時代の人々にはっきりと示すことになった。

彼は、1442 年 7 月 25 日に、皇帝として、オーストリアのあらゆる特権を有効だと認め、そして、そのことを選帝侯たちにも認めさせた。それによって、かつて公爵ルドルフ 4 世が示したオーストリアの特許状が、受け入れられたと推測される。だが、その際に、何か個別具体的かつ重要な特権を明示したような特許状が認められたわけではない、という点が見落とされている。また、実は、1442 年 8 月 10 日には、オーストリアの特権を明示し、さらに“皇帝”ユリウスおよびネロの文書にも言及した、2 番目の文書が交付されたということも、見落とされている。その 2 番目の文書については、選帝侯たちに提示したかもしれないが、彼らの認証を得られていない。

皇帝フリードリヒ 3 世は、ウィーン大学の神学者であるエベンドルファーに対して、レオポルトの年代記を手本とした、新たなオーストリア史の編纂という任務を与えた。

エベンドルファーは、かつてウィーン大学の代表として、バーゼル公会議に出席しており、その頃から、編史に興味を示していた。彼は、1440 年に皇帝フリードリヒ 3 世の助言者になり、そして、大規模な皇帝の年代記を起草するように求められた。皇帝フリードリヒ 3 世による編纂の方針に従ったその年代記においては、帝国が賞賛され、そして、過剰にならない程度に皇帝を讃えてい

る箇所が、わずかにある。皇帝フリードリヒ 3 世がローマでの戴冠式のための準備をしている 1451 年に、その年代記は書き上げられ、正式に彼に献上された。

この皇帝の年代記の第 7 編として、新たなオーストリア年代記を追加することとなり、おそらくその作業は 1448 年頃に着手され、その後、1451 年頃に、最初の 3 巻が公刊されている。この部分において、『95 人の支配者たちのオーストリア年代記』の改訂が、なされた。皇帝フリードリヒ 3 世は、まず、オーストリアの歴史を、古代の出来事と関連付けるよう、要求した。エベンドルファーは、その要求に応じて、大部分において、レオポルトの年代記をただ書き写した。但し、その多くの信憑性のない記述を省略し、代わりに、古代および初期中世の別の史料における記述も追加した。また、彼は、カエサルおよびネロの偽造文書を、信頼できる原典として、明示的に取り上げることにより、皇帝の要望に応えた。但し、その偽造文書が、ウィーナー・ノイシュタットの紋章の壁のデザインのために利用されたのか、あるいは、どのように利用されたのかについては、はっきりとは書かなかった。

これにより、エベンドルファーが、1452 年に、皇帝からの信頼を失ったということが、十分に証明される。だが、彼は、その後も、1464 年まで、この『オーストリア史』の執筆を続けた。その際に彼は、その当時のハプスブルク家の歴史を、時折、おおよそ日記の形式で説明した。その叙述は、ぎこちなく、多くの副次的な事柄で飾り立てられすぎている。そして、皇帝に対する嫌悪によって特徴づけられ、もはやオーストリアの成果を全く賞賛していない。おそらく、それらの記述は、読者を疲れさせるが、しかし、多くの個々の事柄を伝えており、年代記のテキストの価値を、明らかに高めている⁴²。

エベンドルファーは、その晩年を、ウィーンの近くのペルヒトルツドルフで、主任司祭として過ごした。さらに、大規模な『Chronica pontificum Romanorum (ローマ教皇年代記)』を書いたが、より大きな関心を引き起こすことは出来なかった。

人文主義者ピッコローミニが、ハプスブルクの宮廷で、修史官に任命された。

⁴² 例えば、ツェルナー・前掲 178-179 頁および 193 頁および 217-218 頁において、エベンドルファーの著作が参照されている。

彼は、皇帝フリードリヒ 3 世が比較的若い年齢の時である、1442 年に、帝国官房に採用された。その当時、既に詩人として有名であった彼は、皇帝に仕える中で、国法上の文書を起草すると同時に、時代の弊害も鋭く批判した。彼は、天才的な著述家で、人々が何に興味を持つのかを理解し、そして、早くに評価を得た。この彼の才能のゆえに、彼は、皇帝フリードリヒ 3 世によって、高く評価され、そして重用された。

彼は、宮廷で職務をおこなっている期間中に、既に、人文主義の方法によって、有名な同時代人の伝記についての、『オーストリア史』とは別の作品集を起草していた。その列伝の中で、彼は、若かりし皇帝フリードリヒ 3 世も取り上げたが、その部分については、当時はまだ、それほど多くの記述はおこなわなかった。

もしかすると、彼がその作品集における重要ないくつかの章を書いている 1445 年に、建設中もしくは完成したウィーナー・ノイシュタットの紋章の壁を見て、そこに描かれたオーストリアの歴史の明瞭な叙述と、既に対決することになったのかもしれない。いずれにせよ、ピッコローミニが、オーストリアの歴史上の出来事をめぐって、レオポルトの年代記における叙述に反論し、そして、1450 年頃に、『オーストリア史』の執筆が始まったということだけは明らかである。彼は、『オーストリア史』の 3 つの Redaktion を作成し、その中で、『95 人の支配者たちのオーストリア年代記』を、駄作であると非難した。こうして、レオポルトの年代記に描かれたオーストリアの歴史と、ピッコローミニが、シュタウファー家から与えられた特許状にその起源を求めた、オーストリアの歴史とが、対決させられた。

エベンドルファーが、叙述に際して、主に、学術的な綿密さをもって、ハプスブルク家の権力の向上について説明するつもりであったのか、それとも彼自身の成果を過度に強調するつもりであったのかについては、明らかではない。ただ、全体として、彼は、オーストリアの歴史を説明することにとどまらず、皇帝フリードリヒ 3 世の時代の出来事についても、その価値を正當に評価して、皇帝フリードリヒ 3 世の伝記も提供しようとする印象が、一応は見受けられる。但し、結局、ピッコローミニは、この『オーストリア史』において、皇帝フリードリヒ 3 世をほとんど正當に評価せず、そして、それにもかかわらず、なぜ、

その作品に着手し、完成に向けて努力していたのかについては、未解決のままである。

1453年にコンスタンティノープルが陥落し、ピッコローミニは、全力でトルコとの戦いに専念し、その結果、1458年には、教皇に選ばれた。しかし、トルコとの戦いについては、皇帝フリードリヒ3世によって十分に支持されることはなかった。こうして、その後は、皇帝との対立が、絶対的かつ必然的な限度において、ただ重苦しく、保たれなければならなかった。

ピッコローミニは、その時期の出来事について、大多数の彼の同時代人よりも、より多くのことを知っており、『オーストリア史』において、切れ目のない詳細な報告を提供することが可能であった。しかし、理由は不明だが、そういう結果には至らず、本来賞賛すべきトピックを飛ばし、月並みな賞賛を伴う別のトピックを選んで、書いた。また、彼は、たとえ熱狂して書いたとしても、饒舌ではなかった。彼は、彼自身の考えに従って、その時代の基本的な姿勢を形作ろうと努力し、それに成功した。

ピッコローミニの書いたあらゆるものが、読者を魅了し、そしてそれゆえ、彼の叙述が、後の歴史家たちの著作にとって、決定的な基礎になった。ピッコローミニによってもたらされた歴史叙述が、オーストリアの歴史を形作ることになった、ということは重要である⁴³。その一方で、皇帝フリードリヒ3世の生涯については、この年代記の相当な分量にもかかわらず、ピッコローミニによっても、完全には価値が認められなかった。

エベンドルファーやピッコローミニの場合にみられた、オーストリア史の叙述をめぐる対立によって、皇帝フリードリヒ3世が機嫌を損ねたということ、そして、それゆえに、ピッコローミニが、当初はそれが望ましいとされていたようなやり方での歴史叙述への関心を失ったということが、まさに考えられる。その後、年代記の編者であるエベンドルファーおよびピッコローミニは、直接の後継者たちを、見つけることはなかった。

コラーは、皇帝フリードリヒ3世の自筆文書の研究を通じて、常にというわ

⁴³ 例えば、ウィートクロフツ・前掲 101 頁および 104 頁からも、ピッコローミニの歴史叙述について、その史料価値の高さがうかがえる。

けではないが、積極的に皇帝としての使命を果たすべく、文書の使用を通じて、帝国統治に努めようとしていた皇帝フリードリヒ3世、という新たな人物像を浮かび上がらせた。そして、コラーは、その点について、皇帝フリードリヒ3世を再評価すべきである、と考えている。また、コラーによれば、皇帝フリードリヒ3世の自筆文書における歴史叙述については、あくまでも、彼の願望が含まれた文学作品である。つまり、皇帝フリードリヒ3世は、文書の使用を重視し、しかもそこに記される歴史叙述の内容については、それが真実であるかどうかよりも、むしろ、自らの統治の正当化に役立つかが重要であった。

歴史叙述に対するこうした考え方を持つ皇帝フリードリヒ3世が、レオポルトの『95人の支配者たちのオーストリア年代記』を根拠にし、さらに、聖ゲオルク教会に紋章の壁を造らせることで、自らの統治の正当性を主張しようとしたことは、十分に考えられうる。

その後、皇帝フリードリヒ3世は、新たな年代記の編纂、より正確に言えば、あくまでも、レオポルトの『95人の支配者たちのオーストリア年代記』の改訂を計画し、まず、その作業をエベンドルファーに命じた。しかし、エベンドルファーは、レオポルトの年代記について、否定はしないまでも、その内容を積極的に肯定しようとはしなかった。そこで、皇帝フリードリヒ3世は、次に、その作業をピッコローミニに命じた。しかし、ピッコローミニもまた、レオポルトの年代記の内容を肯定しようとはせず、むしろ強く非難した。これ以降、皇帝フリードリヒ3世は、年代記の編纂を、誰にも命じなかった。

皇帝からある程度の距離をとるようになった、エベンドルファーとピッコローミニは、宮廷から離れた後も、歴史叙述を続けた。それらの歴史叙述の中には、皇帝フリードリヒ3世に関して、批判を述べたり、コラーによって本来正当に評価すべきであると主張されている点について、無言を貫いたりする箇所も含まれている。

よって、コラーによる説明に従えば、皇帝フリードリヒ3世およびその時代に対する否定的な評価は、エベンドルファーやピッコローミニの歴史叙述を通じて、その当時から存在していたことになる。そして、特に、ピッコローミニの文筆家としての影響力の大きさのゆえに、彼の歴史叙述を通じて作り上げられた枠組みが、その後も、歴史叙述の伝統として受け継がれ、その結果、皇帝

フリードリヒ 3 世の治世をめぐる否定的な評価が、長く続いたという可能性を、コラーは示唆しているのである。

たしかに、近年、皇帝フリードリヒ 3 世の時代に対する再評価がおこなわれつつある。しかし、コラーも認める通り、エベンドルファーやピッコローミニの年代記の存在意義が無くなったわけではない。皇帝フリードリヒ 3 世の自伝が作られなかった以上、この 2 つの年代記は、相変わらず、まだ解明されていないことの多い、当時の状況を知るための貴重な史料なのである。よって、今後、これらの年代記についてのさらなる研究、例えば、それらの年代記の中に裁判に関わる話が含まれているかどうかについて、検討を進めていかなければならない。

第 2 章 ハイน์リヒ・トーケ

ドイツ史の有名な手引書である、ゲープハルトの第 8 巻において、ヴィルスナックをめぐる論争が、簡潔に紹介されている。それによれば、15 世紀のドイツにおいて、聖血が見られるとされた、ヴィルスナックへの巡礼が、大きな問題となっていた。そして、教会改革論者たちは、ヴィルスナック巡礼に猛反対したという⁴⁴。

このヴィルスナック巡礼問題については、ボークマンによる詳細な研究がある⁴⁵。それによれば、ハイน์リヒ・トーケも⁴⁶、巡礼に反対する立場から、この問題に深く関与していた⁴⁷。

本稿作成者は、第 1 章において、15・16 世紀のドイツにおける、国家制度をめぐる議論を紹介し、その際に、トーケについて、言及した。そこにおいて、

⁴⁴ Boockmann, Hartmut / Dormeier, Heinrich : Konzilien, Kirchen- und Reichsreform (1410-1495), Klett-Cotta, 2001 = Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte, Bd. 8, S.239.

⁴⁵ Boockmann, Hartmut : Der Streit um das Wilsnacker Blut, in: Zeitschrift für Historische Forschung 9 (1982), S.385-408.

⁴⁶ トーケの表記については、Tocke を始めとした、複数のパターンが存在している。

⁴⁷ Boockmann, a.a.O., S.387.

本稿作成者は、国家制度をめぐる理論を展開した人物として、トーケを捉えていたわけである。しかし、その後、トーケに関する、いくつかの先行研究を参照するうちに、上述したような観点に加えて、別の観点からの研究も必要であると感じるようになった。つまり、どうやら彼が関心を寄せている事項は、国家制度をめぐる問題にはとどまらないのである。その一例として、本稿で取り上げるような、教会改革に関わる問題、とりわけヴィルスナック巡礼問題が挙げられるのである。

もちろん、トーケとヴィルスナックとの関わりについては、既に、わが国においても、渡邊守道教授による先行研究を通じて知られているわけであるが⁴⁸、以下に示す理由によって、本稿作成者も、この問題の全体像について把握しておきたいと考えるようになった。

なお、今回は、非常に残念ながら、聖地ヴィルスナック問題について、直接トーケが言及している、1451年の彼の演説文に関連する史料の入手が叶わず、結果として、主としてドイツやアメリカにおける先行研究の整理をおこなうのみになってしまった。よって、今後、この史料を入手し得た場合、本章の内容について、再検討を要することは、言うまでもない。

第1章で紹介した通り、ラウフスによれば、15世紀前半に、教会および国家制度をめぐる改革が、喫緊の課題となっており、これについては、両者が理念的に結びつくことによってのみ、解決がなされると考えられていた。つまり、トーケが、国家制度をめぐる理論を展開する際に、教会改革に関する事柄を念頭に置いている可能性は、十分に考えられるわけである。こうして、15世紀の神聖ローマ帝国の状況を理解するためには、国家制度をめぐる議論と同時に、教会をめぐる議論についても、確認しておかなければならない、と考えるようになった。

(2-1) トーケの経歴ならびに著作

⁴⁸ 渡邊守道「宗教改革直前のドイツ教会」同『ニコラウス・クザーヌス』（聖学院大学出版会 2000年）所収 237-238頁。なお、同書あとがきの 283-284頁によれば、この論文の初出は、1996年である。

ヘルツェルによれば⁴⁹、トーケの表記のパターンとして、頻繁に用いられるのは、Toke、Take、Tocke、Tacke などである⁵⁰。例えば、ヘルツェルは、Toke と表記し⁵¹、ボークマンは、Tocke と表記し⁵²、レーマンは、Toke に加えて、Token と表記している⁵³。以下、レーマンとヘルツェルによる説明に依拠して、トーケの簡単な経歴と、基本思想を紹介する。

ブレーメンの商人の家に生まれたトーケ(1395年頃?-1454年)は、1406年からエルフルト大学で勉強し、その後は、ロストック大学でも勉強した。両大学では、自らの勉強に加えて、教師として教鞭をとることもあったようである。1426年には、エルフルト大学の神学博士号を取得している。その後、マクデブルク司教座聖堂参事会員として迎え入れられた。1432年に、マクデブルク大司教ギュンター2世の特使として、バーゼル公会議に出席し、その期間中に、プラハやレーゲンスブルクなどで、複数回、フス派との交渉を担当し、その交渉力の高さや博識でもって、重要な成果を上げたと言われる。1435年には、故郷の町ブレーメンの司教座聖堂参事会員となり、1440年頃には、再びマクデブルクへ戻った。そこにおいて、都市およびラントの教会や、修道院の改革に取り組んだ。彼は、その発言と著作をもって、とりわけ、ヴィルスナックの聖血に、

⁴⁹ ヘルツェルによる公刊物として、以下のものが挙げられる。

Hölzel, Hildegund : Heinrich Toke und der Wolfenbütteler «Rapularius», Hannover, 1998.

Hölzel-Ruggiu, Hildegund (Hg.) : Der Wolfenbütteler „Rapularius“, Hannover, 2002.

前者と後者とでは、著者名に若干の違いがみられるが、著者は同一人物である。後者の序文(Vorwort)において、前者と後者の関係性が説明されている。それによると、ヘルツェルは、1994年10月に、ゲッティンゲンにある、ゲオルク・アウグスト大学の文学部に、博士論文(Dissertation)を提出した。その第1部が前者で、第2部が後者であるという。本稿での引用に際して、前者の場合は、Hölzel, a.a.O.とし、後者の場合は、Hölzel-Ruggiu, a.a.O.と表記する。

⁵⁰ Hölzel, a.a.O., S.26.

⁵¹ Hölzel, a.a.O.

⁵² Boockmann, a.a.O.

⁵³ Lehmann, Paul : Aus dem Rapularius des Hinricus Token, in: Ders., Erforschung des Mittelalters 4, Stuttgart, 1961, S.187.

反対を表明していた。1454年に、彼は、その地で生涯を閉じた⁵⁴。

ボークマンによれば、トーケは、15世紀の特徴的な司教座聖堂参事会員であった。彼の時代の典型的な司教座聖堂参事会員たちは、貴族階級の出身で、大学の法学部で法律学を修めていた。よって、トーケは、司教座聖堂参事会員のなかでも、少数派に属していたのである。そして、この少数派には、教会批判の傾向があったとされる。実際、トーケは、長年参加したバーゼル公会議において、フス派との交渉の他に、ニコラウス・クザーヌスや、リューベック司教ヨハンネス・シェーレらと並んで、教会改革のためだが帝国改造のためでもある大規模な構想を持った著述家として、知られることになる⁵⁵。

上述のように、トーケは、マクデブルク司教座聖堂参事会員となり、マクデブルク大司教ギュンター2世(在位 1403年-1445年)およびフリードリヒ3世(Friedrich III. 在位 1445年-1464年)の下で活動することとなった。ヘルツェルによれば、それゆえ、トーケは、マクデブルク大司教区における教会改革を、前に進めることができた。この時の改革に向けての努力が、彼の著作物にも反映されている。つまり、彼は、教会における弊害の除去、聖職者に対する倫理的・知性的・牧歌的な専門教育、教会の統一などを目指しており、その彼の思想が、多数の著作を通じて、伝えられている。彼が、これらの目的を実現するために取り組んでいた事柄は、大きく分けて、次の3点である⁵⁶。

まずは、フス派との交渉である。1432年のバーゼル公会議に出席したトーケは、その後、フス派との交渉に参加した。フス派にとって、バーゼル公会議への出席および会談の準備の際に、彼が与えた影響は大きかった。次に、聖職者教育である。トーケは、庶民の前で説教をおこなうと同時に、聖職者への神学

⁵⁴ 以上の記述については、Lehmann, a.a.O., S.187.および Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.2.に依拠した。また、フス派とカトリック教会が和解に至るまでの経過については、薩摩秀登『プラハの異端者たち』(現代書館 1998年) 151-158頁を参照。なお、トーケの年表や著作目録や詳細な伝記については、Hölzel, a.a.O., S.4-104.を参照。

⁵⁵ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.393-394.に依拠した。

⁵⁶ 以上の記述については、Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.2.に依拠した。

なお、ここで述べたマクデブルク大司教フリードリヒ3世と、皇帝フリードリヒ3世(在位 1440年-1493年)とは、全くの別人である。

上の指導もおこなった。どのような形で授業がおこなわれたのかは不明だが、これにより、彼は、聖職者への大きな影響力を持っていた。最後に、教会の立て直しである。トーケは、マクデブルク大司教区内の教会や修道院の改革をおこなった。そして、特にヴィルスナック巡礼をめぐる問題にも、力を入れている。このように、トーケには、教会改革をおこなうという意志があり、さまざまな点で、一定の成果を上げている⁵⁷。

トーケの略歴および基本思想は、以上の通りであるが、その彼が、日ごろから思索にふけり、その結果生み出された著作が、『Rapularius (ラプラリウス)』である⁵⁸。以下では、このラプラリウスについて、その概略を確認しておきたい。

ヘルツェルによれば、注目すべきことに、ラプラリウスにおいては、Wilsnack という単語が、1度も登場しない⁵⁹。本稿作成者も、ヘルツェルおよびレーマンの著作に収められている、ラプラリウスからの抜粋を確認したが⁶⁰、Wilsnack という単語を発見することはできなかった。したがって、ヴィルスナックをめぐる問題を主たるテーマとする本章では、ラプラリウスの本文を取り上げて検討するということはせず、ボークマン、ヘルツェル、レーマンによる説明に依拠して、ただラプラリウスの特徴についてのみ確認しておきたい。

ラプラリウスは、15世紀半ばに、全部あるいはほとんどが、トーケによって書かれたとされている手写本である。16世紀には、それは、マティアス・フラキウス・イリリクスのコレクションに加えられた。イリリクスは、折に触れて、自らの著作の中で、ラプラリウスの個々の内容を伝えていたという⁶¹。

⁵⁷ 以上の記述については、Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.2-3.に依拠した。

⁵⁸ 15世紀半ばにトーケがラプラリウスを書いた、という点については、渡邊教授も既に指摘しておられる。渡邊・前掲 237 頁を参照。

⁵⁹ Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.18.に、次のような一文がある。

「Es ist bemerkenswert, daß der von Heinrich Toke so eifrig bekämpfte Wallfahrtsort Wilsnack im „Rapularius“ nicht ein einziges Mal erwähnt wird, nicht einmal in einer Randglosse von Thomas Cornucervinus, mit denen dieser sonst nicht sparte.」

⁶⁰ Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.49-456.および Lehmann, a.a.O., S.188-205.

⁶¹ 以上の記述については、Lehmann, a.a.O., S.187.に依拠した。なお、ボーク

トークは、常に旅をしており、その際に、彼にとって注目すべき事柄に出会い、それらを、携帯していた筆記帳に、日々書き留めていた。このような経緯で、ラプラリウスが生み出されたのである。その性質について、ポークマンは Gedankentagebuch と表現しており、ヘルツェルは Notizbuch と表現している。この著作によって、15 世紀半ばの公会議首位者ならびに教会改革者が、どのような思いであったかを推測することが出来るという⁶²。

ラプラリウスは、トーク自身の、書物から得た知識、回想、考察に基づいて構成されている。そして、いずれの記入事項にも、始めに見出し語がつけられている。その見出し語の頭文字が決め手となって、それぞれの記入事項が、アルファベット順に並べられている。

但し、これらの記入事項は、アルファベット順にはなっているものの、その内容については、それほど整理されておらず、雑然としており、読みづらい。幅広い内容の事柄が、その順番についてはこだわらずに、記入されているのである。例えば、教義をめぐる議論に続いて、地理学上の報告がなされ、さらに、歴史学上の原典への言及とならんで、ラテン語の形態論や教会暦年の典礼の暗記を助ける押韻句が記入され、ついには、バーゼル公会議に出席するための旅行ルートも示している。その一方で、記入事項の核心を成しているのは、道徳哲学をめぐる議論である⁶³。

ラプラリウスの記入事項の多くは、キリスト教の道徳哲学に関する内容である。但し、その当時の出来事や、教会の実際の活動の問題を話題にすることも稀ではなかった。また、かなりの数の項目が、歴史的、地理的、民族学的性質を帯びていた⁶⁴。

ラプラリウスにおいて、多数の著作が引用されている。例えば、アリストテ

マンによれば、イリリクスは、宗教改革の時代の、有名な教会史家であった。Boockmann, a.a.O., S.394.を参照。また、『岩波西洋人名辞典（増補版）』（岩波書店 1982 年）1214 頁の「フラキウス・イリリクス」の項目も参照。

⁶² 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.394.および Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.1.に依拠した。

⁶³ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.394.および Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.1-4.および Lehmann, a.a.O., S.188.に依拠した。

⁶⁴ 以上の記述については、Lehmann, a.a.O., S.188.に依拠した。

レス、キケロ、ホラティウス、オヴィディウス、クインティリアヌス、ヴァレリウス・マクシムス、ヴェゲティウスなどの古代の著述家たちに加えて、教父アウグスティヌスや、ジャン・ジェルソンを始めとする⁶⁵、キリスト教の著述家たちの著作が引用される。ほとんどの著作が、15世紀において、伝統的に引用されることの多い著述家たちの著作である。また、レーマンによれば、トーケは、ドミニコ会修道士ヨハンネス・デ・ポディオの、15世紀初めに書かれた百科事典的な年代記を、明らかに参照しているという。それは、写本の形で、マドリード、パリ、そしてヴォルフエンビュッテルに存在する。トーケが参照したものは、恐らく Wolfenbüttel Extrav. Nr.147 である。トーケは、ポディオの年代記から、特に、道徳哲学や神学に関する記述を受け継いでいる。一方、歴史上のそして地理学上の記入事項のために、トーケが頻繁に参照したのが、ブレーメンの年代記であるという⁶⁶。

ヘルツェルによれば、ラプラリウスにおける記入事項のほとんどが、多数の著作群からの引用や抜粋であり、トーケ自身の覚書は、むしろ稀であるという⁶⁷。

これらを踏まえて、本節の最後に、著作の題名でもある、ラプラリウスの意味について考えてみたい。ヘルツェルによれば、ラプラリウス(Rapularius)は、rapula(Rübe)から導き出されるのではなくて⁶⁸、Rapiariumの低地ドイツ語における変化であるという⁶⁹。本稿作成者は、これまで述べてきた、ラプラリウスの特徴を思い返すとき、この Rapiarium が、中世低地ドイツ語の rapiamus と関係している⁷⁰、と考える。

⁶⁵ ヘルツェルも説明しているように、ジャン・ジェルソンは、コンスタンツ公会議における重要人物の1人で、教会論をめぐるいくつかの著作を書いた。Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.320., Anm.10.を参照。

⁶⁶ 以上の記述については、Lehmann, a.a.O., S.188.に依拠した。

⁶⁷ 以上の記述については、Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.3.に依拠した。

⁶⁸ Glare, P.G.W.(ed.): Oxford Latin Dictionary, 1994, p.1574.によれば、rapulum は、A small turnip であると書かれている。

⁶⁹ Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.13-14.

⁷⁰ Schiller, Karl / Lübber, August: Mittelniederdeutsches Wörterbuch, Dritter Band, 1981, S.421-422.によれば、rapiamus は、Kladde および Schmierbuch で

ところで、トーケは、『Concilia, wie man die halten sol』(1442年)において⁷¹、国家制度をめぐる提案もおこなっている。それらの内容は、(1) 一般ラント平和令の制定⁷²、(2) 帝国裁判所の創設⁷³、(3) 一般帝国税徴収に大別される。

以上のような点から、トーケが、国家制度および法制度の問題に関心を持ち、

あると書かれている。

⁷¹ 以下、Conciliaという略称を用いる。このConciliaの抜粋が、Weinrich, a.a.O., S.247-249.に収められている。なお、Weinrichの解題によれば、Conciliaは、まず匿名で出版され、その後1521年にも、ウルリヒ・フォン・フッテンによって、出版された。Conciliaにおいて、世俗における改革の問題を扱っているページ数は、ごくわずかである。Weinrich, a.a.O., S.247.を参照。なお、このConciliaの内容を説明している文献として、Kraft, Erich : Reformschrift und Reichsreform, Darmstadt, 1982, S.75-76. および Fischer, Mattias G. : Reichsreform und „Ewiger Landfrieden“, Aalen, 2007, S.145-149.を参照。

⁷² Weinrich, a.a.O., S.248. において、…einen gemeinen frede begreiff obir Ducze lant, als konig Rodolff zcu Wurczburgk that, da er erst konigk wart, - darvon konigk Friderich nu Romisch konigk komen ist -,…という記述がみられる。おそらく、かつて皇帝ルドルフ1世によっておこなわれた平和政策にならう、その当時の皇帝フリードリヒ3世による、一般ラント平和令の公布を提案しているものと思われる。

⁷³ Weinrich, a.a.O., S.248.において、…der konigk bestelle ein stete gericht uff einer stat stetiglichen zcu bleiben, der konigk sei wo er sei, das man das gerichte wisse zcu vinden, also zcu Pariß stete ist das gerichte des reiches zcu Franckrich,…という記述がみられる。おそらく、皇帝による、固定の場所への、常設の帝国裁判所の創設を提案しているものと思われる。その際に、トーケは、パリのパルルマンを参考にしているようである。また、次に示す通り、裁判官の構成についても述べられている。また、Weinrich, a.a.O., S.248.において、…der richter ein teil sint doctores in dem keiserrechten ader geistlich rechte,…という記述がみられる。おそらく、裁判官の一部については、皇帝の法すなわちローマ法の博士、あるいは教会の法すなわちカノン法の博士であることを提案しているものと思われる。

さらに、それらに対するローマ・カノン法の重要性を認識していることがわかる。

そして、実際、ラプラリウスには、ローマ法大全やカノン法大全から、数多くの条文が引用されている。ヘルツェルによれば、ローマ法大全の条文のうち、法学提要からは18箇条、学説彙纂からは7箇条、勅法彙纂からは30箇条、新勅法彙纂からは5箇条が、引用されているという⁷⁴。また、カノン法大全の条文のうち、グラティアヌス教令集からは161箇条、グレゴリウス9世教皇令集からは48箇条、第6書からは3箇条、ヨハンネス22世追加教皇令集からは1箇条が、引用されているという⁷⁵。

よって、今後は、ラプラリウスの本文のなかでも、とりわけ、ローマ法大全やカノン法大全の条文を引用している箇所について、順次取り上げていき、検討していく予定である。

この作業を通じて、トーケが、どの条文に依拠して、15世紀の教会改革や帝国改造について考察していたのかを解明することを、目標としたい。そして、そのことが、トーケの「改革」思想およびその具体的なプラン、延いては、15世紀の理論家たちの「改革」思想およびその具体的なプランの解明につながればと思う。

(2-2) 聖地巡礼について

本節では、まず、オーラーの説明に依拠して、キリスト教の聖地巡礼の概略を、確認しておきたい⁷⁶。聖地巡礼は、多くの宗教においてみられる。キリスト教徒は、古代以来、例えばエルサレムやローマやサンチャゴのような、聖地

⁷⁴ Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.486-487.を参照。

⁷⁵ Hölzel-Ruggiu, a.a.O., S.482-485.を参照。

⁷⁶ ノルベルト・オーラー（出村伸訳）「巡礼の道」近藤成一ほか編『中世 日本と西欧』（吉川弘文館 2009年）所収。同書あとがきの457頁によれば、同書は、2004年の国際会議における各報告を編集したものである。オーラーは、この報告の中で、巡礼について、簡潔に全体像を述べている。よって、このテーマの概略の把握に努めることを目指した、本稿本節の作成に際しても、大いに参照させて頂いた。なお、ノルベルト・オーラー（井本响二・藤代幸一訳）『巡礼の文化史』（法政大学出版局 2004年）では、巡礼について、より詳しく論じられている。

とされるさまざまな場所を訪れた。聖地巡礼者は、そこに祀られている聖人が、聖俗における願いを、神あるいは権力者に取り次いでくれると考えていた。巡礼者になる人間の年齢層や社会層は、非常に幅広く、また、男性が多かったが、女性の巡礼者もいた。巡礼の動機は、さまざまである。オーラーによれば、(1)最後の審判に際しての救い、(2)健康や五体満足や子宝、(3)窮地に陥った際の誓約の履行、(4)贖罪巡礼、などが挙げられる⁷⁷。

大まかに言って、以上のような特徴を持つ聖地巡礼であるが、キリスト教徒は、巡礼を義務づけられているわけではない。よって、賛成派と反対派に分かれて、巡礼をめぐる論争が、古くから続けられてきた。反対派の挙げる理由は多く、例えば(1)教会や世俗支配者による抑制が難しい、(2)女性たちが危険にさらされる、(3)領内から聖地への資金流出、(4)巡礼者を媒介とした、聖地から領内への病気の蔓延、などが挙げられる⁷⁸。

最後に、中世後期の巡礼地の、特徴について、確認しておきたい。この時期も、民衆が敬虔さを示す行為の一つとして、巡礼はおこなわれていた。この時期の巡礼地の成立および発展には、聖体の存在と教会権力による贖宥の付与とが必要であった。それゆえに、聖地巡礼は、この当時の教会改革者によって批判され、後の時代には宗教改革者によっても批判されたのである⁷⁹。オーラーは、一定の限られた時期に多くの巡礼者が訪れ、広域的ないし地域的な重要性

⁷⁷ 以上の記述については、ノルベルト・オーラー（出村伸訳）「巡礼の道」近藤成一ほか編『中世 日本と西欧』（吉川弘文館 2009年）所収 266-269頁に依拠した。

⁷⁸ 以上の記述については、オーラー・前掲 276頁に依拠した。また、聖地巡礼の問題になりうる点を説明しているものとして、下田 淳「ドイツ人の巡礼」同『ドイツの民衆文化』（昭和堂 2009年）所収 135-136頁も参照。それによれば、聖地巡礼は、その中心的動機が、キリスト教の本質とは異なる、聖人・聖遺物への奇蹟信仰にあり、それに加えて、道徳的墮落を伴う物見遊山となる危険性があった。

⁷⁹ 以上の記述については、塚本栄美子「近世ドイツ巡礼考事始」「四国遍路と世界の巡礼」研究会『四国遍路と世界の巡礼 その歴史的諸相の解明と国際比較研究 活動成果報告集』（2010年）所収 24-25頁に依拠した。なお、塚本氏のこの論文において、巡礼地ヴィルスナックの成立から衰退までの流れが、批判者や為政者との関わりなども踏まえつつ、紹介されている。

を持った場所の例として、ヴィルスナックを挙げているが⁸⁰、ヴィルスナックの場合、その時期がまさに中世後期であった。

(2-3) トーケとヴィルスナック

ヴィルスナックは、マルク・ブランデンブルクの西側に位置し、今日ではほとんど無名の場所である。しかし、かつては、その地で、赤く染まった3つの聖体が発見されたことにより、15世紀には、何千人もの巡礼者たちが訪れたのであった。当時は、多数の巡礼地が存在していたが、それらのなかでもヴィルスナックは、エルサレム、ローマ、サンチャゴ、そしてアーヘンに次ぐほどの知名度であった⁸¹。ヴィルスナックが、このように聖地化するに至るまでの経過は、以下の通りである。

1383年に、ヴィルスナックで、騎士ハインリヒ・フォン・ビューローとその一団による、フェーデが発生した。ヴィルスナック教会が、そのさなかに、焼いて灰にされた。しかし、その廃墟の中から、ヴィルスナック教会の司祭である、ヨハンネス・カブーツが、赤く染められた3つの聖体を発見したと主張したのである⁸²。聖体の赤色について、現在ではカビの可能性が指摘されているが、その当時は、ちょうど広がりを見せていた聖体崇拜とあいまって、それがキリストの血であると信じられていた⁸³。こうして、聖地ヴィルスナックが誕生し、巡礼者の数も増え、結果として、教会の収入も増えた。さらに、1384年には、教皇ウルバヌス6世によって、巡礼者への贖宥符の販売が認められた。こうして、聖地ヴィルスナックへの巡礼は、15世紀に入ってもなお、衰えることはなかったのである⁸⁴。

しかし、ヴィルスナックへの巡礼が盛んになるにつれ、その賛否をめぐって、論争が繰り広げられるようになる。トーケは、まさに、ヴィルスナックへの巡

⁸⁰ オーラー・前掲 278 頁。

⁸¹ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.385.に依拠した。

⁸² 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.387.および渡邊・前掲 236 頁に依拠した。

⁸³ 以上の記述については、塚本・前掲 24 頁に依拠した。

⁸⁴ 以上の記述については、渡邊・前掲 236-237 頁に依拠した。

礼を批判する立場の人間として、登場するのである。ボークマンによれば、この問題をめぐって、数多くの関係者が、賛否についての見解を述べ、それらがテキストの形で残っているという。しかも、それらのテキストは、ヴィルスナックも含まれるドイツ北部にとどまらず、例えば、ミュンヘン、ニュルンベルク、シュトゥットガルトなどにおいても、発見されているのである。このように、ドイツ北部以外の地域でも、ヴィルスナック巡礼をめぐる問題が論じられていた理由としては、それらの地域の人々の多くが、ヴィルスナックへの巡礼をおこなっていた可能性が挙げられる。このことから、当時、多くの人々および広い地域を巻き込んでの論争となっていたことがわかる。なお、当時は、トーケを含めた反対派が大多数であり、賛成派は少数であった⁸⁵。

最後に、ボークマンは、この問題について考察する際の、興味深くかつ重要な視点を、提起している。それによれば、賛否を表明した人間が、どのように神学上の観点から検討をおこなったのかに加えて、その人間の所属先についても、確認しておかなければならない。この当時の所属先として、例えば、修道会、高位聖職者、改革派の神学者、ラント支配者たちの代弁者などが挙げられる。よって、ヴィルスナック巡礼の賛否をめぐって表明された見解が、一種の利害関係による拘束の下で、示されていても、不思議ではないのである⁸⁶。

トーケのラプラリウスには、Wilsnack という単語が登場しないものの、記入事項の多くが、キリスト教の道德哲学に関するものであったということから、トーケが、聖地ヴィルスナック巡礼問題に関心を寄せたとしても、何ら不思議はない⁸⁷。そして、実際に彼は、その問題に大きく関わっていたのである。では、彼は、その問題について、どのように考えていたのだろうか。

それを知る手がかりとなるのが、1451年のマクデブルク司教会議における、

⁸⁵ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.395.に依拠した。

⁸⁶ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.396.に依拠した。

⁸⁷ バイナムによれば、ラプラリウスの内容は、迷信・偶像崇拜や教会の儀式に対する、トーケの関心を示しているという。

Bynum, Caroline Walker, *Wonderful Blood*, Philadelphia, 2007, p.274., n.14.

この文献については、藤女子大学キリスト教文化研究所『紀要』第11号(2010年)所収139-144頁に、三浦麻美氏による書評がある。本稿との関係では、特に140頁を参照。

トーケの演説である。しかし、本稿の序で述べた通り、今回は、その演説文に関連する史料の入手が、叶わなかった⁸⁸。かろうじて、ヘルツェルの著書において、数か所、手写本からの引用がみられるため、孫引きとなってしまう大変遺憾であるが、ヘルツェルの著書に依拠して、参考までに、演説の一部を、以下に引用しておく。

Heinrich Toke, Synodalrede, Dessau, Anhaltische Landesbücherei, Cod. BB 3944, fol. 263ra-rb: Ait dictus magister Cristianus : Cum ego, inquit, essem lector Magdeburgensis, vinit ad conventum nostrum ille plebanus de dicto loco Wilsnak, qui se tres hostias maculosas asseruit invenisse ... Dixit (scil. ille plebanus) : ... Scitis, quam famosus est in Wilsnak concursus per me procuratus. Si meis acquieveritis consiliis, vobis concursum ordinabo maiorem, quam sit in Wilsnak.⁸⁹

⁸⁸ Hölzel, a.a.O., S.21., Anm.184. u. S.29., Anm.233.によれば、1451年のマクデブルク司教会議におけるトーケの演説文がラテン語で記された手写本と、ブレースト(Breest)によるドイツ語訳とがある。前者は、Dessau, Anhaltische Landesbücherei, Cod. BB 3944, fol. 261ra-271vb.で、後者は、Breest, Ernst (Hg.), Synodalrede des Domherren Dr. Heinrich Tocke, in: Blätter für Handel, Gewerbe und soziales Leben, (Beiblatt zur Magdeburgischen Zeitung), Nr. 22/23, 1882, S.167-180.である。今回は、どちらも入手が叶わなかった。

⁸⁹ Hölzel, a.a.O., S.29., Anm.233.からの引用。なお、トーケのこの発言については、Hölzel, a.a.O., S.28-29.に、次のような説明がある。トーケは、エルフルト大学の神学部で勉強していた1412年に、初めて、同大学の教師である、ハインリヒ・フォン・ガイスマルとペトルス・ステンベケに会うことができた。ガイスマルとステンベケは、1419年創立のロストック大学においても、共に初代教授になる人物である。この3人に、フランシスコ会修道士のクリスティアン・ヒデストルフも加わって、会合が開かれた。ヒデストルフは、エルフルト大学の神学部で教鞭をとり、そして、エルフルトにフランシスコ会修道士学校をつくって、それを率いた人物である。その会合において、トーケが、ヒデストルフに対して敬意を表し、ヒデストルフは、20年間、ザクセン大司教区における神学の唯一の師である、と述べたとされる。また、ヴィルスナックの主任司祭が、マクデブルクのフランシスコ会修道院に聖血巡礼を仕組むことを提案し、ヴィルスナックよりもさらに多くの巡礼者が殺到するようになるだろうと述べた、ということ、トーケはその会合での会話によって知ったのである。

Heinrich Toke, Synodalrede, Dessau, Anhaltische Landesbücherei, Cod. BB 3944, fol. 267vb: ... noveritis, quod dominus Hinricus der Oven, decanus Magd(eburgensis), decretorum doctor, quam plurimum arguebat concursum Wilsnackensem et examinatus super hoc in concilio Basiliensi dedit bonum testimonium veritati contra Wilsnak.⁹⁰

このように、トーケが、3つの聖体がみられるとされる、ヴィルスナックの問題を認識しているということが、孫引きではあるが、一応確認された。それを踏まえて、本節では、さしあたり、ボークマン⁹¹、ブルンメ⁹²、バイナム⁹³による研究に依拠して、この問題に対するトーケの見解を、明らかにしていくこととする⁹⁴。

トーケは、既に1411年には、ヴィルスナックの聖血をめぐる問題に、関心を持っていたとされる。また、他の地域の聖血をめぐる問題にも、関与していた。ボークマンによれば、16世紀のイリリクスの著作において、トーケは、ルターの先駆者(der vermeintlichen Vorläufer Luthers)で⁹⁵、迷信に対する最もエネルギー的な反対者として、18にもものぼる新たな偶像崇拜と新たな聖地を取り除いた、と紹介されている。また、ブルンメによれば、15世紀のマクデブルク司教の年代記においても、トーケは、ヴィルスナックへの巡礼を廃止することには失敗したが、おそらく18か所以上の、新たな聖地の誕生を阻止した人物として取り上げられている。ボークマンは、この18という大きな数字の信憑性

⁹⁰ Hölzel, a.a.O., S.41., Anm.295.からの引用。なお、トーケのこの発言については、Hölzel, a.a.O., S.41.に、次のような説明がある。トーケとは、エルフルト大学時代からの知り合いであった可能性のある、マクデブルク首席司祭の、ハインリヒ・デア・オーヴェン(Heinrich der Oven)が、ヴィルスナック巡礼に反対する、トーケのグループの支持者として、バーゼル公会議に出席した。

⁹¹ Boockmann, a.a.O.

⁹² Brumme, Carina : Das spätmittelalterliche Wallfahrtswesen im Erzstift Magdeburg, im Fürstentum Anhalt und im sächsischen Kurkreis, Frankfurt am Main, 2010.

⁹³ Bynum, op.cit.

⁹⁴ トーケの見解について、簡潔には、渡邊・前掲 238 頁を参照。

⁹⁵ Boockmann, a.a.O., S.394.

に疑問を呈しつつ、もはや確認するのは難しい、としている⁹⁶。

それでも、18件のうち、事実である可能性の高い事例がある。それが、ボークマンおよびブルンメおよびバイナムが挙げている、ヴァルテンブルクにおける事例である。ザクセン地方のヴィッテンベルクのそばにある、ヴァルテンブルクにおいて、1429年に、聖血をめぐる問題が発生した。バイナムによれば、この当時、聖地巡礼の反対者たちにとって、聖血をめぐる主張というものは、決して付随的な事柄でも些細な事柄でもなかった。トーケは、1451年のマクデブルク司教会議の演説においても、このヴァルテンブルク的事例について言及しているそうだが、それによれば、彼は、実際に、ヴァルテンブルクにおける、聖血をめぐるいかさまを明らかにし、その求心性の誤りを立証するため、幅広い項目について調査をおこなったという⁹⁷。

結果として、ヴァルテンブルクの聖職者は、自らの指に切り傷をつけ、そこから流れ出た血をもって、聖体を赤く染めていたことを、トーケに自白した。ただ、その自白は、拷問ではないが、脅迫の下で、得られたともいわれている⁹⁸。

バイナムによれば、ヴァルテンブルクの場合は阻止されたが、このような聖血をめぐる策略は、もし早急に押さえつけなければ、達成されて、新たに聖地とされる場所が誕生する傾向にあるということ、トーケは明らかに恐れていたのである⁹⁹。

1451年のマクデブルク司教会議の演説においても、トーケは、ヴァルテンブルクに関する発言をおこなっているようであるが、その一部について、ブレーストによるドイツ語訳に依拠した、バイナムによる英語訳がある。原典および

⁹⁶ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.394.および Brumme, a.a.O., S.308.に依拠した。

⁹⁷ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.394-395.および Brumme, a.a.O., S.308.および Bynum, op.cit., pp.32-33.に依拠した。

⁹⁸ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.394-395.および Bynum, op.cit., pp.32-33.に依拠した。

⁹⁹ 以上の記述については、Bynum, op.cit., pp.32-33.に依拠した。なお、ヴァルテンブルク的事例について、より詳しくは、Brumme, a.a.O., S.319-320.を参照。

ブレストによるドイツ語訳を入手できなかったため、本稿では重訳を引用することとなり、大変遺憾ではあるが、参考までに、以下に引用しておく。

How many would he and his followers have tricked, how many pious Christians would they have deprived of their worldly goods through this evil fraud, how many miracles would they have fabricated to the shame of the diocese! Praise be to God, who brought the truth to light so early, and to the archbishop, who did not allow such untruths to spread. Already we saw people with baskets to beg for the honor of holy blood. . . Already people planned inns [to house the pilgrims] and surrounding towns hoped to be enriched through the flood of foreigners. ¹⁰⁰

その後、トーケは、バーゼル公会への出席や、ブレーメンの司教座聖堂での勤務などもあったため、1431年から1440年頃まで、マクデブルクを離れていた。よって、その期間は、ヴィルスナックについての調査を、おこなうことができなかった。彼が、再びヴィルスナックの問題に従事するようになるのは、1443年になってからであった ¹⁰¹。

バイナムは、1451年のマクデブルク司教会議におけるトーケの演説の、ブレストによるドイツ語訳に依拠しながら、ヴィルスナックの問題をめぐるトーケの見解を、簡潔にまとめている ¹⁰²。その内容を示すと、以下のようになる。

1443年から1453年にかけて、ヴィルスナック巡礼に反対する大きな運動が巻き起こった。賛成派、反対派ともに、その代弁者たちは、15世紀の最も重要

¹⁰⁰ Bynum, op.cit., p.33.からの引用。まず、奇跡をでっち上げ、多くの信心深いキリスト教徒を騙し、悪質な詐欺行為を通じて、彼らの財産を奪った者たちへの非難の言葉が述べられている。続いて、真実を明るみに出した神や、いかさまの広がりやを許さなかった大司教への称賛の言葉が述べられている。最後に、聖血が発見されたという噂が広まった後の、ヴァルテンブルクおよびその周辺地域の人々や町の様子が述べられている。また、Bynum, op.cit., p.279., n.52.も参照。

¹⁰¹ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.395. u. S.395., Anm.38.に依拠した。

¹⁰² Bynum, op.cit.

なドイツの神学者たちの何人かであり、彼らの多くは、エルフルト大学と関係があった¹⁰³。

有名な1451年のマクデブルク司教会議におけるトーケの演説によれば、彼は、1443年に、ヴィルスナックを訪れ、その教会の首席司祭や司祭の面前で、聖血が付着しているとされる、その聖体を調査した。その結果、見つかったのは、聖血ではなく、蜘蛛の巣だけであった。さらに、その演説によれば、ヴィルスナックに住んでいたその首席司祭が、「私は聖血を見ていないし、1度も見たことがない」と、100回以上も述べた、とされる¹⁰⁴。

言い換えれば、トーケは、ヴィルスナックの問題について、聖体としての特徴が見られず、さらに、聖職者がはっきりといかさまを認めて、その行為についての許しを求めた、と述べており、2つの観点から、批判していることがわかるのである。このように、トーケは、聖職者はもちろんのこと、キリスト教徒が、いかさまをおこない、嘘をつくという点も非難しているのである¹⁰⁵。

また、ブルンメは、この1451年6月のトーケの演説の内容を、簡潔にまとめている。それによれば、トーケは、聖体崇拝の主唱者を激しく非難し、聖体の真正への信頼性や、偽りの奇跡の目撃者たちへの信頼性に対する疑念を述べ、その結果、キリスト教徒たちの靈魂の救済のための聖体崇拝の有効性の取り消しを提案し、そして、巡礼者たちにとっての危険や、近隣住民たちの利欲心への注意喚起もおこなった¹⁰⁶。

最後に、ブルンメの著書において、ブレストによるドイツ語訳からの引用がみられるため、孫引きとなってしまう大変遺憾であるが、ブルンメの著書に依拠して、参考までに、トーケの演説の一部を、以下に引用しておく。

¹⁰³ 以上の記述については、Bynum, op.cit., p.26.に依拠した。

¹⁰⁴ 以上の記述については、Bynum, op.cit., pp.26-27.に依拠した。さらに、Bynum, op.cit., p.274., n.15.によれば、トーケは、「私自身が聖血を見ていないのだから、私と一緒にいた人々が聖血を見ていない、ということには驚かない」と述べる。しかし、トーケは、ヴィルスナックの近所に生まれ、ヴィルスナックにしばしば居合わせた首席司祭が、1度も聖血を見たことがないと主張したことを、より強調している。

¹⁰⁵ 以上の記述については、Bynum, op.cit., p.27.に依拠した。

¹⁰⁶ 以上の記述については、Brumme, a.a.O., S.308.に依拠した。

Wie sollten wir nicht Mitleid haben mit so vielen Wallfahrern beiderlei Geschlechts und aus allen Ständen, die sich Beschwerneisse auferlegen, um nach Wilsnack zu pilgern, die ermüdet, beunruhigt, beraubt, geschwächt werden und umkommen! O Gott, wie viele werden dort nur schlechter, werden betrogen und lernen betrügen! Wie viele lachen sich ins Fäustchen, die aus den Wallfahrten und den Wundern ihren Gewinn und Unterhalt ziehen, in dem sie schlimmerweise für die Wallfahrten nach Wilsnack betteln, wobei unendlich viel gelogen wird! Einige lassen sich schicken, andere gehen ohne Auftrag zu haben. ¹⁰⁷

ここまで述べてきたヴィルスナックが、その後、巡礼地として、どのような経過をたどっていくのかを、簡単に述べておきたい。

トーケは、ヴィルスナックへの巡礼を食い止めるべく、現地調査や演説をおこなったわけであるが、結果的に、その動きを食い止めることはできなかったと思われる。

以下に示す通り、16世紀の宗教改革の代表的人物である、ルターの『キリスト教界の改善について ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』（1520年）において、ヴィルスナックに言及している箇所がみられる。

「第二十に、近ごろ巡礼の目的地になったウィルスナック、シュテルンベルク、トリール、グリーンメンタール、またいまではレーゲンスブルクその他多くの地にある野外の小礼拝堂や教会堂は、根絶されてしかるべきであります ¹⁰⁸。」

¹⁰⁷ Brumme, a.a.O., S.308.からの引用。トーケは、ヴィルスナックへの巡礼者たちにふりかかる、さまざまな災難や、悪事や詐欺行為などについて述べている。また、Brumme, a.a.O., S.308., Anm.1644.も参照。

¹⁰⁸ ルター（成瀬治訳）「キリスト教界の改善について ドイツ国民のキリスト教貴族に与う」松田智雄編『世界の名著 23 ルター』（中央公論社 1979年）所収 146頁からの引用。本稿作成者はヴィルスナックと表記するが、成瀬教授はウィルスナックと表記しておられる。

このように、ヴィルスナックは、16世紀に入ってから、引き続き、アーヘンと並んで、最も重要なドイツの巡礼地の座にとどまっていたのである¹⁰⁹。

しかし、それも1552年までのことであった。その年に、ルター派の牧師である、ヨアヒム・エレフェルトによって、ヴィルスナックの聖体とされていた物が、火の中に投げ入れられたのである。その後、聖体を失ったヴィルスナックは衰退し、現在は、バート・ヴィルスナックという町になっている¹¹⁰。

以上の通り、本章では、主として、トーケによる教会改革に向けての取り組みの一例として、聖地ヴィルスナック巡礼問題を取り上げた。トーケが論じたこの問題については、引き続きルターも論じていた。

基本的に、宗教改革の代表的人物として、わが国では、16世紀のルターやカルヴァンが取り上げられることが多い。また、宗教改革の先駆的運動に関連する人物として、14世紀から15世紀にかけて登場する、ウィクリフやフスが挙げられるであろう¹¹¹。しかし、15世紀には、これらの人物以外にも、トーケを始めとした、宗教改革に関連する人物がいたといえるであろう。よって、16世紀はもちろんのこと、15世紀も、宗教改革との関連がある、と考えられる。

従来、帝国改造については、1495年が強調されるのと同様、宗教改革についても、1517年が強調されることが多かった。この時期というのは、どちらも皇帝マクシミリアン1世の時代である。しかし、実際、これらの動向は、それ以前から始まっていたのである。そして、その時期というのは、15世紀の中でも、とりわけ皇帝フリードリヒ3世の時代なのである。ゆえに、皇帝マクシミリアン1世の時代はもちろんのこと、皇帝フリードリヒ3世の時代もまた、聖俗のさまざまな事柄にとって、重要であったと認識すべきであろう。

第3章 神聖ローマ帝国の裁判制度

¹⁰⁹ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.405.に依拠した。

¹¹⁰ 以上の記述については、Boockmann, a.a.O., S.405.および渡邊・前掲242頁に依拠した。

¹¹¹ さしあたり、京大西洋史辞典編纂会編『新編西洋史辞典（改訂増補）』（東京創元社 1994年）356-357頁を参照。

ザクセンシュピーゲル・ラント法

「3・26・1 国王は、いたるところ全般共通の裁判官である。¹¹²」

「3・33・1 いずれの人も国王の前で彼の法（裁判）を有する。¹¹³」

「3・60・2 帝国内で国王は〔帝国の〕・・・いずれの地方に到来しても、そこで裁判（権）は彼にとり自由であって、彼はすべての訴訟を、裁判所の前で始まっていないものをもまだ終わっていないものをも、裁判することができる。¹¹⁴」

コーイングが指摘する通り、中世国家は、国王の人格と緊密に結びついていた。よって、裁判制度に関して言えば、ドイツ国王は、帝国における最高の裁判官であった。その国王は、定まった居住地を持たずに、絶えず国内を巡行していた。よって、最高裁判官たる国王は、どこに滞在していても、その地で裁判をおこなうことができ、また、どの事件でも、自己のもとに移管させることができた¹¹⁵。本稿の冒頭で引用したザクセンシュピーゲル・ラント法の規定は、それらのことを、示しているのである。

ところで、近年、ドイツにおいては、法制史上の諸問題のなかでも、とりわけ裁判制度をめぐる問題が注目されている。例えば、ドイツでは、近年、エストマンの『法制史への道：裁判権と訴訟手続き』が出版された¹¹⁶。そして、

¹¹² 久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』（創文社1977年）255頁からの引用。

¹¹³ 久保ほか訳・前掲264頁からの引用。

¹¹⁴ 久保ほか訳・前掲307-308頁からの一部引用。

¹¹⁵ H・コーイング（久保正幡・村上淳一訳）『近代法への歩み』（東京大学出版会1995年）31頁および35頁を参照。

¹¹⁶ Oestmann, Peter : Wege zur Rechtsgeschichte : Gerichtsbarkeit und Verfahren, Köln/Weimar/Wien, 2015. このエストマンの著作については、田口正樹教授による紹介が、西洋中世学会『西洋中世研究』第8号(2016年)280-281頁において、おこなわれている。なお、エストマンの日本での講演については、ペーター・エストマン（田口正樹訳）「ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所（1495年から1806年）：歴史・研究・展望」『北大法学論集』64巻

近年のわが国においても、裁判制度史が注目を集めている¹¹⁷。

久保正幡教授は、中世ドイツの法源史および裁判制度史について、解説しておられる。それによれば、フランク時代には、原則として、属人法主義によって法を適用していた。しかしその後、属地法主義がおこなわれるようになると、それまでの部族法は、ラント法にとって代わられた。さらにラント法の分裂も起こり、多数の法圏が形成されることとなった。このような法の分裂に伴い、裁判所も分裂していった。つまり、中世ドイツには、それぞれの法に従って判決を下す、いくつもの裁判所が存在していたのである¹¹⁸。

このような状況下でも、フランク時代以来、国王裁判所は、依然として存続している。1235年以前の国王裁判所について、一般的に、概説書等では、国王裁判所(Königsgericht)あるいは宮廷裁判所(Hofgericht)と呼ばれている。

もっとも、そのような名称が、1235年以前の文書において、みられるとは考えにくい¹¹⁹。そこで、ここでは、ハインリヒ獅子公の裁判における判決の結果を述べた、いわゆる『ゲルンハウゼン文書』(1180年4月13日)の中から¹²⁰、

4号(2013年)所収、および、ペーター・エストマン(田口正樹訳)「ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について：管轄と訴訟原則」『北大法学論集』64巻4号(2013年)所収を参照。

¹¹⁷ 例えば、U・ファルク/M・ルミナティ/M・シュメーケル編著(小川浩三/福田誠治/松本尚子監訳)『ヨーロッパ史のなかの裁判事例』(ミネルヴァ書房2014年)が出版されており、この中には、ペーター・エストマン(田口正樹訳)「忘れっぽい代弁人」も収められている。

¹¹⁸ 久保正幡「訳者解説」ゾーム(久保正幡・世良晃志郎訳)『フランク法とローマ法』(岩波書店1952年)所収13-29頁を参照。また、西本穎「封建時代と其裁判所」『法学論叢』第31巻第3号(1934年)所収において、ヨーロッパ、とりわけ中世ドイツの種々の裁判所についての、詳しい説明がなされている。

¹¹⁹ 土浪博「ドイツ中世におけるフェーデ・ラントフリーデ・国制」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』(東京大学出版会2003年)所収219頁によれば、皇帝フリードリヒ2世の時代のマインツの帝国ラント平和令(1235年)については、そのラテン語のテキストとともに、ドイツ語文書も伝わっており、それが、国王による最初のドイツ語文書であるとされている。つまり、それ以前の文書においては、ラテン語による表記のみであったため、「国王裁判所」や「宮廷裁判所」という名称は、後世につけられたものであると考えられるのである。

¹²⁰ ハインリヒ獅子公の裁判およびゲルンハウゼン文書については、ベルン

「裁判所(Gericht)」に対応する可能性のある単語の一例を、挙げてみたい。

1178年に、諸侯たちが、教会や世俗の所領に対するハインリヒ獅子公による権利侵害について、皇帝フリードリヒ1世のもとに訴えを提起した。その後、ハインリヒ獅子公は、1179年の会議における審理に出席しなかった。その結果、1180年に、判決人である諸侯たちが、彼に対する帝国アハトの判決を下し、皇帝がそれを宣告した。これは、ラント法訴訟であった。しかし、ハインリヒ獅子公は、その後も、帝国アハトの判決に服さず、教会や世俗の所領への権利侵害を続けた。それにより、次のような事態となった。

“ ... sub feodali iure legitimo trino edicto ad nostram citatus **audientiam**, eo quod se absentasset nec aliquem pro se misisset responsalem, contumax iudicatus est ; ¹²¹”

(訳)「・・・レーン法に基づき、合法的に命じられた3回の召喚命令をもって、われわれの**裁判所**の面前に、召喚されるが、(彼は)欠席し、使者を(彼の)代わりに派遣していないがゆえに、不従順であると判断される ; ¹²²」

ト・カノフスキ(田口正樹訳)「ハインリヒ獅子公に対する訴訟」U・ファルクほか・前掲所収、および、北嶋繁雄『中世盛期ドイツの政治と思想』(梓出版社2001年)213-231頁、および、世良晃志郎『封建制成立史序説』(彰考書院1948年)137-140頁を参照。また、ゲルンハウゼン文書のラテン語原文ならびに、そのドイツ語訳が、Weinrich, Lorenz (Hg.): Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250., Darmstadt, 1977, S.298-303.に収められている。

¹²¹ Weinrich, a.a.O., S.298.からの引用。なお、太字は、本稿作成者による。

¹²² 訳文における()内および太字は、本稿作成者による。また、訳出に際しては、以下のドイツ語訳および日本語訳を参照した。Weinrich, a.a.O., S.299.におけるドイツ語訳は、次の通り。なお、太字は、本稿作成者による。「... nach Lehnrecht mit gesetzlich vorgeschriebenem dreifachem Ladungsbefehl vor Unser **Hofgericht** geladen, und – deswegen, weil er ferngeblieben sei und keinen Bevollmächtigten an seiner Statt geschickt habe – für widerspenstig erachtet ;」また、世良・前掲138頁における日本語訳は、次の通り。なお、太字は、本稿作成者による。「・・・封建法ニヨリ正當ニ三回ノ布令ヲモツテ朕ノ**法廷**ニ召喚セラレ、シカモ彼ハ缺席シ、マタ自己ニ代リテ答辨スベキ何人ヲ

このように、ラント法訴訟ののち、レーン法訴訟もおこなわれ、ハインリヒ獅子公は、それにも出席しなかった。結局、彼は、領土を失うことになった。

このゲルンハウゼン文書にみられるように、1235年以前、例えば1180年には、「裁判所(Gericht)」を指し示す言葉の一例として、ラテン語の「audientia」が使われていたという理解も、可能であるように思う¹²³。

「裁判所」という言葉は、現代においては、何か独立した組織を連想させるかもしれない。しかし、ここで述べられた、1180年、つまり皇帝フリードリヒ1世の治世下における裁判所には、伝統的な訴訟との連続性があったため、宮廷集会と切り離して考えることはできない¹²⁴。そうすると、「audientia」について、より厳密には、「(宮廷集会の中で開かれた)裁判所」と理解するか、あるいは、世良晃志郎教授のように「法廷」と訳して、「(宮廷集会の中で開かれた)法廷」と理解することになるのである。

これ以後、15世紀に至るまでの、国王裁判所の変遷を、簡単に述べると、次のようになる。1235年のマインツの帝国ラント平和令を通じて、宮廷裁判所は組織として定められ、国王宮廷裁判所(königliches Hofgericht)と呼ばれるようになる¹²⁵。また、遅くとも1415年には、帝室裁判所の前身である、国王カ

モ差出サザリシガ故ニ、不服従ト判決セラレ；」

¹²³ Du Cange : Glossarium mediae et infirmae latinitatis, Bd.1, Graz, 1954, S.469.によれば、audientiaの1つ目の意味は、judiciumである。また、Georges, K. E. : Ausführliches Lateinisch-Deutsches Handwörterbuch, Bd.2, Darmstadt, 1995, Sp.482.において、iudiciumの意味の1つとして、das Gerichtが挙げられている。

¹²⁴ 皇帝フリードリヒ1世の時代の、国王裁判所の構造については、西川洋一「フリードリヒ一世・バルバロッサ期の国王裁判権」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』(創文社 2011年)所収18-21頁を参照。

¹²⁵ 帝国宮廷裁判所(Reichshofgericht)とも呼ばれる。なお、マインツの帝国ラント平和令のドイツ語文書が、Zeumer, Karl: Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit, 2. Auflage, Erster Teil, Tübingen, 1913, S.68-72.に収められており、S.69.の5.(19).において、「gerichte」というドイツ語がみられる。この単語は、Lexer, Matthias : Mittelhochdeutsches Taschenwörterbuch, Stuttgart, 1992, S.63.によれば、

ンマー裁判所 (königliches Kammergericht) も同時に活動していた¹²⁶。その後、1495年に、帝室裁判所 (Reichskammergericht) が創設された¹²⁷。1498年には、帝国宮内法院が創設される¹²⁸。

ドイツの詩人ゲーテは、『詩と真実』第3部 (1814年) の中で、その当時はヴェツラーが所在地であった帝室裁判所について、論じている。そして、その裁判所の創設に至る経緯や、その裁判所の特徴ならびに欠陥について、述べている¹²⁹。この帝室裁判所は、15世紀における帝国改造に向けての動きの中で、創設されたものである。

帝国改造とは、一体何であったのか。その問いに対する答えは、おそらく1つではないが、例えば、1495年に帝室裁判所が創設されたことを踏まえるならば、帝国改造とは、新たな最高裁判所創設に向けての取り組みである、と言えるだろう。実際、帝国改革論者の1人である、ハインリヒ・トーケも、「gericht」について論じていた。

本稿作成者は、このような帝国改造の動向を通じて、帝室裁判所という、神聖ローマ帝国の最高裁判所の存在を、意識するようになった。そして、それと同時に、帝室裁判所が創設される以前の、最高裁判所たる国王裁判所の状況についても、関心を持つに至ったのである。

(3-1) 国王裁判所概史

ツィッペリウスは、中世ドイツのいくつかの裁判所について、それらの特徴ならびに変遷を説明している。非常に簡潔にまとめられているため、裁判制度史をめぐる重要な論点ならびに歴史的事実の全てが盛り込まれているわけでは

「gericht」である。

¹²⁶ 王室裁判所とも呼ばれる。

¹²⁷ 帝国カンマー裁判所とも呼ばれる。

¹²⁸ 帝国宮廷顧問会議とも呼ばれる。

¹²⁹ ゲーテ (小牧健夫訳) 『詩と真実 (第三部)』 (岩波書店 1972年) 110-120頁を参照。なお、ゲーテが活動していた18世紀のドイツにおける、帝国裁判権をめぐる議論の、扱われ方を示す一例として、松本尚子『ホイマン「ドイツ・ポリツァイ法事始」と近世末期ドイツの諸国家学』 (有斐閣 2016年) 第2部第4章を参照。

ない。しかし、約 1000 年間に及ぶ、中世ドイツの裁判所の変遷についての見取り図としては、適していると思われる。

そこで、本節では、以下、このツィッペリウスによる説明に依拠して、中世ドイツの裁判所の変遷を、簡単に振り返っておきたい¹³⁰。

最高裁判権は、フランク時代に、民会から国王へ移された。国王は、宮中伯を通じて、その権利を行使することができた¹³¹。

カール大帝の時代以来、高級裁判権と下級裁判権との間の区別が、定着していた。前者は、不動産および自由身分についての訴訟に判決を下し、また、死刑および身体刑を科すことのできる刑罰権を有した。後者は、軽微な違反行為を、贖罪金をもって、罰することができた¹³²。

高級裁判権は、フランク時代に、グラーフ裁判所に委ねられた。その後、高級裁判権を行使することになる裁判官は、国王によって、罰令権が授与されなければならなかった。それに加えて、国王は、すべての係属中の訴訟について、宮廷裁判所へ移管する権利を有していた¹³³。

下級裁判権の職務は、しばしば、ゲルマンの裁判所の伝統との結びつきの中

¹³⁰ 本節の内容は、Zippelius, Reinhold: *Kleine deutsche Verfassungsgeschichte*, 7. Auflage, München, 2006, S.44-49.に依拠している。同様のテーマについて、もう少し詳しい説明をおこなっている文献として、Kern, Eduard: *Geschichte des Gerichtsverfassungsrechts*, München und Berlin, 1954, S.3-24.および、アルトゥール・エンゲルマン（小野木常・中野貞一郎編訳）『民事訴訟法概史』（信山社 2007年）7-28頁、および、ミッターイス＝リーベリッヒ・前掲第15章、第28章、第34章、第41章があり、本節の作成に際しても、参照させて頂いた。

¹³¹ フランク時代の裁判制度に関して、より詳しくは、Sohm, Rudolph: *Die Fränkische Reichs- und Gerichtsverfassung*, Leipzig, 1911.を参照。その他の文献として、Weitzel, Jürgen: *Dinggenossenschaft und Recht*, 2 Teile, Köln/Wien, 1985.および Deutinger, Roman: *Der König als Richter*, in: Hartmann, Wilfried (Hg.): *Recht und Gericht in Kirche und Welt um 900*, München, 2007.もある。

¹³² これらは、「大事件」および「小事件」と呼ばれるものである。これらについては、さしあたり、ミッターイス＝リーベリッヒ・前掲 122 頁を参照。

¹³³ 中世ドイツにおける高級裁判権について、より詳しくは、Hirsch, Hans: *Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter*, 2. Auflage, Darmstadt, 1958.を参照。

で、それぞれ異なった方法で、果たされることになっていた。例えば、フランクおよびアレマンの地域においては、ツェント裁判所が、下級裁判権の職務を担った。ツェントグラーフあるいは村長が、ツェント裁判所の議長を務め、陪席判事たちが、判決人として活動した。初期の頃、ツェントグラーフは、グラーフの中から任命された。後には、ランデスヘルの中から任命された。

しかし、下級裁判権は、既にフランク時代においてそうであったように、インムニテートにも基づいて、行使された。まず、国王領が、グラーフの裁判権から除外された。また、いくつかの教会や世俗のグルントヘルにも、制限された形でのインムニテートが与えられた。そのインムニテートがおよぶ地域において、「小事件」についての裁判権を行使することができた。これは、本来、グルントヘルの家権力に由来するものであった。こうして、グルントヘルの権力拡大に伴い、自由身分ではあるが、経済的には従属している荘民が拡大された。

802年のカール大帝の勅令によって¹³⁴、司教区および大修道院のために、フォークトが任命されることになった。フォークトは、対外的には司教区および大修道院の代表であり、そしてそれらの保護に対する責任を負った。この保護フォークタイが、フォークタイ裁判所と結びつくことによって、フォークトは、教会の当然の権利であった裁判権も、行使しなければならなかった。国王が、インムニテートフォークタイたちに、流血罰令権を封じたことにより、彼らは、高級裁判権も手に入れた。領国主権の自立化が進んでいた12世紀の半ば以降には、司教区が、国王の特別な罰令権授与にとっても、高級裁判権にとっても、必要条件であった、保護フォークトから解放された。

一般に、1231年の、諸侯の利益のための取り決めによって¹³⁵、封土獲得をもって、ランデスヘルたちの裁判権が、完全に保証されることとなった。彼ら

¹³⁴ カール大帝の種々の勅令については、栗生武夫『西洋立法史（第1分冊）』（弘文堂 1929年）91-102頁を参照。また、大久保泰甫「カピトゥラリア」久保正幡先生還暦記念出版準備会編『西洋法制史料選Ⅱ 中世』（創文社 1978年）所収31-43頁、および、西川洋一「勅令（カピトゥラリア）」ヨーロッパ中世史研究会『西洋中世史料集』（東京大学出版会 2000年）所収23-25頁も参照。

¹³⁵ 解説および日本語訳については、西川洋一「ハインリヒ7世時代の国制」ヨーロッパ中世史研究会・前掲所収145-146頁を参照。

は、その与えられた封土のグラーフシャフトとツェント裁判所の権利を、無条件に、あるいは、それに次ぐインムニテートによっても、行使することとなった。ツェントグラーフたちは、ツェント裁判権を、彼らから授与されることになった。

かつて、訴訟物や刑事事件に応じて、高級裁判権はグラーフ裁判所に、そして、下級裁判権はツェント裁判所に、それぞれ与えられた。今や、それらは、諸身分のための裁判所へと変化した。ツェント裁判所は、非貴族階級のための第一審裁判所に、そして、ランデスヘルの宮廷裁判所は、貴族階級のための第一審裁判所になった。

このような調整にもかかわらず、古くから受け継がれてきた領主裁判権が、維持され、あるいは何倍も強まった。

都市は、初期に、下級裁判権を有する管轄区を、形成した。それらの多くは、後に、帝国直属の、高級裁判所管轄区に組み込まれた。しかし、いくつかの都市は、自らの法に基づく高級裁判権を獲得した。

1037年のコンラート2世のレーエン立法によって、とりわけ、諸侯たちの「大事件」と、帝国アハト刑の布告については、今後も、宮廷裁判所において、おこなわれることとなった。

国王が訴訟を移管した場合や裁判拒絶の場合の、法律上の手段に基づいた方法である、上訴についても、争いが起こった¹³⁶。結局、宮廷裁判所への上訴については、金印勅書によって選帝侯たちに認められたような¹³⁷、不移管・不上訴の特権を、諸侯たちが所有していた場合には、認められなかった。これ

¹³⁶ 上訴について、より詳しくは、Diestelkamp, Bernhard : Die Durchsetzung des Rechtsmittels der Appellation im weltlichen Prozeßrecht Deutschlands, Mainz, 1998.および、Gudian, Gunter : Appellation – ein neues Rechtsinstitut bringt neue Probleme, in : Sellert, Wolfgang (Hg.) : Rechtsbehelfe, Beweis und Stellung des Richters im Spätmittelalter, Köln/Wien, 1985.を参照。

¹³⁷ 金印勅書の解説および日本語訳については、前田俊哉「金印勅書」久保正幡先生還暦記念出版準備会編・前掲所収 267-280 頁を参照。また、金印勅書における内容を、その当時の当事者たちが、どのように認識していたのかについては、横川大輔「14世紀後半における「金印勅書」(1356年)の認識」『北大法学論集』63巻2号(2012年)所収を参照。

以降、帝国の裁判権によるラントの裁判権への介入を排除することの正当性を証明した時、ほかのランデスヘルたちも、不移管・不上訴の特権に匹敵するような特権を手に入れることができた。

帝国直属の裁判手続きの代わりに、和解のために、仲裁裁判官の手続きも形成された。いわゆる、仲裁裁判手続きである。帝室裁判所令においても、このような仲裁手続きが、さしあたりの手続きとして、認められている。

中世において、国王がその首座の地位を有していた宮廷裁判所が、帝国の最高裁判所であった¹³⁸。しっかりとした手続規則があるわけではなかった。宮廷に居合わせた、諸侯たち、領主たち、そしてミニステリアーレン、特に帝国宮内官たちが、判決人として活動した。国王は、宮廷裁判所における、自身の代理人を定めることができた。宮廷裁判所は、13世紀までは、不定期、もしくは、ある一定の時期に開かれた。

1235年のマインツの帝国ラント平和令において¹³⁹、常任の国王宮廷裁判所裁判官の官職が作り出され、その裁判官が、国王宮廷裁判所において、国王の代理を務めることとされた。しかし、15世紀において、効率の良さの欠如のゆえに、この裁判所は、機能不全となり、1451年に活動を停止した¹⁴⁰。

¹³⁸ 10世紀から15世紀までの国王裁判所の歴史およびその制度について、より詳しくは、Franklin, Otto: *Das Reichshofgericht im Mittelalter*, I/II, Hildesheim, 1967.を参照。なお、ザクセンシュピーゲルやいくつかの都市法にみられる、13世紀から14世紀の裁判手続きについては、Planck, J. W.: *Das Deutsche Gerichtsverfahren im Mittelalter*, 2.Bde., Hildesheim, 1973.を参照。

¹³⁹ 解説および日本語訳については、土浪・前掲 219-222頁を参照。また、より詳しくは、Mitteis, Heinrich: *Zum Mainzer Reichslandfrieden 1235*, in: *Ders.: Die Rechtsidee in der Geschichte*, Weimar, 1957.を参照。

¹⁴⁰ ミッタイス＝リーベリッヒ・前掲 360頁によれば、マインツの帝国ラント平和令を通じて、国王宮廷裁判所の組織を定める際、シチリアの大宮廷裁判所を手本にしようとしたが、結果的には上手くいかなかった。フリードリヒ2世が、1231年に、シチリア王として発布した、シチリア王国勅法集成については、清水廣一郎「シチリア王国勅法集成」久保正幡先生還暦記念出版準備会編・前掲所収 134-143頁、および、西川洋一「シチリア王国勅法集成」の法源論」海老原明夫編『法の近代とポストモダン』（東京大学出版会 1993年）所収、および、西川洋一「シチリア王国勅法集成の訴訟法（1）～（3・完）」『法学協

1415年以來、既に、国王カンマー裁判所が、国王宮廷裁判所の使命を引き継いでいた¹⁴¹。だが、もはや諸侯たちは、そこにおいて体现された国王の裁判権を、受け入れなかった。

今や、1495年に、ヴォルムス帝国議会で、永久ラント平和令が決定され、そして、これ以後、争いについての解決が、裁判所においておこなわれることとなった。そのためには、変化する政治的な力関係に適合させると同時に、裁判の専門化をおこない、国王の人格に依存しないような機能のある裁判権を手に入れること、についての必要性を顧慮した、裁判制度が考察されなければならなかった。1495年、後には1521年、1555年、そして1654年の最終帝国議会決議の各バージョンにおける帝室裁判所令が、そのような裁判制度を生み出した。

しかし、その後、皇帝マクシミリアン1世は、彼の国王裁判権を行使することも断念しなかった。そして、この目的のために、1497/98年の宮廷規則を通じて、彼の宮廷顧問会議を、新たに整えた。これは、1527年および1541年の

会雑誌』第115巻第2号・第8号・第12号（1998年）所収を参照。

¹⁴¹ 国王カンマー裁判所について、より詳しくは、Franklin, Otto: *Das königliche Kammergericht vor dem Jahre 1495*, Berlin, 1871.を参照。なお、このフランクリンの文献の内容を紹介しているものとして、文字浩「国王カンマー裁判所の訴訟手続について（1）」『南山法学』第17巻第4号（1994年）がある。国王カンマー裁判所についての、さらに新しい文献として、Kocher, Gernot: *Erbländische Aspekte der Höchstgerichtsbarkeit im Alten Reich*, in: Sellert, Wolfgang (Hg.), a.a.O.および、Maurer, Julia: *Das Königsgericht und sein Wirken von 1451 bis 1493*, in: Diestelkamp, Bernhard (Hg.): *Das Reichskammergericht, Köln/Weimar/Wien, 2003.*がある。そして、中世後期の国王裁判権についての最新の研究内容が、Diestelkamp, Bernhard: *Vom einstufigen Gericht zur obersten Rechtsmittelinstanz, Köln/Weimar/Wien, 2014.*において示されており、例えば、国王カンマー裁判所の活動開始年について、Zippelius, a.a.O., S.47.およびミッターイス＝リーベリッヒ・前掲362頁では、1415年以來とされているが、このDiestelkamp, a.a.O., S.27.では、1400年以來とされているのである。なお、本節の末尾で示す関連年表においては、国王カンマー裁判所の活動開始年について、さしあたり、1415年としている。この他に、田口正樹「中世後期ドイツの国王宮廷における非訟事件」『北大法学論集』66巻5号（2016年）所収では、13世紀後半から14世紀半ばまでの、皇帝・国王宮廷における非訟事件の処理活動について、紹介ならびに検討がおこなわれている。

宮廷顧問会議規則のような、いくつかの中間的な解決を経て、1559 年および 1637 年および 1654 年の帝国宮内法院規則を通じて再調整された。こうして、帝国宮内法院は、帝室裁判所と並ぶ、帝国第 2 の最高裁判所として、しっかりと定着した¹⁴²。

本節を作成するに際して知り得た、中世ドイツの国王裁判所に関連する、いくつかの事柄について、年表形式でまとめると、次の通りとなる。

年号	関連事項	皇帝（在位期間）
769-775 年	改革法	カール大帝（768-814 年）
962 年	神聖ローマ帝国の成立	オットー 1 世（936-973 年）
1037 年	レーエン立法	コンラート 2 世（1024-1039 年）
1179-1180 年	ハインリヒ獅子公の裁判	フリードリヒ 1 世（1152-1190 年）
1221-1225 年	ザクセンシュピーゲルの完成	フリードリヒ 2 世（1212-1250 年）
1231 年	諸侯の利益のための取り決め	
	シチリア王国勅法集成の発布	
1235 年	国王宮廷裁判所の創設	

¹⁴² 帝室裁判所ならびに帝国宮内法院については、わが国においても古くから注目されており、数多くの研究がなされてきた。この 2 つの最高裁判所について、解説ならびに関連文献の列挙をおこなっているものとして、さしあたり、勝田ほか・前掲 171-186 頁を参照。また、1555 年の帝室裁判所規則の日本語訳として、文字浩「帝国カンマー裁判所法（1555 年）（1）～（6・完）」『南山法学』第 16 卷第 1・2 号～第 21 卷第 3 号（1992 年～1997 年）所収がある。この他に、関連する文献として、Diestelkamp, Bernhard (Hg.) : Oberste Gerichtsbarkeit und zentrale Gewalt im Europa der frühen Neuzeit, Köln/Weimar/Wien, 1996.および Auer, Leopold/Ogris, Werner/Ortlieb, Eva (Hg.) : Höchstgerichte in Europa, Köln/Weimar/Wien, 2007.がある。

1250-1273 年	大空位時代	
1273年	国王宫廷裁判所裁判官の任命	ルドルフ1世(1273-1291年)
1287年	ヴェルツブルクのラント平和令	
1356年	金印勅書の発布	カール4世(1346-1378年)
1415年	国王カンマー裁判所の創設	ジギスムント(1411-1437年)
1417年	国王宫廷裁判所の改革	
1442年	国王宫廷裁判所の改革	フリードリヒ3世(1440-1493年)
1444年	国王カンマー裁判所の改革	
1451年	国王宫廷裁判所の活動停止	
1495年	帝室裁判所の創設	
1498年	帝国宮内法院の創設	マクシミリアン1世(1493-1519年)

神聖ローマ帝国の皇帝が並ぶ年表の先頭に、フランク国王のカール大帝（カロリング朝）を並べてよいかについては、学説上争いがあると思われる。しかし、本節作成に際し、カール大帝も、裁判制度をめぐる改革をおこなっていたことを知るに至ったため、関連事項として、載せることにした¹⁴³。

オットー1世はザクセン家、コンラート2世はザリアー家、フリードリヒ1世およびフリードリヒ2世はシュタウファー家、カール4世およびジギスムントはルクセンブルク家、ルドルフ1世およびフリードリヒ3世およびマクシミリアン1世はハプスブルク家である。

年表については、上記の内容から明らかなように、今のところ、大変貧弱なものであり、重要な事項が抜け落ちている可能性も高い。今後、さらに加筆・修正をおこなっていく予定である。

¹⁴³ カール大帝の改革法については、久保・前掲 22-23 頁を参照。

最後に、ツィッペリウスによる説明を振り返りながら、今後の課題について、述べておきたい。

彼は、中世ドイツの裁判所の変遷を、諸侯を始めとする諸身分の勢力拡大に伴い、本来は最高裁判権保持者たる国王が、帝国における裁判権への影響力を低下させていく過程として、叙述しているように思う。実際、インムニテートや不移民・不上诉特権や仲裁裁判手続きなどについては丁寧に説明している一方で、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所についての記述は少ない。

しかし、近年、ドイツにおいては、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所について、新たな研究がなされている。よって、今後は、それらに依拠して、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所が、どのような仕組みであったのか、また、どのような手続きがおこなわれていたのかについて、その詳細を明らかにしていきたい。さらに、このような国王裁判所の研究に際しては、以下の点についても、留意しておかなければならない。

約 1000 年間にわたる神聖ローマ帝国の歴史においては、シュタウファー家の皇帝フリードリヒ 1 世、ハプスブルク家の皇帝ルドルフ 1 世、ルクセンブルク家の皇帝カール 4 世、というように、皇帝の家柄が異なっている場合も多い。皇帝が、ハプスブルク家から、安定的に輩出されるようになるのは、15 世紀に入ってからのことである。

ツィッペリウスは、こうした点について述べていないが、このような王家の違いが、国王裁判所の仕組みや手続きに、何か影響を与えているのであろうか。王家が異なれば、従うべきラント法や、保持している特権なども異なっているはずである。また、その当時の政治的状況も、刻一刻と変化していたであろう。こうした法源や、政治的状況等が、国王裁判所に、何か影響を与えているのであろうか¹⁴⁴。

¹⁴⁴ 例えば、田口正樹「13 世紀後半ドイツの帝国国制 (1)」『国家学会雑誌』第 107 巻第 7・8 号 (1994 年) 所収 141-147 頁において、ハプスブルク家の皇帝ルドルフ 1 世による平和回復活動が紹介されている。それによれば、ルドルフ 1 世は、マインツの帝国ラント平和令 (1235 年) の規定に従って、国王宮廷裁判所裁判官を任命している。また、後にヴェルツブルクのラント平和令 (1287 年) を成立させる際にも、マインツの帝国ラント平和令を踏襲している。しか

また、それぞれの王家は、自らの領内での訴訟を管轄する宮廷裁判所を、有していたはずである。そうすると、例えば皇帝ルドルフ 1 世が即位した際には、ハプスブルク家の宮廷裁判所が、そのまま、国王裁判所として位置づけられたのであろうか。そうであるならば、皇帝を輩出した各王家の各宮廷裁判所を、後世に、一括して「国王裁判所」と呼んだのであろうか。また、もしそうであるならば、いわゆる大空位時代においては、どのような状況であったのだろうか。

従来は、神聖ローマ帝国における裁判制度をめぐる大きな変化として、帝国改造が注目されてきた。今後は、それに加えて、帝国改造以前の国王裁判所において、皇帝を輩出する王家が変わる毎に、裁判制度をめぐる何らかの変化が生じていないかについても、注目していきたい。

よって、今後は、上述したようないくつかの点に留意しつつ、国王裁判所についての研究をおこなう予定である。

(3-2) 国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所をめぐる議論

19 世紀の歴史家であるランケは、『宗教改革時代のドイツ史』において、皇帝フリードリヒ 3 世について、次のように述べている。

「君主たちがみなヨーロッパで基礎を固めていたちょうどその時期に、皇帝（フリードリヒ 3 世）はその世襲領から追い立てられ、逃亡者さながらに帝国内を放浪した。彼は無料で饗応してくれる帝国内の修道院や帝国都市の市民の施与にたよって食事をした。そのほかの彼が必要としたものは、彼の国庫の細々とした収入で賄われた。・・・理念的にみれば、世界を統治すべき権力の所有者が、軽侮と憐憫の対象となってしまった。ドイツでは、これまでのような原理や目的や手段によっては、今後いかなる計画も実現しえないことは明らかであった¹⁴⁵。」

し、その当時の実情に即して、重要な補足も付加されている。田口教授が 141 頁において指摘しておられる通り、ルドルフ 1 世の時代については、シュタウファー期の国制との連続性とその変容、という問題が存在しているのである。¹⁴⁵ ランケ・前掲 90-91 頁からの引用。このように、同書では、皇帝フリード

上記のランケの言葉に代表されるように、従来は、皇帝フリードリヒ 3 世に対する否定的な見方を通じて、彼が皇帝として 50 年以上統治した 15 世紀に対しても、否定的な見方をする文献が多く、それほど注目されることはなかったのである。

それゆえ、従来は、例えば、皇帝フリードリヒ 3 世の時代の、裁判制度をめぐる議論などが、活発におこなわれることも、稀であった。19 世紀から 20 世紀にかけて活動した法律家であるエンゲルマンも、皇帝フリードリヒ 3 世と裁判制度との関連について、以下に示す通り、ただ簡潔に述べている。

「皇帝フリードリヒ三世(1440 年—1493 年)は、ほとんど帝国に属しない相続領地に滞在し、従って、帝国内に居住する騎士または諸侯によって宮廷裁判所を構成することが不可能となったから、宮廷裁判所は、1450 年には、その活動を停止した。そこで、皇帝は、皇帝に提出された王の裁判所の管轄に属する事件は、その閣員を参加させて、自らまたは代理官によって、裁判するのが通例であった。この制度は、単なる慣行に基づくもので、司法裁判所(Kammergericht)と呼ばれたが、1471 年 10 月 24 日の命令によって、法律上、確認された。もっとも、この裁判所の司法は、皇帝の内閣の司法と同じように、不信の眼をもって見られ、実際、不完全なものに終わった¹⁴⁶。」

しかし、近年は、皇帝フリードリヒ 3 世とその時代に関する新たな研究が、さかんにおこなわれている¹⁴⁷。そして、それらを踏まえ、カラーによって、皇帝フリードリヒ 3 世の伝記が出版された。

もちろん、皇帝フリードリヒ 3 世の生涯については、既に、ハプスブルク家

リヒ 3 世を、フリードリヒと表記している。

¹⁴⁶ エンゲルマン・前掲 27-28 頁からの引用。このように、同書では、皇帝フリードリヒ 3 世を、フリードリヒと表記している。

¹⁴⁷ 例えば、わが国においても、池谷文夫「15 世紀のドイツ王 = 皇帝の教会支配権」『西洋史研究』新輯第 34 号（2005 年）所収などがある。

の伝記の中でも言及されており、わが国でも知られている¹⁴⁸。しかし、従来、中世後期ハプスブルク史については、オーストリア史や帝国史というより、むしろ人物史の観点から研究がなされてきた¹⁴⁹。また、かつて、国制史および法制史の分野では、15世紀の初頭から帝国改造に向けて動き出していた一方で、フリードリヒ3世は、たびたび帝国内の平和維持の努力のみをおこない、それ以外では、もっぱらハプスブルク家の発展に目を向けていた、とされてきた¹⁵⁰。それゆえ、帝室裁判所の創設に関わった皇帝マクシミリアン1世とは対照的に、従来、裁判制度を始めとする国家制度をめぐる議論の中で、皇帝フリードリヒ3世が取り上げられることは、あまりなかったのである。

しかし、現在は、皇帝フリードリヒ3世による統治をめぐって、その再評価がおこなわれつつある。こうした近年の動きの中で、カラーによる伝記が出版されたのである。そこにおいて、皇帝フリードリヒ3世とその当時の神聖ローマ帝国の裁判制度との関わりについての記述がみられ、その内容をめぐって、カラーとディーステルカンプとの間で、議論がおこなわれた¹⁵¹。よって、本節では、以下、この議論の内容紹介を通じて、15世紀の神聖ローマ帝国におけ

¹⁴⁸ ハプスブルク家の伝記の中で、皇帝フリードリヒ3世の生涯が取り扱われている箇所として、例えば、アーダム・ヴァントルツカ（江村洋訳）『ハプスブルク家』（谷沢書房 1981年）100-106頁、ウィートクロフツ・前掲 95-111頁などが挙げられる。また、ツェルナー・前掲 189-201頁、鈴木広和「繁栄と危機」南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』（山川出版社 2011年）所収 78-93頁、池谷文夫「ドイツと中欧」成瀬治ほか編『世界歴史大系 ドイツ史1』（山川出版社 2002年）所収 381-389頁などでも、皇帝フリードリヒ3世の時代が取り上げられている。

¹⁴⁹ 大津留ほか・前掲 17-20頁を参照。

¹⁵⁰ ハルトゥング・前掲 20-24頁、ミッターイス＝リーベリッヒ・前掲 356-357頁を参照。

¹⁵¹ 次の文献に、この議論の内容が収められている。

Diestelkamp, Bernhard / Koller, Heinrich : Kaiser Friedrich III. in rechtsgeschichtlicher Perspektive, in: Zeitschrift für Historische Forschung 33(2006), S.257-266.

したがって、この議論の内容を紹介することを、主たる目的としている本節は、Koller, a.a.O.と Diestelkamp / Koller, a.a.O.に、全面的に依拠している。

る裁判制度をめぐる、研究動向の紹介をおこなうこととしたい¹⁵²。

コラーは、国王裁判権について、次のように説明する。1457年のラディスラウスの死後、オーストリアで起こった混乱によっても動揺した、相変わらずの複雑な状況のなかで、皇帝フリードリヒ3世は、1458年9月1日に、自らの弟であるアルプレヒトを、年間の給与4,000グルデンをもって、皇帝顧問官および国王カンマー裁判所裁判官に任命した。こうして、栄誉に誘われたアルプレヒトが、その職務を果たすべく、フライブルクおよびその周辺地域へ移動し、その地にとどまるかに思われた。しかし、アルプレヒトは、その職務に就くことについて気が進まず、1459年に、マルク伯ヴィルヘルム・フォン・バーデンハッハベルクに、その職務を譲っている。皇帝フリードリヒ3世の意図は、何だったのか。ひょっとすると、皇帝の裁判権を改良すると同時に、フライブルクなどの帝国南西部において、国王カンマー裁判所裁判官に、新たな中心点を作り上げる、という意図があったのだろうか。この問題の解明に向けて、今後、さらなる研究を試みなければならない¹⁵³。1444年のニュルンベルク帝国議会において、国王カンマー裁判所と呼ばれる、国王最高裁判所が、コンラート・フォン・ヴァインスベルクの管轄下に置かれることとなった。彼は、近代化および帝国改造のために尽力した人物であり、既に1442年には、フランクフルトで裁判官も務めていた。コンラートの下では、裁判制度をめぐる、いくつかの改善がみられる。まず、国王宮廷裁判所の開催の頻度が少なかった一方で、国王カンマー裁判所は、このヴァインスベルクの下で、頻繁に開催されるようになった。次に、この時期から、裁判が、基本的に丁寧運営され、記録され、文書ではっきりと示されるようになった。国王カンマー裁判所の膨大な史料によれば、そこでの裁判において、犯行目撃者の供述が重視された。また、度々、法廷での尋問が、コミッサールに委任された。特別委員は、尋問をおこない、それを記録して、国王カンマー裁判所へ送付した。このような、時代遅れの国王宮廷裁判所から、近代的な国王カンマー裁判所への交替という動きを通じて、皇帝フリードリヒ3世が、自らの義務を委任することについての心構えができ、

¹⁵² 本稿では、*königliches Hofgericht* を国王宮廷裁判所、*königliches Kammergericht* を国王カンマー裁判所と呼ぶことにする。

¹⁵³ 以上の記述については、Koller, a.a.O., S.148. u. S.253.に依拠した。

そして、ヴァインスベルクが、国王カンマー裁判所とともに、ニュルンベルクにとどまる準備をした、という可能性がある¹⁵⁴。

このように、コラーは、国王宮廷裁判所から国王カンマー裁判所へと移り変わっていく時期に、皇帝フリードリヒ3世が、国王の諸権利から国王裁判権を分離し、アルプレヒトやヴァインスベルクに、その裁判権を譲ろうとしていた可能性を、指摘しているのである。さらに、ヴァインスベルクによる裁判所改革を根拠に、彼がその裁判権を受け取るつもりがあった可能性も、指摘しているのである。

これに対して、ディーステルカンプは、次のように批判する。コラーは、皇帝フリードリヒ3世が、自らの弟アルプレヒトを、国王カンマー裁判所裁判官に任命したことを紹介している。しかし、その際にコラーは、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所などの国王裁判所が、ヨーロッパ全体と同様、ドイツにおいても、君主の人格に縛られたということについて、誤解している。国王裁判所は、宮廷制度の一部であるがゆえに、宮廷から分離することは不可能であった。訴訟は、独自の機関としての国王宮廷裁判所あるいは国王カンマー裁判所に向けられるのではなくて、帝国最高裁判官としての国王に向けられる。国王は、訴訟に際して、自ら担当するか、宮廷制度の一部であるこれらの国王裁判所に委ねるかについて、自らの意向に従って、決定した。それゆえ、1495年のヴォルムス帝国議会の決議によって、国王カンマー裁判所が改良され、宮廷から分離されたことは、革新的であった。それは、伝統の実存的な基盤との決別であり、その決別は、実際に長く続いた。なお、コラーが、1444年のニュルンベルク帝国議会において、国王カンマー裁判所が、コンラート・フォン・ヴァインスベルクの管轄下に置かれたことを紹介しているが、その際にも、同様の誤解がある¹⁵⁵。

このように、ディーステルカンプは、1495年のヴォルムス帝国議会までは、

¹⁵⁴ 以上の記述については、Koller, a.a.O., S.70. u. S.252.に依拠した。また、コンラート・フォン・ヴァインスベルクについては、池谷文夫「Konrad von Weinsberg 考：15世紀の帝国財務官兼小領主」『茨城大学教育学部紀要（人文・社会科学・芸術）』60号（2011年）所収を参照。

¹⁵⁵ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.258.に依拠した。

国王裁判所が宮廷から分離されるということは、原理上、不可能であったとみている。つまり、アルプレヒトが国王カンマー裁判所裁判官に任命された時も、国王カンマー裁判所がヴァインスベルクの管轄下に置かれた時も、あくまで、皇帝フリードリヒ 3 世が、変わらず帝国最高裁判官であった、という見解なのである¹⁵⁶。

カラーは、国王宮廷裁判所の手続きとアハトについて、次のように説明する。1417 年に、国王宮廷裁判所の改革がおこなわれた。しかし、その内容は、当事者の正当な訴えの後、皇帝が罪人にアハト刑を科すべきである、ということの確認にとどまった。国王宮廷裁判所においては、裁判についての不十分なコメントのみが、アハト台帳に記入され、それ以外の手続きに関する書類は、作成されなかった。1417 年以後の数年間、次のような裁判の流れであった。つまり、被告は、開廷日に 1 度だけ呼ばれ、その後、審理は素早くかつ強引に進められ、アハト刑を科す判決はその日のうちに下されることが多かった。また、その判決は、被告が出席しなかった場合でも、しばしば下された。もちろん、既に皇帝ジギスムントの統治年間の末期に、きっちりとした手続きが頻繁におこなわれるようになり、その後、国王アルプレヒト 2 世がこの近代化を引き継いだ、という可能性もあるが、その詳細については、はっきりしない。皇帝フリードリヒ 3 世による統治が始まった 1440 年以降、多くの訴訟が、基本的には適切に指揮されている。但し、既に存在していた国王カンマー裁判所を利用したという理由だけで、このような改善がなされたのかどうかは、はっきりしない。実際、皇帝フリードリヒ 3 世は、1442 年に、1235 年に作られたとされる国王宮廷裁判所の修復のために、裁判手続きの経過を記録することなどを定めた命令を出している。つまり、国王宮廷裁判所における裁判手続きの改善にも取

¹⁵⁶ 田口正樹「中世後期ドイツの国王裁判所」『北大法学論集』44 卷 4 号（1993 年）所収 136 頁によれば、国王は、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所とは別に、王国の最高裁判官として、随時、彼個人で裁判権を行使することが、可能であった。また、文字浩「旧帝国における帝国最上級裁判所について」『南山法学』第 21 卷第 4 号（1998 年）所収 20 頁によれば、国王カンマー裁判所は、賃貸によってもなお、皇帝の宮廷組織の一部であるという性質は、失われなかった。実際、この裁判所の賃借人であった、マインツ大司教アドルフが、その裁判権を行使できたのは、賃貸人である皇帝フリードリヒ 3 世の宮廷にとどまっている限りにおいてであった。

り組んでいたのである。なお、この当時、皇帝は臣民の訴えに基づいて判決を下し、罪人にアハト刑を科すということが予定されていた¹⁵⁷。

このように、コラーは、皇帝フリードリヒ3世以前について、多少の改善はあったものの、国王宮廷裁判所における手続きを、不十分なものとしてとらえている。そして、皇帝フリードリヒ3世の時代を、裁判手続きの近代化がみられる時期として、とらえているのである。

これに対して、ディーステルカンプは、次のように批判する。コラーは、国王宮廷裁判所の手続きについて、紹介をおこなっている。それによれば、その裁判所で、たった1日で下されたアハト刑の判決の多くが、ただ1日だけ被告が開廷日に呼ばれ、その後の訴訟は素早く、かつ強引に進められ、さらに、被告が出廷しなかった場合にも、しばしば判決が下される、という。1235年から存在している国王宮廷裁判所の活動に対する、この非難に満ちたコラーの見解は、そこでの手続法とアハトの機能についての、ある誤解に基づいている。国王宮廷裁判所の判決は、“きちんとした手続き”なしには、下されない¹⁵⁸。アハト刑を科す判決は、刑事上の訴訟事件の判決に際してのみであったし、それは、たいてい、被告の不出頭に対する、裁判所の反応であった。こうして、訴訟が2つのグループに分けられうる。コラーは、国王宮廷裁判所が、臣民の訴えに基づき、罪人にアハト刑を科す判決を下す、と述べているが、それは誤りである。なぜなら、アハト刑を科すような訴訟は、所有物についての純然たる訴訟とは見なされていないからである。こうした、国王宮廷裁判所における手続きや、そこでの刑事上の訴訟については、まだ全容が解明されたわけではなく、今後も研究が必要である。結局のところ、アハト台帳において確認されるのは¹⁵⁹、コラーが言うような、国王宮廷裁判所がアハト刑を科す判決を、そ

¹⁵⁷ 以上の記述については、Koller, a.a.O., S.69-70. u. S.74, Anm.59., u. S.251. に依拠した。

¹⁵⁸ 国王宮廷裁判所の手続きを示す具体的な条文については、田口正樹「15世紀初頭ドイツ国王宮廷裁判所の手続（史料紹介）」『北大法学論集』44巻6号（1994年）所収495-497頁を参照。

¹⁵⁹ アハト台帳については、田口正樹「中世後期ドイツの国王裁判所」『北大法学論集』44巻4号（1993年）所収141頁を参照。

の日に下した、裁判所の開廷日ではない。むしろ、ただ国王だけの当然の権利であったアハト刑の言い渡しを、その日におこなった、開廷日である。国王宮廷裁判所は、確かに、期限に遅れがちな被告に対しては、アハト刑を科す判決を下すことができた。しかし、その判決は、ただ国王の公布を通じてのみ、効力があつた¹⁶⁰。

このように、ディーステルカンプは、国王宮廷裁判所の手続きが、刑事上の訴訟と、所有物についての純然たる訴訟（＝民事上の訴訟）とに区別される可能性を指摘している。その上で、アハト刑を科す判決を伴う訴訟は、前者に属する、としている。また、アハト刑を科すことができたのは国王のみであった。開廷日に出席しない被告に対して、国王宮廷裁判所がアハト刑を科す判決を下すこともできたが、その際には、国王の認可が必要であった。以上のような理由から、ディーステルカンプは、アハト台帳に記録されている日付をめぐり、臣民の訴えに基づいて、国王宮廷裁判所が、アハト刑を科す判決を下した、開廷日だとするカラーの解釈を、批判しているのである。

カラーは、裁判記録について、次のように説明する。皇帝フリードリヒ3世による統治が始まって以降、裁判手続きは、基本的に、文書に記録され、そして、この時から、裁判記録が作られ始めた¹⁶¹。つまり、ヴァインスベルクによる裁判所改革などを通じて、皇帝フリードリヒ3世の時代に、裁判記録の作成が定着し始めた、と考えているのである。

これに対して、ディーステルカンプは、次のように批判する。カラーは、皇帝フリードリヒ3世による統治が開始されてから、裁判手続きが、基本的には記録されるようになった、と主張している。たしかに、その時期に、手続きを記録することが、目標とされていた。しかし、裁判実務において、それが実現され、定着し始めていたかについては、証明ができない。史料によれば、その当時の国王宮廷裁判所の実務において、カラーの主張を裏付けるような証拠は存在していない。また、その当時の国王カンマー裁判所の実務においても、不

¹⁶⁰ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.258-259.に依拠した。また、田口正樹「15世紀初頭ドイツ国王宮廷裁判所の手続（史料紹介）」『北大法学論集』44巻6号（1994年）所収497頁[1]の条文も参照。

¹⁶¹ 以上の記述については、Koller, a.a.O., S.70.に依拠した。

適切な伝統が残っており、まだ、しっかりした官僚機構に向けての、途中段階であった¹⁶²。

コラーは、裁判官について、次のように説明する。皇帝フリードリヒ3世は、その統治開始直後の1441年に、国王宮廷裁判所の強化および修復を約束した。そして、同年7月に、宮廷裁判所裁判官を任命し、召集した。こうして、1442年12月に、インスブルックで、国王宮廷裁判所が開かれた。主宰者は、司教シルベスター・フォン・キームゼー、司教ゲオルク・フォン・ブリクセンという、2名の定評ある法律家たちであった。こうして、ハプスブルク家の領内にある、小さな司教区の司教を、皇帝の職務のために動員する、ということが通例になった。その裁判では、この2人によって入念に準備された、新たなアハト刑のみが、11件宣告された。そして、その判決に対して、キームゼーとブリクセンによる、責任を伴う署名がなされた。このように、2人の定評ある法律家が参加したことに加えて、この時期は、皇帝ジギスムントの時代よりも、訴訟の数が少なかったこともあり、裁判手続きに関して、多少の改善がみられた。その後も、国王宮廷裁判所は、1443年にウィーナー・ノイシュタットで、1445年にウィーンで開かれた。しかし、その時期になると、訴訟の数が増加したこともあり、誰も責任を伴う署名をせず、伝統的な大ざっぱさによって、裁判が進められるようになり、既に1443年の夏には、そのような判決が22件下されている。このような没落が、1444年にみられた裁判制度をめぐる変化の、要因となった¹⁶³。

このように、コラーは、1442年の国王宮廷裁判所における裁判については、2名の法律家関わったことや、訴訟の件数が少なかったこともあり、手続きに多少の改善がみられると評価している。しかし、その後の訴訟件数の増加により、再び、大ざっぱな審理がおこなわれるようになった。それゆえ、1444年に、ヴァインスベルクの裁判所改革がおこなわれた、と結論付けている。

これに対して、ディーステルカンプは、次のように批判する。コラーによれば、2人の司教、キームゼーとブリクセンは、法律にも精通しており、それゆ

¹⁶² 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.259.に依拠した。

¹⁶³ 以上の記述については、Koller, a.a.O., S.70. u. S.252.に依拠した。

え、1442年に国王宮廷裁判所裁判官に任命されたという。つまり、コラーは、裁判官に任命された2人が、判決発見に参加した、という想定をしているものと思われる。しかし、国王宮廷裁判所は、伝統的なルールに従ったやり方をおこなっていた。それらのルールによれば、裁判の立会人によって、判決が発見されたのに対して、裁判君主の代理人としての裁判官は、手続きを、伝統的なルールに従って、指揮するのみであった。つまり、法律家は、ここで、学識ある訴訟法や実体法の知識を、使えなかったのである。コラーも指摘するように、既に、皇帝ジギスムントの統治の最終年である1437年に、そして、その後の皇帝フリードリヒ3世のもとでは完全に、訴訟の数が増加していた。よって、数多くの聖職者たちの動員を通じて、国王カンマー裁判所の職員を増やすことは、必然であった。法律にも精通した聖職者たちは、国王宮廷裁判所において、裁判の立会人のような役割も、また、特に彼らの専門知識を使う機会もなかった。しかし、国王カンマー裁判所においては、君主または君主によって任命された裁判官が、陪席者との議論の後、判決の宣告に参加した。これにより、国王カンマー裁判所においては、学識ある訴訟法や実体法が発展しえたのである。それゆえ、国王カンマー裁判所だけが、帝国の最高上訴裁判所として、用いられることも可能であった。下級審判決のチェックとしての上訴手続きは、法律家によって下された下級審判決に対してのみ、おこなうことができた。また、その上訴手続きも、法律家の関与を通じておこなわれた。伝統的な手続きによる判決の場合は、それが、判決発見人たちの法の信念に従って発見されたがゆえに、上級裁判所を通じてのチェックを、受け入れにくかった。それゆえ、判決非難の際には、その判決がチェックされたのではなくて、むしろ、疑い深い判決を下した団体の代わりに、法の知恵を定めた権威者による、判決提案が提示される。上記とは異なり、新たな手続きでは、まず下級審において、法律家によって習得された方法およびルールに従って見い出される法規範を適用し、それによって、判決が獲得された。次に、その判決に対する上訴の申し入れがあった場合、上級裁判所の裁判官たちは、それを公正にチェックし、そして修正することができた。なぜなら、彼らは、下級審で用いられた規範およびルールを知っており、上級審でも、それらに従って解釈をおこない、判決に適用したからである。このように、国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所との違いは、

決して、それらのうちの一方には法律学の素人が、そしてもう一方には法律家がいた、という点にのみあるのではなく、むしろ最も重要な違いは、構造上互いに異なる手続きのルールと、その結果として生じる法発見の、というよりむしろ、法の適用の方法にあった。つまり、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所は、それぞれのルールに従って動いており、それにより、両者の構造は異なっている。よって、法律にも精通した聖職者たちを動員するというのは、国王カンマー裁判所におけるルールに従って行動した裁判所での話であるから、コラーが主張するような、彼らを国王宮廷裁判所に動員することを通じて、その構造を変えていたかもしれない、という主張は、言い過ぎであった¹⁶⁴。

このように、ディーステルカンプは、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所について、法律家の関与の可否はもちろんのこと、判決が導き出されるまでの過程や、そこからわかる構造の違いにまで言及しているのである。そして、両者のルールや構造についての明確な区別をしていないコラーを、批判している。

コラーは、皇帝フリードリヒ3世と帝国裁判制度との関係について、次のように説明する。皇帝フリードリヒ3世による帝国改革については、1442年のフリードリヒの改革だけが目を引き、主にその内容の不十分さや欠点が、後の世代によって強調された。そして、その他の点についての取り組みが、あまりに少なすぎるという非難もなされた。まず、19世紀の歴史学者たちは、皇帝フリードリヒ3世が、その統治開始直後に、時代遅れの国王宮廷裁判所を、近代的な国王カンマー裁判所と取り換えた、ということに気付いた。しかし、裁判手続きの変更や改善、そして、一般的に、無能力の目印として否定的な評価が述べられる、委員会の決定的な尽力については、あまり注目されない。こうした前提の下でおこなわれてきた、かつての研究においては、裁判制度改革のための、皇帝フリードリヒ3世の努力を、正しく評価することが、不可能であった¹⁶⁵。

このように、コラーは、皇帝フリードリヒ3世による帝国改革が、従来は、

¹⁶⁴ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.259-260.に依拠した。

¹⁶⁵ 以上の記述については、Koller, a.a.O., S.65.に依拠した。

否定的にとらえられてきたということを紹介した上で、裁判制度改革について、自らは肯定的な評価を下している。

これに対して、ディーステルカンプは、次のように批判する。なぜ、皇帝フリードリヒ 3 世が、1450 年～1451 年の、皇帝の戴冠式のためのローマへの行進の後、もう新たな国王宮廷裁判所裁判官を任命せず、15 世紀の半ば以来、ただ国王カンマー裁判所だけが、中央裁判所として、君主の宮廷に残ったのか、ということについての理由は、今日に至るまで、解明されていない。コラーは、その理由を、皇帝フリードリヒ 3 世による措置であると説明し、この裁判所の変遷における、積極的な彼の役割を強調する。しかし、皇帝フリードリヒ 3 世が、実際に活動的であろうとなかろうと、コラーは、まずその当時の状況について調べるべきであった。1445 年以降、議論の余地のある手続きをめぐる、国王宮廷裁判所の文書が、もはや存在しておらず、むしろ、その存在の最終段階における国王宮廷裁判所のあらゆる手続きが、特許状の認可にだけ関係している。この新たな観察結果は、なぜ、皇帝フリードリヒ 3 世が、国王宮廷裁判所に、もはや訴訟を任せなかったのか、という問題のために必要である。そして、次のような主張が生まれる。君主は、少数の、主要な上訴だけを国王の宮廷に移し、それらを、ただ国王カンマー裁判所にだけ、任せたかもしれないということなのか？この主張は、この時期に、ドイツの世俗の手続法における Appellation という上訴が、一般的に広く受け入れられ始めたということもあり、確かな蓋然性を備えている。こうした説明の仕方は、その裁判所の変遷について、それを構造上の変化の中に埋め込み、それによって、皇帝フリードリヒ 3 世個人による決断、という証明が困難な主張を取り去ることができるという、大きな長所を持つであろう。こうした点がまさに、コラー自身も述べているように、数多くの重要な点のための、十分な下準備に欠けている、ということを示している¹⁶⁶。

このように、ディーステルカンプは、国王宮廷裁判所で裁判がおこなわれなくなり、国王カンマー裁判所のみが存続した理由として、皇帝フリードリヒ 3

¹⁶⁶ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.260-261.に依拠した。

世自身の決断というよりは、当時のドイツの裁判所において、上訴が広く普及し始めていたことを、挙げている。つまり、この当時の、こうした裁判制度をめぐる変化に合わなくなったため、上訴という手続きを持たない国王宮廷裁判所は自然消滅し、最高上訴裁判所としての国王カンマー裁判所だけが存続した、という可能性を指摘しているのである。

ディーステルカンプによる批判に対して、コラーは、以下の通り、反論および補足意見を述べている。

帝国の根本的な改革のためのニュルンベルク帝国議会において、1438年3月18日に、ハプスブルク家のアルプレヒト2世が、皇帝に選ばれた。そして、彼の助言者たちによって、同年7月に、包括的な改革が提案され、そこでは、とりわけ、あらゆるフェーデの禁止、そして、帝国宮廷裁判所(Reichshofgericht)における紛争の解決、という計画が示された。これらの計画のためには、皇帝の同意と援助が必要であった。

しかし、皇帝アルプレヒト2世は、同時にボヘミアの王でもあったがゆえに、帝国の中心地として、改革に必要な費用を負担するべきであった、ドイツに、皇帝がとどまることはできなかった。加えて、戦争や、ボヘミア内部での対立などが、さらに彼をドイツから遠ざけた。

その後、彼は病気にかかり、1439年の秋に、伝染病で亡くなった。また、同時期に、リューベックの司教で、帝国改造の代弁者であるヨハンネス・シェーレおよび裁判制度の修復を担当していたハウプト・フォン・パッペンハイムも、亡くなった。

帝国改造は、こうした状況の下で、後回しにされなければならなかった。そして、新たに皇帝となった、ハプスブルク家のフリードリヒ3世も、帝国の南東部において、今や突発的に発生した混乱に専念しなければならなかったがゆえに、当分の間、帝国改造を遂行するのは不可能であった。

結局、1438年に設定された目標は、1495年になって、ようやく達成された。つまり、ハプスブルク家の皇帝マクシミリアン1世の時代に、ヴォルムス帝国議会において、フェーデの禁止が定められ、そして、帝室裁判所が設立されたのである。この出来事によって、ハプスブルク家の宮廷における裁判制度およ

び国王裁判権の発展が、非常に重要な意味を持っている¹⁶⁷。

皇帝フリードリヒ3世の時代においても、皇帝が帝国の各地域を巡回することが、通例であった。皇帝は、帝国内の危機的状況に陥っている地域などを訪ね、その地で会議を開いた。

また、皇帝は、その機会に、裁判所も開廷した。そして、当事者たちの申し立てに対して、皇帝の判決を下した。この裁判では、争っている相手方も出席する、ということが、暗黙のうちに決められていた。それゆえ、この裁判においては、手続きに関する綿密な記録は、必要なかった。

皇帝フリードリヒ3世も、当初は、こうした時代遅れのシステムに従っていた。よって、チューリヒをめぐるスイス人との争いを、1444年の夏に開催されることになっていた、ニュルンベルク帝国議会の際に開廷される裁判所において、解決することを期待していた。しかし、この争いの経過が、彼の期待を裏切る結果になったため、彼は、25年間ドイツから離れ、1470年以降に、ようやく戻ってきた。

こうして、1444年まで通例であった皇帝の巡回は、断念されることになり、その代わりとして、文書による情報伝達が盛んにおこなわれるようになるのである¹⁶⁸。

従来の国王主宰の議会とは異なる議会、つまり帝国議会が、1378年から始められることになった。しかし、その帝国議会において、実際に帝国諸身分の勢力が決定的に優勢となり、まさに帝国議会の名にふさわしい状態になるのは、1495年からであった。したがって、皇帝フリードリヒ3世の時代の帝国議会においては、依然として、ある程度、皇帝の方が優位であったといえる。

ディーステルカンプによる批判の通り、国王宮廷裁判所だけではなく、国王

¹⁶⁷ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.261-262.に依拠した。なお、皇帝アルブレヒト2世の時代について、より詳しくは、ウィートクロフツ・前掲92-95頁を参照。また、皇帝アルブレヒト2世の時代の帝国改造について、より詳しくはFischer, a.a.O., S.127-143.を参照。

¹⁶⁸ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.262.に依拠した。なお、15世紀の神聖ローマ帝国とスイスとの関係について、さしあたり、森田安一編『スイス・ベネルクス史』（山川出版社 1998年）55-59頁を参照。

カンマー裁判所も、皇帝の人格に縛られたままであったということに、もっと注意を払うべきであった。これゆえに、自らの特権を強く主張した皇帝フリードリヒ 3 世が、国王カンマー裁判所において判決を下すことを通じて、近代化を妨げたという印象が持たれる。

しかし、こうした前提の下でも、次の事実が注目される。つまり、1444 年に、ヴァインスベルクの主導により、ニュルンベルクの国王カンマー裁判所において判決が下された一方で、1445 年には、国王宮廷裁判所の活動が再開された、という事実である。つまり、この 2 つの裁判所は、再び、同時期に活動することとなったのである。

こうして、国王宮廷裁判所においては、皇帝が従来の方法で裁判をおこなう一方、ヴァインスベルクが、ニュルンベルクにおいて、国王から独立して判決を下す、国王カンマー裁判所のための準備をするつもりであったという可能性が、指摘される。

ディーステルカンプは、財政を担う会計官であるヴァインスベルクが、上記のような裁判制度改革をめぐる権限を有していた、という見解には否定的である。たしかに、本来、裁判制度改革をめぐる見解を有していたのは、専門家であるパッペンハイムであった。しかし、彼は後継者を指名せずには亡くなった。そこで、彼とならんで、近代化についての代表的人物であったヴァインスベルクが、会計官の職務を全うしつつ、裁判制度改革をも引き継いだとしても、不思議ではない。

さらに、国王カンマー裁判所の活動の促進を通じて、当時、ニュルンベルクで進められていた、スイスに対する訴訟の中に、皇帝を当事者として組み入れることも促進された。

ヴァインスベルクによる、1444 年の国王カンマー裁判所に関する尽力については、まだ明らかにされていない点も多いが、どうやら、その活動には多くの困難を伴ったようである¹⁶⁹。

皇帝フリードリヒ 3 世の弟である、大公アルプレヒトは、1444 年から、ラン

¹⁶⁹ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.262-263.に依拠した。

デスヘルとして、上部ライン地方の統治を開始した。彼は、それから数年間、皇帝の忠実な助言者であった。しかし、彼は、1457年に、理由は不明だが、その地域を手放し、代わりに、ドナウ地方のランデスヘルになることを要求した。こうして、彼は、皇帝フリードリヒ3世と争うようになったのである。この1457年の史料では、国王宮廷裁判官の代わりに、国王カンマー裁判所の裁判官が、姿を現している。

この大公アルプレヒト4世が、1458年に、毎年4000グルデンの給料をもって、国王カンマー裁判所の裁判官に指名された。しかし、彼は、その後、この職務をバーデンのマルク伯に譲った。そして、最終的には、マインツ大司教が、その職務を担うようになった。このことから、この職務の重要性が明らかになる。

かつて、1438年に帝国改造が進められた際、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所の改革を担うことになっていたらしい、会計官および宮内大臣に、高額な金の支給が約束されていた。大公アルプレヒト4世に4000グルデンを支払うという約束は、そのことを思い出させる。つまり、4000グルデンの給料をもって、大公アルプレヒト4世に対し、国王カンマー裁判所の改革に着手させようとした、という推測が成り立つ。

このように、この高額な給料の存在を根拠にして、結局その後はどうやらおこなわれなかったらしいが、1458年の時点では国王カンマー裁判所の改革がおこなわれる予定であった、という可能性が示されているのである¹⁷⁰。

従来から、皇帝の宮廷の職員があまりに少なかったため、裁判制度の改革をおこなうにあたっては、大きな困難が伴った。例えば、皇帝の巡回による裁判がおこなわれていた、皇帝ジギスムントの時代（在位1410年-1437年）にも、この前提の下で、少数の公証人が対応していた。よって、中央から運ばれる、裁判に必要な書類も、持ち運び可能な分量でなければならなかった。こうして、皇帝フリードリヒ3世の時代以前の皇帝文書は、アハト台帳および少しの記録簿だけで、間に合わされていた。

また、皇帝ジギスムントの時代には、中世盛期以来通例であったように、帝

¹⁷⁰ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.263.に依拠した。

国教会の聖職者が、伝統的な方法で、帝国書記局の職務を担っていた。その後、バーゼル公会議において、公証人や書記の人数の不足が指摘されたため、それらの任命に必要な聖職禄についての、皇帝による処分権限の拡大が、認められた。但し、こうした皇帝の特権が、実際にどの程度まで実現されたのかについては、まだ研究がなされていない。

いずれにしても、皇帝ジギスムントの時代の、皇帝の宮廷の職員数が、安定した近代的な行政をおこなうには、あまりに少なかった。そして、それによって、必要な種々の文書を全く処理できなかった、ということは確実である¹⁷¹。

文書の数の急激な増加が、最も目立つが、その時々の実にさまざまな用途については、まだほとんど解明されていない。この問題に関連する研究も、ごくわずかであり、そこでは、皇帝フリードリヒ3世の時代に発行された文書の数が増加した、ということが強調されるのみである。しかし、これらの月並みな統計に満足してはならない。

皇帝ジギスムントの時代には、権利の有効性の確認または権利の拡大について、まず、彼が発行する文書によって認められなければならなかった。そして次に、それらに対応する特権が付与された。こうして認められた権利は、未来永劫に確定力を持つことになっていた。このように、当時は、文書が非常に重視されていたがゆえに、その発行は、単なる記録の作成だけでなく、労力の必要性をも意味したのである。実際、これらの文書の外観は、非常に印象的であるという。

よって、皇帝は、文書の発行に際し、高い使用料を支払わなければならなかった。公証人たちに対しては、その使用料の中から、筆耕料が支払われた。このような前提のもとで、公証人たちは、非常に多くの利益を享受した。

しかし、フリードリヒ3世の皇帝戴冠(1452年)以降、これらの文書の数が、明らかに減少した。つまり、従来の文書は、その重要性を失い、その代わりに、訴訟記録が広く用いられるようになった。訴訟記録にかかる費用については、

¹⁷¹ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.263-264.に依拠した。なお、公証人についての、わが国における最近の文献として、田口正樹「中世後期ドイツの国王裁判権と公証人」『北大法学論集』65巻5号(2015年)所収がある。

確かに訴訟当事者も負担していたが、簡素に書かれたため、公証人たちに利益をもたらすことは、ほとんどなかった。

1453年に、従来のような文書の発行にかかる費用について、明らかに行政が限界を迎え、そこから超過額が生じた際、皇帝フリードリヒ3世は、まず、財政上の収入を確保しようとした。このことが、従来の文書から訴訟記録への変化にとっての、特徴的な出来事であった。また、このことが、1495年の税体系の改革へとつながるのである¹⁷²。

コラーは、皇帝フリードリヒ3世の時代にみられた、訴訟記録の分量の明らかな増加によって、国王カンマー裁判所の改革および近代化が証明される、と結論付けた。

しかし、ディーステルカンプによれば、1465年以降に改良され始めた国王カンマー裁判所の証拠書類も、いまだ貧弱であり、そして、コラーが強調したような手続きの改革を、証明することはできない。

このディーステルカンプの主張を、コラーは受け入れ、さらに、皇帝および彼の官吏たちが、記録の作成について、その負担を、委員会に押し付けていた場合があることを、認めている。但し、それと同時に、コラーは、今後、この委員会が、皇帝フリードリヒ3世の時代に著しい速さで増加しているという点も考慮した、研究をおこなう必要性を、述べている。

また、皇帝フリードリヒ3世は、一貫した、そして体系的な措置をとっていたわけではなかった。例えば、証人への尋問をおこない、その供述内容を裁判所に文書で伝える、という任務のみを、委員に与える場合があった。その一方で、委員に全権を与え、判決を出させることもあった。

委員が判決を出した場合、皇帝が、さらに、自身の文書によって判決を明示するかどうか、また、彼が、手続きの詳細や証人の供述内容を、厳密に確認するかどうかは、受益者の意志と支払いの準備次第であった。実際に、皇帝の名で発行された文書が、受取人に渡されることもあったが、こうした手続きは、当時、まだ一般的ではなかった。よって、当時のこうした手続きを、後の時代において、検証することはできない。

¹⁷² 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.264.に依拠した。

1470年頃に、書面主義が一般的に強まった。そして、とりわけ、税の記録簿が作成された1471年には、公文書に関する資料を保管し、中央においても、重要な文書の草稿を保管するということが、既に通例となっていた。それらの文書は、ウィーンおよびインスブルックにあり、それらを用いた研究が、待ち望まれている。なお、それらの文書の中に、国王カンマー裁判所に向けて書かれたものがあるかどうかは、まだ知られていない¹⁷³。

ディーステルカンプは、皇帝ジギスムントの時代の多くの手続きが、性急かつ強引に片づけられた、というコラーの主張を批判している。それを受けて、コラーは、自らの考えを強調し過ぎており、そして、不正確な表現であったということをも認めた。

コラーは、1235年のマインツの帝国ラント平和令において、皇帝がアハトを科すことになっており、アハト台帳にはアハトを科された当事者と日付のみを記録しておくことになっている、と規定されていること、そして、この原始的な手続きの方法が、基本的に15世紀の半ばまで維持されていたということをも指摘した。それに対して、ディーステルカンプは、国王宮廷裁判所において、13世紀末以来、しばしばみられる、よく統率された手続きの存在を指摘している。コラーは、それらの手続きの質自体を疑ってはいないが、それらを考慮に入れなかった。

コラーは、皇帝ジギスムントが、1437年の夏に、合計81件のアハト判決を下したという点を、あまりに強調しすぎたことについては認めている。しかし、これらの判決によって、あらゆる帝国臣民たちが81の地方団体および当事者たちと争い、そこから混乱が生まれる結果になった、ということをよく考えた場合、これらの判決は激しく非難されるにちがいない。

皇帝ジギスムントがこれらの判決を下した理由について、コラーは次のように考えている。皇帝ジギスムントは、15年間のフス派戦争の後、フス派へのいくつかの譲歩をおこない、1436年にはボヘミア国王にもなった。しかし、彼は、ボヘミアではほとんど支持されず、そして、決定的な措置を講じることがほと

¹⁷³ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.264-265.に依拠した。

んどできなかつた。1433年に、ローマで皇帝として認められた彼は、ボヘミアに滞在することもあるため、1437年に、都市エーガーにおいて、どうやら帝国権力をはっきりと示すつもりであったらしい。それゆえ、彼は、合計81件のアハト判決を下すことを通じて、ボヘミアに向けて帝国権力を示すための機会と権限を、過度に引き出した¹⁷⁴。

コラーよれば、1437年には、皇帝の宮廷の統治方式とその構造は、時代遅れになっており、帝国の抜本的な改革について、急を要していた。1442年の短期間の緊張緩和の後、再び、伝統的な弊害が表面化した。そして、その弊害は、たしかに皇帝フリードリヒ3世によってほとんど強化されなかつた国王カンマー裁判所の助けをもってしても、克服できなかつた。この裁判所の構造上、資金が必要であり、皇帝フリードリヒ3世は、それを調達することができなかつた、ということも明らかになった。ディーステルカンプによる批判の中では、この当時のこうした問題点についての言及が、不十分である。

コラーによれば、法および国制の肯定的な作用を強調する法学者の思考モデルと、ある出来事についての問題点、とりわけ15世紀末に対しても影響を与えた問題点を指摘する歴史学者の思考モデルとが、今回の議論において、衝突している。

1438年以後、帝国は、再び、激しい混乱によって揺さぶられた。優勢なバーゼル公会議が、教皇庁と争い、そして、対立教皇を選び、西欧の教会は、再び分裂した。この分裂が、あらゆるものを麻痺させた。それと同時に、帝国、とりわけその最高裁判権が改良されるべきであった。ディーステルカンプは、この当時のこれらの困難を、ほとんど考慮していない¹⁷⁵。

以上の通り、コラーとディーステルカンプは、皇帝フリードリヒ3世時代の国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所について、皇帝ジギスムントの時代と比較しつつ、議論をおこなっている。実にさまざま項目について議論がおこ

¹⁷⁴ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.265-266.に依拠した。なお、フス派戦争の経過については、薩摩・前掲第3章を参照。

¹⁷⁵ 以上の記述については、Diestelkamp / Koller, a.a.O., S.266.に依拠した。なお、バーゼル公会議については、さしあたり、フーベルト・イエディン（梅津尚志/出崎澄男訳）『公会議史』（南窓社 1986年）90-93頁を参照。

なわれており、このことから、今回のテーマについての更なる研究の必要性が窺える。

コラーは、今回の議論を通じて、ディーステルカンプの批判を、ある程度受け入れているようである。しかし、基本的には、皇帝フリードリヒ3世の時代に、これらの国王裁判所に関するさまざまな点について、近代化の傾向がみられると考えているようである。いずれにせよ、今回の議論の内容については、まだまだ不明な点が多く、今の時点で、どちらの見解が支持されるべきかの判断を下すのは、時期尚早であると思われる。

コラーによれば、彼の研究手法と、ディーステルカンプの研究手法との違いによって、今回の議論に発展したようである。法学者であるディーステルカンプは、アハト台帳を始めとする裁判関連史料の解釈を通じて、その当時の裁判手続きについての見解を導き出している。歴史学者であるコラーは、そういった史料に加えて、その当時の時代背景も考慮して、見解を導き出している。例えば、皇帝ジギスムントが1437年に下した、81件のアハト判決をめぐる両者の見解の相違は、こうしたアプローチの方法の違いからきているのである。よって、皇帝フリードリヒ3世の時代の裁判制度をめぐる両者の見解の相違についても、同様である。

第4章 国王カンマー裁判所とユダヤ人

近年のドイツの学界動向をみると、皇帝フリードリヒ3世の時代の国王カンマー裁判所の活動に関連する史料集や論文が発表されており、注目されているテーマの1つであることがわかる。ゆえに、本稿作成者も、まず当時の国王カンマー裁判所に焦点を当ててみたい¹⁷⁶。

¹⁷⁶ なお、神聖ローマ帝国における種々の裁判所については、さしあたり、Wesel, Uwe : *Geschichte des Rechts*, 4. Auflage, München, 2014, S.313-314.を参照。また、皇帝フリードリヒ3世時代以前の国王裁判権については、田口正樹「中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為(1~3・完)」『北大法学論集』第67巻5号~第68巻第1号(2017年)所収、および田口正樹「ヴェンツェル時代のドイツ国王裁判権と確認行為」『北大法学論集』第68巻第2号(2017

さて、国王カンマー裁判所に焦点を当てる、と一口に言っても、具体的にどのような観点から注目すべきかが問題となる。この点につき、まず本稿作成者は、先行研究を踏まえて、国王カンマー裁判所においてユダヤ人をめぐる問題が取り扱われていた、ということに注目して研究を進めていきたい。これを通じて、ユダヤ人の問題を例に、国王カンマー裁判所の活動の実態の一端を垣間見ることが可能になるであろう。また、当時、神聖ローマ帝国に居住していたユダヤ人の状況についても、知ることができるであろう。

以上のような点を踏まえて、本章では、先行研究の紹介ならびに論点整理などを中心とした、準備作業をおこなう。

(4-1) ユダヤ人の法律上の地位

中世ヨーロッパにおけるユダヤ人は、常に差別や中傷の対象となっていた。そして、十字軍の機運が高まった時期や、ペスト大流行の時期などには迫害を受けた。また、聖餅冒瀆や儀礼殺人をおこなったとして、迫害を受ける場合もあった¹⁷⁷。

このような状況の下、皇帝フリードリヒ3世の時代の国王カンマー裁判所において、儀礼殺人の容疑をかけられたユダヤ人の問題が、取り上げられている。この点について今後検討していくために、本章では、関連する種々の事柄についての先行研究を、整理しておきたい。

皇帝フリードリヒ3世の時代の国王カンマー裁判所についての、近年の業績

年) 所収を参照。

¹⁷⁷ 中世のユダヤ人への差別や迫害の歴史については、阿部謹也『物語 ドイツの歴史』(中央公論新社 2009年) 73-75頁、上田和夫『ユダヤ人』(講談社 1987年) 78-83頁、大澤武男『ユダヤ人とドイツ』(講談社 2012年) 18-27頁、佐藤彰一/池上俊一『世界の歴史 10 西ヨーロッパ世界の形成』(中央公論新社 2008年) 370-373頁、レオン・ポリャコフ(菅野賢治訳)『反ユダヤ主義の歴史』第1巻(筑摩書房 2005年)を参照。なお、ユダヤ人の歴史について、詳しくは、Battenberg, Friedrich : Das Europäische Zeitalter der Juden, 2 Teilbände, Darmstadt, 1990.および Toch, Michael : Die Juden im mittelalterlichen Reich, 3.Auflage, München, 2013.を参照。

の一例として、マウラーの論文が挙げられる¹⁷⁸。マウラーは、国王カンマー裁判所の関連史料の収集および分析を通じて、(1) 活動時期を5つに分けた場合の、それぞれの時期の訴訟件数、(2) 争う両当事者の社会的地位、(3) 組織体および手続法、(4) 審理される事件、の4点を論じている。

上記(1)～(4)の中でも、とりわけ本稿作成者が注目するのは、(2)である。マウラーは、その中で、皇帝や貴族や市民や商人といった、さまざまな地位の人間が、国王カンマー裁判所を利用していたことを示している。そして、その中には、ユダヤ人も含まれていた¹⁷⁹。

マウラーによれば、皇帝フリードリヒ3世は、ユダヤ人たちの保護者であったため、彼らの問題を気にかけていた。それゆえ、当時の国王カンマー裁判所を、ユダヤ人が利用することも可能であった¹⁸⁰。

中世のドイツにおけるユダヤ人は、権利無能力者として取り扱われていた。よって、彼らは、皇帝によって保護特権を与えられた場合にのみ、生命および財産が保障された。この保護特権は、皇帝が交代する度に、内容の変更あるいは廃止の可能性があった。

ユダヤ人は、裁判に際して、居住国の裁判所および居住国が制定したユダヤ人のための法律に従って、裁かれなければならなかった。固有の民族法であるユダヤ法は、ユダヤ人の仲裁人がユダヤ人同士の争いを解決するという、仲裁の形の場合にのみ、利用が認められていた¹⁸¹。

¹⁷⁸ Maurer, Julia : Das Königsgericht und sein Wirken von 1451 bis 1493, in Diestelkamp, Bernhard (Hg.) : Das Reichskammergericht, Köln / Weimar / Wien, 2003, S.79-115.また、国王カンマー裁判所の研究動向をまとめたものとして、Battenberg, Friedrich: Königliche Kammergerichtsbarkeit im späteren 15. Jahrhundert, in Lieberwirth, Rolf / Lück, Heiner (Hg.) : Akten des 36. Deutschen Rechtshistorikertages, Baden-Baden, 2008, S.525-543.も参照。

¹⁷⁹ Maurer, a.a.O., S.89-92.

¹⁸⁰ Maurer, a.a.O., S.92.

¹⁸¹ 以上の内容については、栗生武夫『中世私法史』（清水弘文堂書房 1968年）73-78頁、および西本穎『西洋法制史講義』（巖松堂書店 1936年）161-165頁、および西本穎『ドイツ国民性展開の理論』（有斐閣 1944年）219-225頁に依拠した。中世のユダヤ人の法律上の地位について、より詳しくは、Heusler,

(4-2) 国王カンマー裁判所とレーゲンスブルク儀礼殺人事件

中世ドイツにおいて、儀礼殺人の容疑をかけられたユダヤ人たちが、捕えられたり、殺害されたり、裁判にかけられたりした。例えば、ドイツで1番最初の儀礼殺人事件である、フルダの儀礼殺人(1235年)に関しては、皇帝フリードリヒ2世が、国王宮廷裁判所を通じて、無罪放免の判決を下している¹⁸²。

その後、ペストの広がりや沈静化してしばらくの間は、ドイツのユダヤ人たちも、平穏な時期を過ごしたとされる。しかし、14世紀末からは、再びドイツ各地で、ユダヤ人追放令が次々に出された。皇帝フリードリヒ3世の時代は、まさにそうした状況の中にあった¹⁸³。

皇帝フリードリヒ3世の時代の有名な儀礼殺人事件は、1475年にトレントで発生したものである¹⁸⁴。この儀礼殺人事件は、帝国各地に大きな影響を与え

Andreas : Institutionen des Deutschen Privatrechts, 1 Band, Leipzig, 1885, S.147-153.および Hübner, Rudolf : Grundzüge des Deutschen Privatrechts, Aalen, 1969, S.94-97.を参照。なお、ユダヤ人をめぐる議論についての、戦前および戦時中のわが国における法学者たちの姿勢については、長尾龍一「戦前期独逸公法学におけるユダヤ人—日本公法学との関連で」長尾龍一『ケルゼン研究Ⅲ』(慈学社出版 2013年)所収290-308頁を参照。また、関連文献として、宮沢正典『増補ユダヤ人論考』(新泉社 1982年)第3章も、合わせて参照。

¹⁸² 中世ヨーロッパにおける儀礼殺人の告発の広がりや、フルダの儀礼殺人等のいくつかの実例について、レーオ・ズィーヴェルス著(清水健次訳・国信浩洋協力)『ドイツにおけるユダヤ人の歴史』(教育開発研究所 1990年)30-41頁を参照。また、フルダの儀礼殺人について、より詳しくは、Diestelkamp, Bernhard : Der Vorwurf des Ritualmordes gegen Juden vor dem Hofgericht Kaiser Friedrichs II. im Jahr 1236, in Diestelkamp, Bernhard : Recht und Gericht im Heiligen Römischen Reich, Frankfurt am Main, 1999, S.27-52.を参照。なお、1236年に皇帝フリードリヒ2世が公布した、神聖ローマ帝国に居住するユダヤ人に適用されるユダヤ人法の内容については、さしあたり、西本穎『西洋法制史講義』(巖松堂書店 1936年)163-164頁、および西本穎『ドイツ国民性展開の理論』(有斐閣 1944年)223-224頁を参照。そのユダヤ人法の原典は、Weinrich(Hg.), a.a.O., Nr.123.所収である。

¹⁸³ ポリアコフ・前掲 149-150頁を参照。

¹⁸⁴ トレントの儀礼殺人事件について、詳しくは、ロニー・ポチャ・シャー著

たとされ、例えば、それまでユダヤ人保護の政策をとっていたレーゲンスブルク当局も、儀礼殺人事件を口実にして、ユダヤ人を追放する政策へと転換した¹⁸⁵。

こうして、トレントでの儀礼殺人事件を契機として、レーゲンスブルクでも、1476年に儀礼殺人の容疑をかけられたユダヤ人が、逮捕された。この動きに対して、皇帝フリードリヒ3世が介入し¹⁸⁶、長い紆余曲折を経て、ようやく1480年に、逮捕されたユダヤ人は釈放された¹⁸⁷。

レーゲンスブルク儀礼殺人事件に対する、皇帝フリードリヒ3世の干渉は、国王カンマー裁判所での訴訟を通じて、おこなわれた。この場合、訴訟当事者としては、原告が、皇帝フリードリヒ3世および国庫出納官であり、被告が、レーゲンスブルクの参事会および出納官であった。コミッサールは、3名であった。訴訟物は、捕えられたユダヤ人たちについてであった。この裁判を通じて、皇帝は度々、レーゲンスブルク側や、コミッサールたちに、ユダヤ人の保護ならびに釈放を命じている。それでも応じないレーゲンスブルク側に対し、皇帝フリードリヒ3世は、1476年9月2日に、刑事裁判権の剥奪にまで言及している。1478年5月8日に、レーゲンスブルク側が、ユダヤ人の釈放を決定したようである。但し、実際に釈放されたのは、さらに後になってからかもしれない¹⁸⁸。

(佐々木博光訳)『トレント 1475年』(昭和堂 2007年)を参照。

¹⁸⁵ 菅原憲『独逸に於ける猶太人問題の研究』(日本評論社 1941年)58-59頁、ポリアコフ・前掲150頁、シャー・前掲125-126頁を参照。

¹⁸⁶ シャー・前掲230-231頁の訳注15で述べられている通り、この当時は既に、ユダヤ人の保護権が皇帝から地域支配者の手に移ったことを示す金印勅書(1356年)が存在していたが、レーゲンスブルクは帝国都市であるので、支配者は皇帝であった。

¹⁸⁷ レーゲンスブルク儀礼殺人事件について、さしあたり、羽田功「キリスト教会とユダヤ人」『藝文研究』第81巻(2001年)所収100-102頁、ポリアコフ・前掲150頁、シャー・前掲125-126頁を参照。より詳しくは、Ziegler, Walter: Regensburg am Ende des Mittelalters, in Henrich, Dieter (Hg.): Albrecht Altdorfer und seine Zeit, Regensburg, 1981, S.72-73.および Hsia, R. Po-chia: The Myth of Ritual Murder, Yale University Press, 1988, pp.72-82.を参照。

¹⁸⁸ 関連史料は数点あるため、さしあたり、それらの史料の概要を時系列に並

結語

最後に、本稿の内容を振り返りつつ、今後の課題を述べておきたい。

15世紀から16世紀にかけて、裁判制度を始めとした国家制度改革に関する内容を含んだ、いわゆる改革文書が、いくつも起草された。改革文書については、それらの内容についてはもちろんのこと、当時の帝国内でどの程度読まれ、どの程度の影響力を有していたのかについて、今後研究が必要であろう。

また、それらの起草者たちについても、今後研究する必要があるだろう。その際には、経歴、教皇や皇帝を始めとした帝国内外の有力者たちとの関係、献本の相手、公会議や帝国議会への出席の有無などに注目することとなる。例えば、本稿で紹介した、マクデブルク司教座聖堂参事会員ハインリヒ・トーケは、皇帝フリードリヒ3世やその側近たちと交流があったのか。交流があった場合に、トーケは、自身の著作を献本していたのか。また、皇帝フリードリヒ3世やその側近たちは、国王裁判所の運営に際して、トーケの著作からの影響を受けているのか。これらの点については、今後の課題としたい¹⁸⁹。

ラウフスが指摘するように、15世紀前半の神聖ローマ帝国において、教会改革と帝国改造は、同時に喫緊の課題となっていた。そして、両者は互いに理念的に結びついており、当時は、その結びつきによってのみ、解決されると考えられていた。実際、ハインリヒ・トーケは、裁判制度改革などを、改革文書の形で提案するのに加えて、教会改革の一例である聖地巡礼の問題にも取り組ん

べた Battenberg, / Diestelkamp (Hg.), a.a.O., Bd.3, Verfahrensnummer : 625, S.1333-1334.所収を参照。また、コミッサールについては、Mitteis / Lieberich : Deutsche Rechtsgeschichte, 17. Auflage, München, 1985, S.243.を参照。

¹⁸⁹ ここで取り上げた課題については、Märtl, a.a.O., S.91-108.および Dümling, Sebastian : Träume der Einfachheit, Matthiesen Verlag, 2017.および Schuler, Peter-Johannes : Recht und Billigkeit als politische Forderung der Reformschriften des 15. Jahrhunderts, in Heinig, Paul-Joachim (Hg.), Kaiser Friedrich III. (1440-1493) in seiner Zeit, Köln/Weimer/Wien, 1993, S.301-315.などを参照しつつ、取り組んでいく予定である。

でいた。帝国改造とはなにか。この問題に取り組むためには、改革文書の研究はもちろんのこと、それらの起草者たちの教会改革思想の解明にも取り組まなければならないのである¹⁹⁰。例えば、前述の通り、トーケは、帝国改造に関連して、一般帝国税の徴収を求めた。それでは、聖地巡礼者の増加による当該地域の教会や支配者や延いては教皇の収入増加、という点については、どのように考えていたのか。帝国財政と、教会および地域財政を考察するにあたって、トーケには何か共通の理念があったのだろうか。この問題は、財源を必要とする帝国裁判制度とも関わりのある話であり、重要である。よって、ハインリヒ・トーケの『ラプラリウス』の分析に取り組むことも、今後の課題としたい。

皇帝フリードリヒ3世の時代は、ただ約50年間という長きに渡った、ということだけではなく、教会改革および帝国改造という、非常に重要なテーマについての議論がなされていた時代であった。こうした議論に関する理解を深めるためにも、その当時のさまざまな出来事について知っておく必要があるだろう。

その当時の年代記として、エベンドルファーの『オーストリア史』と、ピッコローミニの『オーストリア史』とがある。ゆえに、これらの年代記を通じて、皇帝フリードリヒ3世の時代の状況について確認していくことも、今後の課題としたい¹⁹¹。

¹⁹⁰ 教会改革に関する史料集として、Miethke, Jürgen / Weinrich, Lorenz (Hg.) : Quellen zur Kirchenreform im Zeitalter der großen Konzilien des 15. Jahrhunderts, 2 Teilbände, Darmstadt, 1995 u. 2002.がある。

¹⁹¹ エベンドルファーの『オーストリア史』の校訂本として、Lhotsky, Alphons (Hg.) : Chronica Austriae, München, 1980.があり、また、関連文献として、Lhotsky, Alphons : Thomas Ebendorfer, Stuttgart, 1957.および Seidl, Johannes (Hg.) : Thomas Ebendorfer von Haselbach (1388-1464), Wien, 1988.がある。ピッコローミニの『オーストリア史』の校訂本として、Knödler, Julia (Hg.) : Historia Austriasis, Teil 1, Hannover, 2009.および Wagendorfer, Martin (Hg.) : Historia Austriasis, Teil 2, Hannover, 2009.があり、また、ドイツ語訳として、Sarnowsky, Jürgen (Hg.) : Aeneas Silvius de Piccolomini : Historia Austriasis, Darmstadt, 2005.があり、さらに、関連文献として、Wagendorfer, Martin : Studien zur Historia Austriasis des Aeneas Silvius de Piccolominibus, Wien / München, 2003.がある。ここで取り上げた課題については、さしあたり、教会や裁判に関する話題等を探しつつ、取り組んでいく予定である。そし

従来、皇帝フリードリヒ3世時代の法制史および国制史上の問題として、いくつかのラント平和令についての言及がなされてきた¹⁹²。それに加えて、近年のドイツでは、皇帝フリードリヒ3世の時代の法制史および国制史上の問題として、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所についての議論がなされるようになり¹⁹³、関連する史料集も編纂された¹⁹⁴。

こうした研究動向を経て、ドイツにおける裁判の歴史をテーマとした、エストマンの概説書が出版された¹⁹⁵。従来の概説書と比べて¹⁹⁶、このエストマンの概説書では、裁判関連史料の分析を通じて、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所の組織体や手続法について、より具体的かつ詳細に論じられている¹⁹⁷。よって、今後、国王宮廷裁判所はもちろんのこと、国王カンマー裁判所の

て、皇帝フリードリヒ3世自身が、教会改革や帝国改造にどのような姿勢で臨んだのか、という点についての解明を目指したい。

¹⁹² これについては、さしあたり、Rill, Bernd: Friedrich III., Verlag Styria, 1987, S.51-59.を参照。また、最新の関連文献として、Baumbach, Hendrik: Königliche Gerichtsbarkeit und Landfriedenssorge im deutschen Spätmittelalter, Köln / Weimar / Wien, 2017.がある。

¹⁹³ なお、国王カンマー裁判所の活動の分析等を通じて、ハプスブルク家の宮廷における統治の実践および裁判実務との間に、緊密な結びつきがみられるということについて、Reinle, Christine: Zur Gerichtspraxis Kaiser Friedrichs III., in Heinig, Paul-Joachim (Hg.), a.a.O., S.317-353.を参照。

¹⁹⁴ Battenberg, Friedrich: Das Achtbuch der Könige Sigmund und Friedrich III., Köln / Wien, 1986. および Battenberg, Friedrich / Diestelkamp, Bernhard (Hg.): Die Protokoll- und Urteilsbücher des Königlichen Kammergerichts aus den Jahren 1465 bis 1480, Bde.3, Köln / Weimar / Wien, 2004.今後、これらの史料の分析を通じて、前述のコラーとディーステルカンプとの議論について、再検討を加える予定である。

¹⁹⁵ Oestmann, a.a.O.

¹⁹⁶ 従来の概説書の一例として、Kern, a.a.O., S.14-16.における、国王宮廷裁判所および国王カンマー裁判所についての解説を参照。

¹⁹⁷ 国王宮廷裁判所の組織体および手続法については、Oestmann, a.a.O., S.82-91.を参照。なお、Oestmann, a.a.O., S.86-91.において、管轄権等についての解説がおこなわれているが、その際に分析されているのは、Kühn, Margarete (Bearb.): MGH. Constitutiones et acta publica Imperatorum et

関連史料を分析する際にも、このエストマンの概説書が、一定の枠組みを提供してくれるであろう。

今後、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所の組織体および手続法に関する研究を進めていくにあたっては、おそらく2つの点が考えられる。

1つは、帝室裁判所設立の前史という点である。例えば、国王カンマー裁判所が、帝国改造への機運が高まりつつある政治情勢の中で、どのような変化を遂げて、帝室裁判所設立に至ったのかを、組織法および手続法から明らかにすることなどが挙げられる。これは、帝室裁判所や帝国宮内法院との関連を、重視するものである。

もう1つは、皇帝フリードリヒ3世の時代の社会情勢を反映した、国王裁判所の活動実態を明らかにするという点である。その一例として、皇帝フリードリヒ3世の時代のユダヤ人と国王カンマー裁判所をめぐる問題が挙げられるように思う。

今後は、レーゲンスブルク儀礼殺人事件に関する、いくつかの史料の分析を通じて、皇帝フリードリヒ3世の時代の国王カンマー裁判所の活動実態について、理解を深めていきたい¹⁹⁸。

Regum, 10. Bd. : Dokumente zur Geschichte des Deutschen Reichs und seiner Verfassung 1350-1353, Weimar 1987, S.541-542, Nr.724.および Battenberg, Friedrich (Bearb.) Die Königszeit Karls IV. (1346-1355 März), Köln / Wien, 1990, Nr.380, Nr.384, Nr.385, Nr.429, Nr.440.所収の、1353年に国王宮廷裁判所が管轄違いを宣言した史料である。Oestmann, a.a.O., S.90.において述べられているように、この1353年の史料において、既に選帝侯の不移管・不上訴特権が認められており、1356年の金印勅書は、こうした状況を総括したものであるといえる。また、国王カンマー裁判所の組織体および手続法については、Oestmann, a.a.O., S.136-152.を参照。なお、Oestmann, a.a.O., S.139-152.において、国王カンマー裁判所での訴訟の流れについて、解説がおこなわれているが、その際に分析されているのは、Battenberg, / Diestelkamp (Hg.), a.a.O., Bd.2, S.868-872.所収の、1467年の皇帝の国庫出納官と都市マクデブルクとの間での訴訟を記録した史料である。Oestmann, a.a.O., S.151-152.において述べられているように、この史料において、国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所との相違点が示されると同時に、どちらで裁判をおこなうべきかという論争がおこなわれていたことも示されている。

¹⁹⁸ 現在のところ、用いる史料として、Chmel, Joseph : Aktenstücke und Briefe

本稿で取り扱ったこれらのテーマは、一見すると、まとまりや関連性がないもののようにみえるかもしれない。しかし、これまで本稿で述べてきたように、実は、これらの研究を深めることでようやく、本稿作成者の当初の研究目標であった、皇帝フリードリヒ3世時代の国王裁判所の研究が、可能になるのである。このことを再度強調した上で、本稿を締めくくりにしたい。

以上

zur Geschichte des Hauses Habsburg im Zeitalter Maximilians I., Bd.3, Hildesheim, 1968.および Raphael, Straus (Hg.): Urkunden und Aktenstücke zur Geschichte der Juden in Regensburg 1453-1738, München, 1960.等を予定している。また、関連文献として、Moraw, Peter(Hg.): Deutscher Königshof, Hoftag und Reichstag im späteren Mittelalter, Stuttgart, 2002.および Heinig, Paul-Joachim : Kaiser Friedrich III.(1440-1493) Hof, Regierung und Politik, Erster Teil, Köln/Weimar/Wien, 1997, S.52-149.なども挙げられる。